

電原運第2020-29号

令和2年5月29日

原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員

清水 希茂

### 島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり島根原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

### 記

#### 1. 変更の内容

昭和48年4月26日付け48原第4253号で認可を受け、昭和49年3月12日付け49原第939号、昭和50年10月28日付け50原第7883号、昭和51年7月29日付け51安（原規）第35号、昭和52年3月9日付け52安（原規）第21号、昭和52年5月31日付け52安（原規）第130号、昭和52年7月6日付け52安（原規）第187号、昭和54年6月19日付け54資庁第8353号、昭和55年5月22日付け55資庁第6430号、昭和55年8月29日付け55資庁第10601号、昭和56年4月2日付け56資庁第3101号、昭和56年6月19日付け56資庁第7554号、昭和56年8月20日付け56資庁第10448号、昭和57年2月26日付け57資庁第2530号、昭和57年7月31日付け57資庁第10881号、昭和59年5月18日付け59資庁第6564号、昭和59年11月9日付け59資庁第12967号、昭和63年1月29日付け62資庁第16338号、平成元年2月9日付け元資庁第310号、平成元年3月31日付け元資庁第3504号、平成2年3月23日付け2資庁第1878号、平成3年1

月30日付け2資庁第14644号, 平成4年1月24日付け3資庁第14179号, 平成5年6月24日付け5資庁第6195号, 平成5年10月27日付け5資庁第11445号, 平成6年1月27日付け5資庁第14460号, 平成7年1月25日付け6資庁第14392号, 平成8年5月27日付け8資庁第4676号, 平成11年1月29日付け平成10・12・18資第25号, 平成11年6月18日付け平成11・05・31資第10号, 平成12年5月23日付け平成12・05・12資第7号, 平成13年1月5日付け平成12・09・20資第7号, 平成13年2月23日付け平成13・02・15原第13号, 平成13年3月30日付け平成13・03・23原第19号, 平成13年9月19日付け平成13・09・03原第12号, 平成14年2月25日付け平成14・02・04原第3号, 平成14年10月22日付け平成14・10・02原第10号, 平成15年1月31日付け平成14・12・26原第15号, 平成15年10月23日付け平成15・10・03原第14号, 平成15年12月16日付け平成15・11・18原第16号, 平成16年5月20日付け平成15・12・25原第47号, 平成16年6月14日付け平成16・06・04原第19号, 平成17年1月26日付け平成16・12・27原第37号, 平成17年4月21日付け平成17・04・08原第11号, 平成17年6月28日付け平成17・06・13原第26号, 平成17年12月12日付け平成17・11・18原第19号, 平成18年2月22日付け平成18・01・30原第4号, 平成18年8月24日付け平成18・07・04原第16号, 平成19年1月24日付け平成18・12・26原第12号, 平成19年8月31日付け平成19・07・31原第20号, 平成19年12月13日付け平成19・09・28原第23号, 平成19年12月13日付け平成19・11・30原第26号, 平成20年1月21日付け平成19・12・20原第36号, 平成20年8月22日付け平成20・07・11原第17号, 平成20年12月12日付け平成20・10・31原第16号, 平成21年1月19日付け平成20・12・16原第13号, 平成21年8月31日付け平成21・08・05原第1号, 平成22年1月22日付け平成21・12・25原第4号, 平成22年9月6日付け平成22・08・05原第3号, 平成22年9月29日付け平成22・09・15原第2号, 平成23年2月25日付け平成22・11・19原第2号, 平成23年4月4日付け平成23・03・01原第5号, 平成23年5月6日付け平成23・04・08原第34号, 平成23年5月11日付け平成23・04・22原第14号, 平成23年12月22日付け平成23・10・19原第22号, 平成24年6月26日付け平成24・05・29原第2号, 平成24年9月6日付け20120731原第8号, 平成25年2月6日付け原管B発第130107001号, 平成25年7月5日付け原管B発第130745号, 平成26年1月9日付け原管B発第1401091号, 平成26年2月26日付

け原管B発第1402261号，平成27年5月11日付け原規規発第1505116号，平成27年6月17日付け原規規発第1506174号，平成28年3月24日付け原規規発第16032410号，平成28年9月1日付け原規規発第1609012号，平成28年10月25日付け原規規発第1610254号，平成29年4月19日付け原規規発第1704196号，平成29年9月27日付け原規規発第1709272号および平成31年3月5日付け原規規発第1903055号で変更認可を受けた島根原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を，別添の島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。（ただし，下線は含まない。）

## 2. 変更の理由

### (1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い，ならびに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき，および同法を実施するため，令和2年1月23日付けで实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部の改正が行われるとともに，原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が制定されたことから，島根原子力発電所原子炉施設保安規定の関連条文の変更および新規条文の追加を行う。

### (2) 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い，以下の条文を変更する。

#### 第1編

- ・第3条（品質保証計画）
- ・第4条（保安に関する組織）
- ・第5条（保安に関する職務）

#### 第2編

- ・第125条（品質保証計画）
- ・第126条（保安に関する組織）
- ・第127条（保安に関する職務）

### (3) 監査業務の見直しに伴う変更

監査業務の見直しに伴い，以下の条文を変更する。

#### 第1編

- ・第3条（品質保証計画）

## 第2編

- ・第125条（品質保証計画）

### （4）関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更

関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動体制の見直しに伴い、以下の条文を変更する。

#### 第1編

- ・第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）
- ・第3条（品質保証計画）
- ・第5条（保安に関する職務）

#### 第2編

- ・第123条（関係法令および保安規定の遵守）
- ・第125条（品質保証計画）
- ・第127条（保安に関する職務）

### 3. 施行期日

- （1）この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- （2）組織改正に伴う、第3条、第4条、第5条、第125条、第126条および第127条の変更については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- （3）組織改正に伴う、第3条、第4条、第5条、第125条、第126条および第127条の変更の適用までの間は、本規定中の用語について、以下のとおり読みかえる。

本規定中の用語	読みかえ
内部監査部門	考査部門
内部監査部門長	考査部門長
内部監査部門部長（原子力監査）	考査部門部長（原子力監査）

以上

別 添

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</p> <p><u>(3)</u> 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p><u>(4)</u> 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</p> <p><u>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</u></p> <p><u>(4)</u> 第4条(保安に関する組織)に定める組織 <u>(内部監査部門を除く。)</u> は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p><u>(5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(6)</u> 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p> <p><u>(7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>	<p>・関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>(2) 社長は、第三者の視点から安全文化醸成活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。また、安全文化醸成等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</p> <p>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、安全文化醸成を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から安全文化醸成活動に対する提言を受ける。</p> <p>(5) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長(第5条(保安に関する職務)第3項から第11項に定める職位)へ安全文化醸成活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</p> <p>(6) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</p> <p>(7) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(安全文化の育成および維持)</p> <p>第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>(2) 社長は、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。また、健全な安全文化の育成および維持等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</p> <p>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、健全な安全文化の育成および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受ける。</p> <p>(5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長(第5条(保安に関する職務)第3項から第11項に定める職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</p> <p>(6) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</p> <p>(7) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)</u>」(以下「<u>JEAC4111</u>」という。)および関係法令に基づく品質マネジメントシステム (<u>安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。</u>)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、<u>下記</u>に定めるものの他 <u>JEAC4111</u> に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 <u>原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称のことをいう。(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u> 原子力施設の事故<u>または</u>故障等の情報<u>ならびに</u>信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。<u>(以下、「ニューシア」という。)</u></p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第106条において同じ。)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質<u>マネジメントシステム</u>計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」および「<u>同規則の解釈</u>」(以下「<u>品管規則</u>」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質<u>マネジメントシステム</u>計画における用語の定義は、<u>以下</u>に定めるものの他 <u>品管規則</u> に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 <u>原子炉等規制法第43条3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>ニューシア</u> 原子力施設の事故<u>もしくは</u>故障等の情報<u>または</u>信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース (<u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>) のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第106条において同じ。)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条(保安に関する組織)に定める発電所の保安に関する組織(本編において、以下「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮する。</p> <p>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度</p> <p>b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</p> <p>c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織(第4条(保安に関する組織)に示す部門(第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。)すべてをいう。以下、本編において同じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 組織は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および4. 2. 1 c), d) に示す規定類で明確にする。</u></p> <p>b) <u>これらのプロセスの順序および相互関係を「図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」に示す。</u></p> <p>c) <u>これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p> <p>f) <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p> <p>g) <u>これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) <u>原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、「7. 4 調達」の中で定める。</u></p>	<p>(4) 組織は、<u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a. <u>プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4. 2. 1 (2), (3) および (4) の表に示す文書で明確にする。</u></p> <p>b. <u>プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</u></p> <p>c. <u>プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</u></p> <p>d. <u>プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e. <u>プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>f. <u>プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</u></p> <p>g. <u>プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p>h. <u>原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <p>a. <u>原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p>b. <u>風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p>c. <u>要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p>d. <u>すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p>e. <u>要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p>f. <u>原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p>g. <u>安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p>h. <u>原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

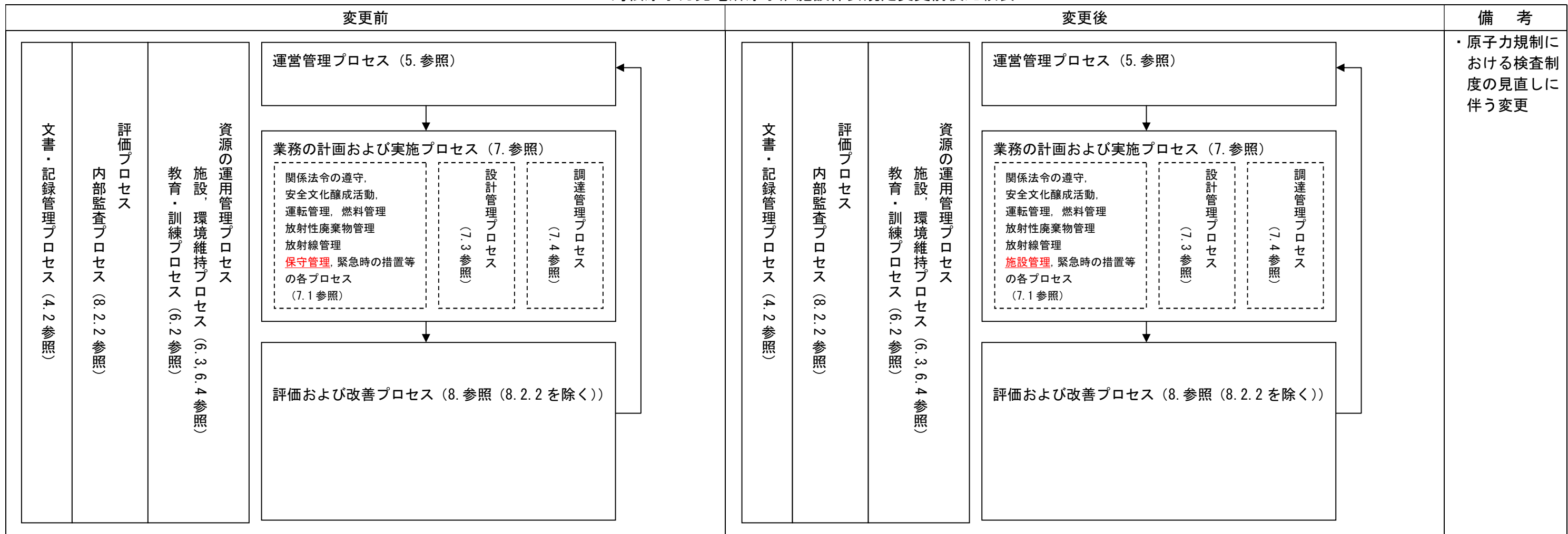


図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係

図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に、規定類と保安規定各条文との関連をb), c) およびd) の表に示す。

なお、c), d) の記録は、適正※に作成する。

※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。

a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明

b) 品質マニュアル

品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名 (関連条文)	制定者
本品質保証計画	社長
原子力品質保証規程 (第3条)	社長
原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則 (第3条)	考査部門長

4.2 品質マネジメントシステムの文書化

4.2.1 一般

組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。

(1) 品質方針および品質目標

(2) 品質マニュアル

品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名 (関連条文)	制定者
本品質マネジメントシステム計画	社長
原子力品質保証規程 (第3条)	社長
原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則 (第3条)	内部監査部門長

備考

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

・組織改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前							変更後							備考
<p>d) 組織内のプロセスの<b>効果的な計画</b>、<b>運用</b>および<b>管理を確実に実施</b>するために、組織が必要と決定した<b>記録を含む文書</b> このうち、<b>組織が必要と決定した</b>二次文書を以下の表に示す。</p>							<p>(3) <b>実効性のある</b>プロセスの<b>計画的な実施</b>および<b>管理がなされるように</b>するために、組織が必要と決定した<b>文書</b> このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>							
関連条項・項目	実施部門			監査部門			関連条項・項目	実施部門			監査部門			
	一次文書名	二次文書名(関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名(関連条文)	制定者		一次文書名	二次文書名(関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名(関連条文)	制定者	
5.4.1 品質目標		<b>マネジメントレビュー基本要領</b> (第3条)	電源事業本部長				5.4.1 品質目標		<b>監視測定および分析基本要領</b> (第3条)	電源事業本部長				
5.5.1 責任および権限		主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領 (第8条, 第8条の2, 第9条, 第9条の2, 第9条の3)	電源事業本部長				5.5.1 責任および権限		主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領 (第8条, 第8条の2, 第9条, 第9条の2, 第9条の3)	電源事業本部長				
5.5.4 <b>内部コミュニケーション</b>	原子力品質保証規程	内部コミュニケーション基本要領 (第3条, 6条, 7条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	5.5.4 <b>組織の内部情報の伝達</b>		内部コミュニケーション基本要領 (第3条, 第6条, 第7条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	<b>内部監査部門部長</b> (原子力監査)
5.6 マネジメントレビュー		マネジメントレビュー基本要領 (第3条)	電源事業本部長				5.6 マネジメントレビュー		マネジメントレビュー基本要領 (第3条)	電源事業本部長				
6.2 <b>人的資源</b>		力量および教育訓練基本要領 (第3条, 117条, 118条)	電源事業本部長				6.1 <b>資源の確保</b> 6.2 <b>要員の力量の確保および教育訓練</b>		力量および教育訓練基本要領 (第3条, 第117条, 第118条)	電源事業本部長				
7.1 <b>業務の計画</b>		電源事業本部保安業務要領 (第78条, 81条, <b>85条</b> , 86条)	電源事業本部部長 (原子力管理)				7.1 <b>個別業務に必要なプロセスの計画</b>		電源事業本部保安業務要領 (第78条, 第81条, <b>第84条の2</b> , 第86条)	電源事業本部部長 (原子力管理)				
		原子炉施設の定期的な評価基本要領 (第106条の3)	電源事業本部長			原子炉施設の定期的な評価基本要領 (第106条の6)	電源事業本部長							
		運転管理要領 (第11条から77条)	島根原子力発電所長			運転管理要領 (第11条から77条)	島根原子力発電所長							
		燃料管理要領 (第78条から <b>85条</b> )	島根原子力発電所長			燃料管理要領 (第78条から <b>第84条の2</b> )	島根原子力発電所長							
		放射性廃棄物管理要領 ( <b>第86条</b> から <b>90条</b> )	島根原子力発電所長			放射性廃棄物管理要領 ( <b>第85条</b> から <b>第89条</b> )	島根原子力発電所長							

・記載の適正化  
・組織改正に伴う変更



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前							変更後							備考																	
c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”および記録 このうち、JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書を以下の表に示す。							(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。																								
関連条項・項目	実施部門			監査部門			関連条項・項目	実施部門			監査部門																				
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																		
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第3条)	電源事業本部長																		
8.2.2 内部監査			実施部門内部監査基本要領 (第3条)	電源事業本部長					原子力品質保証規程	原子力品質保証細則				電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長										
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置			不適合管理・是正処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																		電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長	電源事業本部長
8.5.3 予防処置			予防処置基本要領 (第3条)	電源事業本部長																											

また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。

図2 品質マネジメントシステム文書体系図

図2 品質マネジメントシステム文書体系図

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

・監査業務の見直しに伴う変更  
・組織改正に伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p><u>(1) 組織は、品質マニュアルとして、次の文書を作成し、維持する。</u></p> <p>a) <u>本品質保証計画</u></p> <p>b) <u>原子力品質保証規程</u> <u>当社の品質マネジメントシステムとして本品質保証計画を含め社長がこれを定める。</u></p> <p>c) <u>原子力品質保証細則</u> <u>「原子力品質保証規程」に基づき、電源事業本部長が実施部門の細部事項を定める。</u></p> <p>d) <u>原子力安全管理監査細則</u> <u>「原子力品質保証規程」に基づき、審査部門長が監査部門の細部事項を定める。</u></p> <p><u>(2) 組織は、品質マニュアルに、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</u></p> <p>4. 2. 3 文書管理</p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、規定類に基づき、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、次の活動に必要な管理を規定するために、文書管理に関する社内規定を確立する。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>d) <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p><u>(1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p><u>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p><u>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、記録の管理に関する社内規定を確立する。</u></p>	<p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」および「原子力安全管理監査細則」に次に掲げる事項を定める。</p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p><u>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</u></p> <p><u>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p><u>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p><u>(5) プロセスの相互の関係</u> <u>(「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照)</u></p> <p>4. 2. 3 文書の管理</p> <p><u>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</u></p> <p>a. <u>組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止</u></p> <p>b. <u>文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p>c. <u>品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4. 2. 1(4)の表の4. 2. 3項に係る文書を作成する。</u></p> <p>a. <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう)こと。</u></p> <p>c. <u>品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u></p> <p>d. <u>品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p>e. <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p>f. <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p>g. <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p>h. <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p><u>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた4. 2. 1(4)の表の4. 2. 4項に係る文書を作成する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. <u>経営者の責任</u></p> <p>5. 1 <u>経営者のコミットメント</u>            社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p><u>b) 品質方針を設定する。</u>  <u>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</u>  <u>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p><u>d) マネジメントレビューを実施する。</u>  <u>e) 資源が使用できることを確実にする。</u>  <u>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>5. 2 <u>原子力安全の重視</u>            社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7. 2. 1および8. 2. 1参照）。</p> <p>5. 3 <u>品質方針</u>            社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p><u>a) 組織の目的に対して適切である。</u>  <u>b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u>  <u>c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。</u>  <u>d) 組織全体に伝達され、理解される。</u>  <u>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</u>  <u>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>5. 4 <u>計画</u></p> <p>5. 4. 1 <u>品質目標</u>            (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7. 1 (3) a) 参照）が設定されていることを確実にする。</p>	<p>5. <u>経営責任者等の責任</u></p> <p>5. 1 <u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u>            社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p><u>(1) 品質方針を定めること。</u>  <u>(2) 品質目標が定められているようにすること。</u>  <u>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。）。</u>  <u>(4) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u>  <u>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</u>  <u>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u>  <u>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</u>  <u>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p>5. 2 <u>原子力の安全の確保の重視</u>            社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5. 3 <u>品質方針</u>            社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p><u>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と統合的なものであることを含む。）。</u>  <u>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u>  <u>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</u>  <u>(4) 要員に周知され、理解されていること。</u>  <u>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>5. 4 <u>計画</u></p> <p>5. 4. 1 <u>品質目標</u>            (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p><u>a. 実施事項</u>  <u>b. 必要な資源</u>  <u>c. 責任者</u>  <u>d. 実施事項の完了時期</u>  <u>e. 結果の評価方法</u></p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること。）ものであって、かつ、品質方針と統合的なものとなるようにする。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>なお、組織は、品質目標に関する社内規定を定める。</u>  <u>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</u></p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画          社長は、<u>次の事項を確実にする。</u>  <u>a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u>  <u>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれている。</u></p> <p>5. 5 責任・権限およびコミュニケーション          5. 5. 1 責任および権限          社長は、<u>保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限を第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</u></p> <p>5. 5. 2 管理責任者          (1) 社長は、<u>実施部門の管理責任者として電源事業本部長、監査部門の管理責任者として考査部門長を任命する。</u>  <u>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</u>  <u>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</u>  <u>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u>  <u>c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p>	<p><u>(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4. 2. 1 (3)の表の5. 4. 1項に係る文書を確立する。</u></p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画          (1) 社長は、<u>品質マネジメントシステムが4. 1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</u>          (2) 社長は、<u>プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u>  <u>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u>  <u>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>  <u>c. 資源の利用可能性</u>  <u>d. 責任および権限の割当て</u></p> <p>5. 5 責任・権限およびコミュニケーション          5. 5. 1 責任および権限          社長は、<u>第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者          (1) 社長は、<u>電源事業本部長を組織（内部監査部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</u>  <u>(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</u>  <u>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u>  <u>b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</u>  <u>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u>  <u>d. 関係法令を遵守すること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. 5. 3 <u>プロセス責任者</u>            社長は、<u>プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む実施状況について評価する（5. 4. 1および8. 2. 3参照）。</u></p> <p>d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5. 5. 4 <u>内部コミュニケーション</u>            社長は、<u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u>  <u>なお、組織は、内部コミュニケーションに関する社内規定を定める。</u></p> <p>5. 6 <u>マネジメントレビュー</u>            5. 6. 1 <u>一般</u>  <u>（1）社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</u>  <u>（2）このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u>  <u>（3）マネジメントレビューの結果の記録は、維持する（4. 2. 4参照）。</u></p>	<p>5. 5. 3 <u>管理者</u>  <u>（1）社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第4条（保安に関する組織）に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</u>  <u>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</u>  <u>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u>  <u>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u>  <u>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u>  <u>d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。</u>  <u>e. 関係法令を遵守すること。</u>  <u>（2）管理者は、（1）の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u>  <u>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u>  <u>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u>  <u>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u>  <u>d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u>  <u>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u>  <u>（3）管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</u></p> <p>5. 5. 4 <u>組織の内部の情報の伝達</u>  <u>（1）社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u>  <u>（2）組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、4. 2. 1（3）の表の5. 5. 4項に係る文書を確立する。</u></p> <p>5. 6 <u>マネジメントレビュー</u>            5. 6. 1 <u>一般</u>            社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット  <u>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</u>  <u>a) 監査の結果</u>  <u>b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</u></p> <p><u>c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u>ならびに<u>検査および試験の結果</u>  <u>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p><u>f) 関係法令の遵守状況</u>  <u>d) 予防処置および是正処置の状況</u></p> <p><u>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u>  <u>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u>  <u>i) 改善のための提案</u></p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット  <u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。</u>  <u>a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善</u></p> <p><u>b) 業務の計画および実施にかかわる改善</u>  <u>c) 資源の必要性</u></p>	<p>5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報  <u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u>  <u>(1) 内部監査の結果</u>  <u>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見</u>  <u>(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）</u>  <u>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果</u>  <u>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。（以下、本編において同じ。）</u>  <u>(5) 品質目標の達成状況</u>  <u>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</u>  <u>(7) 関係法令の遵守状況</u>  <u>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</u>  <u>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u>  <u>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u>  <u>(11) 部門または要員からの改善のための提案</u>  <u>(12) 資源の妥当性</u>  <u>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性</u></p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置  <u>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u>  <u>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u>  <u>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u>  <u>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</u>  <u>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u>  <u>e. 関係法令の遵守に関する改善</u>  <u>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u>  <u>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>6. 資源の運用管理</p> <p>6. 1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー 組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、維持する。</p> <p>6. 4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</p> <p>6. 2 人的資源</p> <p>6. 2. 1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有していること。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識 組織は、力量、教育・訓練および認識に関する社内規定に基づき、次の事項を実施する。 a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。 c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。 d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。  e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する（4. 2. 4 参照）。</p>	<p>6. 資源の管理</p> <p>6. 1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を4. 2. 1 (3)の表の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る文書において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。） (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。） (4) その他必要な資源</p> <p>6. 2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。 (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1 (3)の表の5. 4. 1項および6. 2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。 a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7. 1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、<u>社内規定に基づき、保安活動に関する業務（以下「7. 業務の計画および実施」「8. 評価および改善」ではこれらを「業務」という。）に必要なプロセスを計画し、構築する。</u></p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること（4. 1参照）。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>業務の計画にあたって、次の各事項について適切に明確化する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</u></p> <p>c) <u>その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d) <u>業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4. 2. 4参照）</u></p> <p>(4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</u></p>	<p>7. <u>個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</u></p> <p>7. 1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) 組織は、<u>4. 2. 1（4）の表の4. 2. 3項および4. 2. 1（3）の表の7. 1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4. 1（2）c. を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>（1）の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>b. <u>機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</u></p> <p>c. <u>機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</u></p> <p>d. <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p>e. <u>個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) 組織は、<u>策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 2 <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項の明確化</p> <p>(1) 組織は、<u>次の事項を業務の計画（7. 1参照）で明確にする。</u></p> <p><u>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な</u>要求事項</p> <p><u>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>c) 組織が必要と判断する追加</u>要求事項すべて</p> <p>(2) 組織は、<u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長（原子力管理）は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長（原子力管理）へ指示する。</p> <p>7. 2. 2 <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項をレビューする。<u>このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) レビューでは、<u>次の事項を確実にする。</u></p> <p><u>a) 業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が定められている。</p> <p><u>b) 業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が<u>以前に提示されたものと異なる場合には、それについて</u>解決されている。</p> <p><u>c) 組織が、定められた</u>要求事項を満たす能力をもっている。</p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4. 2. 4参照）。</u></p> <p>(4) <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が変更された場合には、組織は、<u>関連する</u>文書を修正する。<u>また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7. 2. 3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p>(1) 組織は、<u>原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を社内規定にて明確にし、実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。</p>	<p>7. 2 <u>個別業務等</u>要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 <u>個別業務等</u>要求事項として<u>明確にすべき事項</u></p> <p>(1) 組織は、<u>次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な</u>要求事項</p> <p><u>b. 関係法令</u></p> <p><u>c. a., b. に掲げるもののほか、組織が必要とする</u>要求事項</p> <p>(2) 組織は、<u>個別業務等</u>要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長（原子力管理）は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長（原子力管理）へ指示する。</p> <p>7. 2. 2 <u>個別業務等</u>要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、<u>機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等</u>要求事項の<u>審査を実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>個別業務等</u>要求事項の審査を実施するに当たり、<u>次に掲げる事項を確認する。</u></p> <p><u>a. 当該個別業務等</u>要求事項が定められていること。</p> <p><u>b. 当該個別業務等</u>要求事項が、<u>あらかじめ定められた個別業務等</u>要求事項と相違する場合においては、その相違点が<u>解明されていること。</u></p> <p><u>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等</u>要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) <u>組織は、（1）の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>個別業務等</u>要求事項が変更された場合においては、<u>関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等</u>要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7. 2. 3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p>(1) 組織は、<u>組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を4. 2. 1（3）の表の7. 2. 3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p><u>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p><u>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p><u>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 3 設計・開発 組織は、<u>設計・開発に関する社内規定に基づき、設計・開発を管理する。</u></p> <p>7. 3. 1 設計・開発の計画 (1) <u>原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u>  <u>a) 設計・開発の段階</u>  <u>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</u>  <u>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限</u></p> <p>(3) <u>効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に参与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) <u>設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット (1) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4. 2. 4参照）。インプットには、次の事項を含める。</u>  <u>a) 機能および性能に関する要求事項</u>  <u>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u>  <u>b) 適用される法令・規制要求事項</u>  <u>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、相反することがないこと。</u></p> <p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット (1) <u>設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</u>  <u>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u>  <u>b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</u>  <u>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</u>  <u>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</u></p>	<p>7. 3 設計開発 組織は、<u>4. 2. 1（3）の表の7. 3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</u></p> <p>7. 3. 1 設計開発計画 (1) <u>組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4. 1（2）c. の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</u>  <u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u>  <u>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</u>  <u>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</u>  <u>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</u>  <u>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</u></p> <p>(3) <u>組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に参与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、（1）により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) <u>組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u>  <u>a. 機能および性能に係る要求事項</u>  <u>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u>  <u>c. 関係法令</u>  <u>d. その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u>  <u>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u>  <u>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u>  <u>c. 合否判定基準を含むものであること。</u>  <u>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、<u>次の事項を目的として、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)体系的なレビューを行う。</u></p> <p><u>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p><u>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)検証を実施する。</u></p> <p><u>この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</u></p> <p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7. 3. 1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u></p> <p>(2) <u>実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>(2) <u>変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p> <p>(4) <u>変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</u></p> <p><u>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p><u>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> <p>7. 3. 6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 4 調達 組織は、<u>調達に関する社内規定に基づき、調達を実施する。</u></p> <p>7. 4. 1 調達プロセス (1) <u>規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u></p> <p>(3) <u>供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>(5) <u>調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</u></p> <p>7. 4. 2 調達要求事項 (1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p><u>a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</u> <u>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</u> <u>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> <u>d) 不適合の報告および処理に関する要求事項</u> <u>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>7. 4 調達 組織は、<u>4. 2. 1 (3) の表の7. 4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</u></p> <p>7. 4. 1 調達プロセス (1) <u>組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。</u></p> <p>(2) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>(5) <u>組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(6) <u>組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</u></p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) <u>組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p><u>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</u> <u>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u> <u>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> <u>d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項</u> <u>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</u> <u>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</u> <u>g. その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 4. 3 調達製品の検証</p> <p>(1) 調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7. 5 業務の実施</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>組織は、業務の計画（7. 1参照）に基づき、業務を管理された状態で実施する。管理された状態は、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視および測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認および要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法および手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項（4. 2. 4参照）</p> <p>e) 妥当性の再確認</p> <p>7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p>	<p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7. 5 個別業務の管理</p> <p>7. 5. 1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8. 2. 3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 5. 4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>7. 5. 5 調達製品の保存 組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7. 6 監視機器および測定機器の管理 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を業務の計画（7. 1参照）に明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。 (2) 組織は、監視および測定の実施と整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する（4. 2. 4参照）。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。 さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4. 2. 4参照）。組織は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する（4. 2. 4参照）。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1（3）の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1（3）の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4. 2. 1（3）の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔（7. 1（1）に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 一般</p> <p>(1) 組織は、<u>次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p><u>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p><u>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を社内規定に定める。</u></p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で社内規定に基づき、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施する。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7. 1 参照）に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。</u></p> <p><u>監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) <u>監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定するために、内部監査に関する社内規定を確立する。</u></p> <p>(4) <u>監査およびその結果の記録を維持する（4. 2. 4 参照）。</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める（8. 5. 2 参照）。</u></p>	<p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 <u>監視測定、分析、評価および改善</u></p> <p>(1) 組織は、<u>監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が（1）の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう）。</u></p> <p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) 組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を4. 2. 1 (3)の表の8. 2. 1項に係る文書に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</u></p> <p><u>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>b. 実効性のある実施および実効性の維持</u></p> <p>(2) 組織は、<u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4. 2. 1 (4)の表の8. 2. 2項に係る文書に定める。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) 組織は、<u>不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 2. 3 プロセスの監視および測定  <u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</u></p> <p><u>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</u></p> <p><u>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。</u></p> <p>8. 2. 4 検査および試験  <u>(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、検査および試験に関する社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画（7. 1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4. 2. 4 参照）。</u></p> <p><u>(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する（4. 2. 4 参照）。</u></p> <p><u>(4) 業務の計画（7. 1 参照）で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</u></p>	<p>8. 2. 3 プロセスの監視測定  <u>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</u>  <u>監視測定の方法には次の事項を含む。</u>  <u>a. 監視測定の実施時期</u>  <u>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1) の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1) の方法により、プロセスが 5. 4. 2 (1) および 7. 1 (1) の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、(1) の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(5) 組織は、5. 4. 2 (1) および 7. 1 (1) の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</u></p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等  <u>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</u></p> <p><u>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定するために、不適合管理に関する社内規定を確立する。</u></p> <p>(3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a) 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。</p> <p>b) 課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</p> <p>c) 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</p> <p>(4) <u>該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(6) <u>不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4. 2. 4参照）。</u></p> <p>(5) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、社内規定に定める</u>公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの<u>適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、社内規定に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) データの分析によって、<u>次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8. 2. 1参照）</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合（8. 2. 3および8. 2. 4参照）</u></p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向（8. 2. 3および8. 2. 4参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7. 4参照）</u></p>	<p>8. 3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、4. 2. 1（4）の表の8. 3項に係る文書に定める。</u></p> <p>(3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a) 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。</p> <p>b) 課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</p> <p>c) 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</p> <p>(4) 組織は、<u>次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a. <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p>b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</u></p> <p>c. <u>機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p>d. <u>機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(6) 組織は、(4) a. の措置を講じた場合においては、<u>個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p>8. 4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、4. 2. 1（3）の表の8. 4項に係る文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1) のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. <u>組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b. <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c. <u>機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</u></p> <p>d. <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8. 5. 2 是正処置 (1) 組織は、再発防止のため、社内規定に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項（J E A C 4 1 1 1 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、是正処置に関する社内規定を確立する。 a) 不適合のレビュー b) 不適合の原因の特定  c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価  d) 必要な処置の決定および実施 f) とった是正処置の有効性のレビュー  e) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</p>	<p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8. 5. 2 是正処置等 (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。 a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。  （a）不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。） （b）類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、4. 2. 1（4）の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に確立し、実施する。 g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1) に掲げる事項について、4. 2. 1（4）の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に定める。 (3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1) のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 5. 3 <u>予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、社内規定に基づき、その原因を除去する処置を決める。</u></p> <p><u>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>(3) 次の事項に関する要求事項（J E A C 4 1 1 1 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、予防処置に関する社内規定を確立する。</u></p> <p><u>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</u></p> <p><u>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>c) 必要な処置の決定および実施</u></p> <p><u>e) とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>d) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</u></p>	<p>8. 5. 3 <u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</u></p> <p><u>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u></p> <p><u>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u></p> <p><u>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p><u>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4. 2. 1 (4)の表の8. 5. 3項に係る文書に定める。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・組織改正に伴う変更</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. <u>審査部門長</u>は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p>3. <u>内部監査部門長</u>は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・組織改正に伴う変更</li> <li>・関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p>7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p>	<p>7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および定期事業者検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>42. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>42. <u>各職位は、第3条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</u></p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>保守管理</u>に関する規定類の制定および改正ならびに保全・<u>保守管理</u>の有効性評価に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者へ指示、指導・助言する。また、電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) <u>溶接事業者検査</u>および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って、検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立会検査には、原則として立会う。</p> <p><u>(5) 所管官庁が法令に基づき行う使用前検査、施設定期検査(以下、「定期検査」という。)には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を行う。</u></p> <p><u>(6) あらかじめ定める記録の内容を確認する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会) 第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>施設管理</u>に関する規定類の制定および改正ならびに保全・<u>施設管理</u>の有効性評価に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、電気事業法第43条に基づき電気工作物の工事、維持および運用に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持および運用に従事する者へ指示、指導・助言する。また、電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請・届出を必要とする工事の場合、手続きが行われたことを確認する。</p> <p>(2) 電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持および運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。</p> <p>(3) <u>使用前事業者検査</u>および定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従って、検査の指導、監督を行う。</p> <p>(4) 所管官庁が法令に基づき行う立会検査には、原則として立会う。</p> <p><u>(5) あらかじめ定める記録の内容を確認する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考								
<p>(構成および定義)</p> <p>第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="97 417 1344 596"> <tr> <td><u>定検</u>停止後の原子炉起動</td> <td><u>定期検査</u>のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td><u>定検</u>停止時</td> <td><u>定期検査</u>のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> </table>	<u>定検</u> 停止後の原子炉起動	<u>定期検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	<u>定検</u> 停止時	<u>定期検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。	<p>(構成および定義)</p> <p>第11条 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <table border="1" data-bbox="1374 417 2620 596"> <tr> <td><u>定事検</u>停止後の原子炉起動</td> <td><u>定期事業者検査</u>のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。</td> </tr> <tr> <td><u>定事検</u>停止時</td> <td><u>定期事業者検査</u>のために原子炉が停止している期間をいう。</td> </tr> </table>	<u>定事検</u> 停止後の原子炉起動	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。	<u>定事検</u> 停止時	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>
<u>定検</u> 停止後の原子炉起動	<u>定期検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。									
<u>定検</u> 停止時	<u>定期検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。									
<u>定事検</u> 停止後の原子炉起動	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉を停止した後の原子炉起動をいう。									
<u>定事検</u> 停止時	<u>定期事業者検査</u> のために原子炉が停止している期間をいう。									
<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則<u>第49条第1項第2号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期検査を受ける</u>べき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、<u>定期検査</u>が終了した日から、次回<u>定期検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間<sup>※1</sup>の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則<u>第55条第4項第1号</u>に基づき、原子力規制委員会が<u>定期事業者検査を行う</u>べき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、<u>定期事業者検査</u>が終了した日から、次回<u>定期事業者検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>								
<p>(条を加える)</p>	<p>(<u>運転管理業務</u>)</p> <p><u>第12条の2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u></p> <p><u>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u></p> <p><u>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。</u></p> <p><u>b. 運転操作(状態管理を含む。)を実施する。</u></p> <p><u>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</u></p> <p><u>(2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号b.による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡されたシステムに対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へシステムを引き渡す。</u></p> <p><u>(3) 各課長または当直長は、第3節(第71条から第74条を除く。)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>								

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部および第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 当直長は、原子炉起動開始前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に、第3節に定める<b>定検</b>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(停止余裕) 第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、停止余裕は、表19-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<b>検査</b>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 課長（燃料技術）は、燃料取替終了後、<b>停止余裕の検査を</b> <math>0.38\% \Delta k/k^{*1}</math> の反応度補正をした状態で<b>実施</b>し、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部および第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。<b>実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</b></p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 当直長は、原子炉起動開始前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に、第3節に定める<b>定事検</b>停止時に実施する検査の結果を確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(停止余裕) 第19条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、停止余裕は、表19-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 停止余裕が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<b>確認</b>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 課長（燃料技術）は、燃料取替終了後、<math>0.38\% \Delta k/k^{*1}</math> の反応度補正をした状態で<b>停止余裕を確認</b>し、その結果を課長（発電）に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(制御棒のスクラム機能)</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<u>定検</u>停止時に<u>制御棒駆動水圧系の検査</u>で、スクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<u>定検</u>停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>定検</u>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁※<sup>1</sup>が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) 課長(放射線管理)は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水濃度を1箇月に1回測定し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1、2の範囲内にあることを、毎日1回確認する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系注入ポンプ運転中の吐出圧力が表24-2に定める値であることを、1箇月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1: 主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち1次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するための貯蔵タンクから注入ポンプまでの吸込配管および注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。</p> <p>(中略)</p>	<p>(制御棒のスクラム機能)</p> <p>第22条 原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。</p> <p>2. 制御棒のスクラム機能が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<u>定事検</u>停止時にスクラム時間が表22-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ほう酸水注入系)</p> <p>第24条 原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系は、表24-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ほう酸水注入系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<u>定事検</u>停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>定事検</u>停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁※<sup>1</sup>が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(3) 課長(放射線管理)は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水濃度を1箇月に1回測定し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの溶液量および温度が図24-1、2の範囲内にあることを、毎日1回確認する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系注入ポンプ運転中の吐出圧力が表24-2に定める値であること<u>および主要な電動弁が開することを</u>、1箇月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>※1: 主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち1次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するための貯蔵タンクから注入ポンプまでの吸込配管および注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。<u>(主要な電動弁については、第2項(5)においても同様。)</u></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(計測および制御設備) [2号炉] 第27条  (中略)  表27-2 1. 原子炉保護系計装 表27-2-1 (2号炉 原子炉保護系計装)				(計測および制御設備) [2号炉] 第27条  (中略)  表27-2 1. 原子炉保護系計装 表27-2-1 (2号炉 原子炉保護系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 中間領域計装 a. 中性子束高	各レンジフルスケールの95%以下	(中略)		1. 中間領域計装 a. 中性子束高	各レンジフルスケールの95%以下	(中略)		
		課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
b. 中性子計装不作動	—	課長(計装)は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時	b. 中性子計装不作動	—	課長(計装)は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
2. 平均出力領域計装 a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」以外のとき)	(中略)		2. 平均出力領域計装 a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」以外のとき)	(中略)		
		課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
(b) 熱流束相当	自動可変設定 (図27に示す設定値以下)	(中略)		(b) 熱流束相当	自動可変設定 (図27に示す設定値以下)	(中略)		
		課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
b. 中性子計装不作動	—	課長(計装)は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時	b. 中性子計装不作動	—	課長(計装)は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
3. 原子炉圧力高	7. 23MPa[gage] 以下	(中略)		3. 原子炉圧力高	7. 23MPa[gage] 以下	(中略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
		課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
4. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上(気水分離器 下端より)	(中略)		4. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上(気水分離器 下端より)	(中略)		
		課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
5. 主蒸気隔離弁閉	開度 90%以上	課長(原子炉)はチャンネル校正(リミットスイッチ調整)を実施する。	定検停止時	5. 主蒸気隔離弁閉	開度 90%以上	課長(原子炉)はチャンネル校正(リミットスイッチ調整)を実施する。	定事検停止時	
		課長(計装)は論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
6. ドライウエル圧力高	13. 7kPa[gage] 以下	(中略)		6. ドライウエル圧力高	13. 7kPa[gage] 以下	(中略)		
		課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
7. スクラム排出水容器水位高	70 ㍉以下 (スクラム排出水容器 1 個あたり)	(中略)		7. スクラム排出水容器水位高	70 ㍉以下 (スクラム排出水容器 1 個あたり)	(中略)		
		課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
8. 主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>※2</sup>	(中略)		8. 主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>※2</sup>	(中略)		
		課長(タービン)はチャンネル校正(リミットスイッチ調整)を実施する。	定検停止時			課長(タービン)はチャンネル校正(リミットスイッチ調整)を実施する。	定事検停止時	
		課長(計装)は論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長(計装)は論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
9. 蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上 <sup>※3</sup>	(中略) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	9. 蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage] 以上 <sup>※3</sup>	(中略) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
10. 主蒸気管放射線高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(中略) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	10. 主蒸気管放射線高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(中略) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
11. 地震大 a. 水平(EL 1.3m) b. 水平(EL34.8m) c. 鉛直(EL 1.3m)	水平(EL 1.3m) 140 Gal 以下 水平(EL34.8m) 350 Gal 以下 鉛直(EL 1.3m) 70 Gal 以下	課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	11. 地震大 a. 水平(EL 1.3m) b. 水平(EL34.8m) c. 鉛直(EL 1.3m)	水平(EL 1.3m) 140 Gal 以下 水平(EL34.8m) 350 Gal 以下 鉛直(EL 1.3m) 70 Gal 以下	課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
12. モードスイッチ「停止」位置	—	課長(計装)は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	12. モードスイッチ「停止」位置	—	課長(計装)は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
13. スクラム回路	—	(中略) 課長(計装)は、手動スクラム論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	13. スクラム回路	—	(中略) 課長(計装)は、手動スクラム論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				
2. 中性子源領域計装 表27-2-2 (2号炉 中性子源領域計装)				2. 中性子源領域計装 表27-2-2 (2号炉 中性子源領域計装)				
要素		項目	頻度	要素		項目	頻度	
1. 中性子源領域計装		(中略) 課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施する。	定検停止時	1. 中性子源領域計装		(中略) 課長(計装)は、チャンネル校正(検出器を除く)を実施する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-1 (2号炉 低圧炉心スプレイ系計装)				3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-1 (2号炉 低圧炉心スプレイ系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低(L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。  (2)課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	1. 原子炉水位低(L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。  (2)課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			
3. 注水弁差圧低(注水可)	4.90MPa <sup>※1</sup>			3. 注水弁差圧低(注水可)	4.90MPa <sup>※1</sup>			
(中略)				(中略)				
(2) 低圧注水系計装 表27-2-3-2 (2号炉 低圧注水系計装)				(2) 低圧注水系計装 表27-2-3-2 (2号炉 低圧注水系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低(L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。  (2)課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	1. 原子炉水位低(L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。  (2)課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			
3. 注水弁差圧低(注水可)	5.30MPa <sup>※1</sup>			3. 注水弁差圧低(注水可)	5.30MPa <sup>※1</sup>			
(中略)				(中略)				
(3) 高圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-3 (2号炉 高圧炉心スプレイ系計装)				(3) 高圧炉心スプレイ系計装 表27-2-3-3 (2号炉 高圧炉心スプレイ系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低(L1H)	261cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。  (2)課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	1. 原子炉水位低(L1H)	261cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。  (2)課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4 (2号炉 自動減圧系計装)				(4) 自動減圧系計装 表 27-2-3-4 (2号炉 自動減圧系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。  (2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	1. 原子炉水位低 (L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。  (2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			
3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	課長(計装)は、論理回路機能を <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	<b>定検</b> 停止時	3. 自動減圧系始動タイム	120秒以下	課長(計装)は、論理回路機能を <b>確認</b> する。	<b>定事検</b> 停止時	
(中略)				(中略)				
4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表 27-2-4-1 (2号炉 主蒸気隔離弁計装)				4. 格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表 27-2-4-1 (2号炉 主蒸気隔離弁計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。  (2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	1. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。  (2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	
2. 主蒸気管放射線高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下			2. 主蒸気管放射線高	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下			
3. 主蒸気流量大	定格蒸気流量の140%以下			3. 主蒸気流量大	定格蒸気流量の140%以下			
4. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			4. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			
5. 主蒸気圧力低	5.87MPa[gage] 以上			5. 主蒸気圧力低	5.87MPa[gage] 以上			
6. 復水器真空低	真空度 28.8kPa[gage] 以上			6. 復水器真空低	真空度 28.8kPa[gage] 以上			
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(2) 格納容器隔離系計装 表27-2-4-2 (2号炉 格納容器隔離系計装)				(2) 格納容器隔離系計装 表27-2-4-2 (2号炉 格納容器隔離系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・記載の適正化
b. 主蒸気管放射線高	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下			b. 主蒸気管放射線高	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下			
c. 主蒸気流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			
e. 主蒸気圧力低	5.87MPa[gage]以上			e. 主蒸気圧力低	5.87MPa[gage]以上			
f. 復水器真空低	真空度 28.8kPa[gage]以上			f. 復水器真空低	真空度 28.8kPa[gage]以上			
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位低 (L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>*1</sup> および高温停止 <sup>*1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	
b. 主蒸気管放射線高	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下			b. 主蒸気管放射線高	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下			
c. 主蒸気流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			
e. 主蒸気圧力低	5.87MPa[gage]以上			e. 主蒸気圧力低	5.87MPa[gage]以上			
f. 復水器真空低	真空度 28.8kPa[gage]以上			f. 復水器真空低	真空度 28.8kPa[gage]以上			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考	
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度		
3. 原子炉浄化系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	毎日 1 回  <b>定検</b> 停止時	3. 原子炉浄化系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日 1 回  <b>定事検</b> 停止時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・ 記載の適正化</li> </ul>	
4. 窒素ガス制御系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	毎日 1 回  <b>定検</b> 停止時	4. 窒素ガス制御系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日 1 回  <b>定事検</b> 停止時		
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			4. 窒素ガス制御系 b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下				
c. 原子炉棟排気放射線高 <sup>※2</sup>	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下			4. 窒素ガス制御系 c. 原子炉棟排気放射線高 <sup>※2</sup>	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下				
d. 燃料取替階放射線高 <sup>※2</sup>	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下			4. 窒素ガス制御系 d. 燃料取替階放射線高 <sup>※2</sup>	6 × (通常運転時のバックグラウンド) 以下				
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	毎日 1 回  <b>定検</b> 停止時	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日 1 回  <b>定事検</b> 停止時		
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			5. 残留熱除去系 b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下				
6. 液体廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	毎日 1 回  <b>定検</b> 停止時	6. 液体廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2) 課長 (計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	毎日 1 回  <b>定事検</b> 停止時		
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			6. 液体廃棄物処理系 b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下				
(中略)				(中略)					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(3) 原子炉棟隔離系計装 表27-2-4-3 (2号炉 原子炉棟隔離系計装)				(3) 原子炉棟隔離系計装 表27-2-4-3 (2号炉 原子炉棟隔離系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低(L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低(L3)	16cm 上方以上 (気水分離器下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	2. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下	(2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
3. 原子炉棟排気放射線高 <sup>*1</sup>	6×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>*2</sup> または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉棟排気放射線高 <sup>*1</sup>	6×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>*2</sup> または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
4. 燃料取替階放射線高 <sup>*1</sup>	6×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	<u>定検</u> 停止時	4. 燃料取替階放射線高 <sup>*1</sup>	6×(通常運転時のバックグラウンド) 以下	(2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	<u>定事検</u> 停止時	
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-5-1 (2号炉 非常用ディーゼル発電機計装)				5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27-2-5-1 (2号炉 非常用ディーゼル発電機計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	-	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	1. 非常用ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	-	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低(L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(2) 課長(電気) および課長(計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	<b>定検</b> 停止時	b. 原子炉水位低(L1)	381cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(2) 課長(電気) および課長(計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	<b>定事検</b> 停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			
2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	-	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	2. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機計装 a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	-	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低(L1H)	261cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(2) 課長(計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	<b>定検</b> 停止時	b. 原子炉水位低(L1H)	261cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(2) 課長(計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	<b>定事検</b> 停止時	
c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			c. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage] 以下			
(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-5-2 (2号炉 原子炉隔離時冷却系計装)				(2) 原子炉隔離時冷却系計装 表27-2-5-2 (2号炉 原子炉隔離時冷却系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低(L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(中略) 課長(計装) は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査</b> を <b>実施</b> する。	<b>定検</b> 停止時	1. 原子炉水位低(L2)	112cm 下方以上 (気水分離器下端より)	(中略) 課長(計装) は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	<b>定事検</b> 停止時	
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備 考
(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表27-2-5-3 (2号炉 原子炉再循環ポンプトリップ計装)				(3) 原子炉再循環ポンプトリップ計装 表27-2-5-3 (2号炉 原子炉再循環ポンプトリップ計装)				
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>*1</sup>	課長(タービン)はチャンネル校正(リミットスイッチ調整)を実施する。	定検停止時	1. 主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>*1</sup>	課長(タービン)はチャンネル校正(リミットスイッチ調整)を実施する。	定事検停止時	
		課長(計装)は論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			課長(計装)は論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
2. 蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage]以上 <sup>*2</sup>	課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	2. 蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4.12MPa[gage]以上 <sup>*2</sup>	課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				
(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27-2-5-4 (2号炉 制御棒引抜監視装置計装)				(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27-2-5-4 (2号炉 制御棒引抜監視装置計装)				
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (ただし、再循環流量 Wd (%) に対し、 0.62Wd+52%の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことを確認する。	起動時	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (ただし、再循環流量 Wd (%) に対し、 0.62Wd+52%の式により設定する。)	当直長は、原子炉熱出力が30%相当以上でバイパスされていないことを確認する。	起動時	
		課長(計装)は、チャンネル校正(検出器は除く)および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正(検出器は除く)および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
b. 不作動	—	課長(計装)は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. 不作動	—	課長(計装)は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
c. 中性子束低	5% <sup>*1</sup>	課長(計装)は、チャンネル校正(検出器は除く)および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	c. 中性子束低	5% <sup>*1</sup>	課長(計装)は、チャンネル校正(検出器は除く)および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				
(5) 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27-2-5-5 (2号炉 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装)				(5) 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27-2-5-5 (2号炉 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装)				
要素	設定値	項目	頻 度	要素	設定値	項目	頻 度	
1. 原子炉水位高(L8)	132cm 上方以下(気水分離器下端より)	(中略)		1. 原子炉水位高(L8)	132cm 上方以下(気水分離器下端より)	(中略)		
		課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考	
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6 (2号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)				(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27-2-5-6 (2号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)					・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・記載の適正化
要素	項目	頻度		要素	項目	頻度			
1. 原子炉圧力	課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能検査を実施する。	定検停止時		1. 原子炉圧力	課長(計装)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を確認する。	定事検停止時			
2. 原子炉隔離時冷却系流量		または		2. 原子炉隔離時冷却系流量		または			
3. 原子炉隔離時冷却系制御		定検停止後の原子炉起動時		3. 原子炉隔離時冷却系制御		定事検停止後の原子炉起動時			
4. 残留熱除去系流量				4. 残留熱除去系流量					
(7) 中央制御室非常用循環系計装 表27-2-5-7 (2号炉 中央制御室非常用循環系計装)				(7) 中央制御室非常用循環系計装 表27-2-5-7 (2号炉 中央制御室非常用循環系計装)					
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度		
1. 原子炉棟排気放射線高 <sup>*1</sup>	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>*2</sup> または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉棟排気放射線高 <sup>*1</sup>	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>*2</sup> または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
2. 燃料取替階放射線高 <sup>*1</sup>	6×(通常運転時のバックグラウンド)以下				2. 燃料取替階放射線高 <sup>*1</sup>			6×(通常運転時のバックグラウンド)以下	
3. 換気系放射線高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			(2) 課長(計装)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			3. 換気系放射線高 <sup>*1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下
(中略)				(中略)					
(8) 事故時計装 表27-2-5-8 (2号炉 事故時計装)				(8) 事故時計装 表27-2-5-8 (2号炉 事故時計装)					
要素	項目	頻度		要素	項目	頻度			
1. 原子炉圧力	(中略)			1. 原子炉圧力	(中略)				
2. 原子炉水位(広帯域)	課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時		2. 原子炉水位(広帯域)	課長(計装)は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時			
3. 原子炉水位(燃料域)				3. 原子炉水位(燃料域)					
4. 格納容器圧力				4. 格納容器圧力					
5. 格納容器雰囲気線量当量率				5. 格納容器雰囲気線量当量率					
(中略)				(中略)					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(計測および制御設備) [3号炉] 第27条の2  (中略)  表27の2-2 1. 原子炉緊急停止系計装 表27の2-2-1 (3号炉 原子炉緊急停止系計装)				(計測および制御設備) [3号炉] 第27条の2  (中略)  表27の2-2 1. 原子炉緊急停止系計装 表27の2-2-1 (3号炉 原子炉緊急停止系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 起動領域 モニタ		(中略)		1. 起動領域 モニタ		(中略)		
a. 原子炉周期短	原子炉周期 10秒以上 (中間領域)	課長(3号電気)は、チャンネル校正 <sup>※3</sup> (検出器を除く)および論理回路機能 <u>検査</u> <sup>※4</sup> を <u>実施</u> する。	定検停止時	a. 原子炉周期短	原子炉周期 10秒以上 (中間領域)	課長(3号電気)は、チャンネル校正 <sup>※3</sup> (検出器を除く)および論理回路機能 <sup>※4</sup> を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
b. 動作不能	—	課長(3号電気)は、論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	b. 動作不能	—	課長(3号電気)は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
2. 平均出力領域モニタ		(中略)		2. 平均出力領域モニタ		(中略)		
a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」以外のとき)	課長(3号電気)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	a. 中性子束高 (a) 中性子束	15%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」以外のとき)	課長(3号電気)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
	120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」のとき)	(中略)			120%以下 (原子炉モードスイッチが「運転」のとき)	(中略)		
		課長(3号電気)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時			課長(3号電気)は、チャンネル校正(検出器を除く)および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図 27 の 2-1 に示す設定値以下)	(中略)		(b) 熱流束相当	自動可変設定以下 (図 27 の 2-1 に示す設定値以下)	(中略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
		課長（3号電気）は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
課長（3号電気）は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定検停止時	課長（3号電気）は、フローユニットのチャンネル校正を実施する。	定事検停止時					
b. 動作不能	—	課長（3号電気）は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時	b. 動作不能	—	課長（3号電気）は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力高	7. 34MPa[gage]以下	(中略)		3. 原子炉圧力高	7. 34MPa[gage]以下	(中略)		
		課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
4. 炉心流量急減	流量変化幅大 (図 27 の 2-2 に示す設定値以上)	課長（3号電気）は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時	4. 炉心流量急減	流量変化幅大 (図 27 の 2-2 に示す設定値以上)	課長（3号電気）は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
5. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(中略)		5. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(中略)		
		課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
6. 主蒸気隔離弁閉	開度 90%以上	課長（3号機械）は、チャンネル校正（リミットスイッチ調整）を実施する。	定検停止時	6. 主蒸気隔離弁閉	開度 90%以上	課長（3号機械）は、チャンネル校正（リミットスイッチ調整）を実施する。	定事検停止時	
		課長（3号電気）は、論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長（3号電気）は、論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
7. ドライウェル圧力高	13. 7kPa[gage]以下	(中略)		7. ドライウェル圧力高	13. 7kPa[gage]以下	(中略)		
		課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
8. 制御棒駆動機構充てん水圧力低	12. 8MPa[gage]以上	(中略)		8. 制御棒駆動機構充てん水圧力低	12. 8MPa[gage]以上	(中略)		
		課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査を実施</u> する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考								
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度									
9. タービン主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>※5</sup>	(中略)		9. タービン主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>※5</sup>	(中略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>								
		課長（3号機械）は、チャンネル校正（リミットスイッチ調整）を実施する。	定検停止時			課長（3号機械）は、チャンネル校正（リミットスイッチ調整）を実施する。	定事検停止時									
		課長（3号電気）は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			課長（3号電気）は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時									
10. タービン蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa [gage] 以上 <sup>※5</sup>	(中略)		10. タービン蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa [gage] 以上 <sup>※5</sup>	(中略)										
		課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時									
11. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(中略)		11. 主蒸気管放射能高	10× (通常運転時のバックグラウンド) 以下	(中略)										
		課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時									
12. 地震加速度大 a. 水平 (EL -4.2m) b. 水平 (EL 27.5m) c. 鉛直 (EL -4.2m)	水平 (EL -4.2m) 140 Gal 以下 水平 (EL 27.5m) 350 Gal 以下 鉛直 (EL -4.2m) 70 Gal 以下	課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	12. 地震加速度大 a. 水平 (EL -4.2m) b. 水平 (EL 27.5m) c. 鉛直 (EL -4.2m)	水平 (EL -4.2m) 140 Gal 以下 水平 (EL 27.5m) 350 Gal 以下 鉛直 (EL -4.2m) 70 Gal 以下	課長（3号電気）は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時									
									13. モードスイッチ「停止」位置	-	課長（3号電気）は、論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	13. モードスイッチ「停止」位置	-	課長（3号電気）は、論理回路機能を確認する。	定事検停止時
(中略)		(中略)		(中略)		(中略)										
※4：論理回路機能検査とは、センサからの出力にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。				※4：論理回路機能の確認とは、センサからの出力にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。												
(中略)				(中略)												
2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉 起動領域モニタ計装）				2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉 起動領域モニタ計装）												
要素		項目	頻度	要素		項目	頻度									
1. 起動領域モニタ計装		(中略)		1. 起動領域モニタ計装		(中略)										
		課長（3号電気）は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定検停止時			課長（3号電気）は、チャンネル校正（検出器を除く）を実施する。	定事検停止時									
(中略)				(中略)												

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧注水系計装 表27の2-2-3-1 (3号炉 低圧注水系計装)				3. 非常用炉心冷却系計装 (1) 低圧注水系計装 表27の2-2-3-1 (3号炉 低圧注水系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1)	288cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1)	288cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.10MPa[gage]*1			3. 原子炉圧力低 (注入可)	3.10MPa[gage]*1			
(中略)				(中略)				
(2) 高圧炉心注水系計装 表27の2-2-3-2 (3号炉 高圧炉心注水系計装)				(2) 高圧炉心注水系計装 表27の2-2-3-2 (3号炉 高圧炉心注水系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
(3) 原子炉隔離時冷却系計装 表27の2-2-3-3 (3号炉 原子炉隔離時冷却系計装)				(3) 原子炉隔離時冷却系計装 表27の2-2-3-3 (3号炉 原子炉隔離時冷却系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(4) 自動減圧系計装 表27の2-2-3-4 (自動減圧系計装)				(4) 自動減圧系計装 表27の2-2-3-4 (自動減圧系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1)	288cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>※1</sup> および高温停止 <sup>※1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1)	288cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>※1</sup> および高温停止 <sup>※1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下 (作動時間遅れ30秒以下)	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下 (作動時間遅れ30秒以下)	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 高圧炉心注水ポンプ出口圧力高	1.45MPa[gage] <sup>※2</sup>	(1) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	3. 高圧炉心注水ポンプ出口圧力高	1.45MPa[gage] <sup>※2</sup>	(1) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
4. 残留熱除去ポンプ出口圧力高	0.84MPa[gage] <sup>※2</sup>			4. 残留熱除去ポンプ出口圧力高	0.84MPa[gage] <sup>※2</sup>			
(中略)				(中略)				
4. 原子炉格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表27の2-2-4-1 (3号炉 主蒸気隔離弁計装)				4. 原子炉格納容器隔離系計装 (1) 主蒸気隔離弁計装 表27の2-2-4-1 (3号炉 主蒸気隔離弁計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>※1</sup> および高温停止 <sup>※1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動 <sup>※1</sup> および高温停止 <sup>※1</sup> において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	2. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			3. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
4. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			4. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			
5. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			5. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			
6. 復水器真空度低	真空度28.8kPa[gage]以上			6. 復水器真空度低	真空度28.8kPa[gage]以上			
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(2) 原子炉格納容器隔離系計装 表27の2-2-4-2 (3号炉 原子炉格納容器隔離系計装)				(2) 原子炉格納容器隔離系計装 表27の2-2-4-2 (3号炉 原子炉格納容器隔離系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	1. 主蒸気ドレン系 a. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・記載の適正化
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			
f. 復水器真空度低	真空度 28.8kPa[gage]以上			f. 復水器真空度低	真空度 28.8kPa[gage]以上			
2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	2. 炉水サンプリング系 a. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動*1および高温停止*1において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	
b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			b. 主蒸気管放射能高	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			
c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			c. 主蒸気管流量大	定格蒸気流量の140%以下			
d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			d. 主蒸気管周囲温度高	93℃以下			
e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			e. 主蒸気管圧力低	6.01MPa[gage]以上			
f. 復水器真空度低	真空度 28.8kPa[gage]以上			f. 復水器真空度低	真空度 28.8kPa[gage]以上			
3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (L2)	59cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	毎日1回  <b>定検</b> 停止時	3. 原子炉冷却材浄化系 a. 原子炉水位低 (L2)	59cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 (2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	毎日1回  <b>定事検</b> 停止時	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考	
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度		
4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	4. 不活性ガス系 a. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>	
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
c. 原子炉棟排気放射能高 <sup>※2</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			c. 原子炉棟排気放射能高 <sup>※2</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下				
d. 燃料取替エリア放射能高 <sup>※2</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下			d. 燃料取替エリア放射能高 <sup>※2</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下				
5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	5. 残留熱除去系 a. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	6. 廃棄物処理系 a. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1)当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回		
b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能検査を実施する。	定検停止時	b. ドライウエル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2)課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を確認する。	定事検停止時		
(中略)				(中略)					



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
(3) 原子炉棟隔離系計装 表27の2-2-4-3 (3号炉 原子炉棟隔離系計装)				(3) 原子炉棟隔離系計装 表27の2-2-4-3 (3号炉 原子炉棟隔離系計装)				・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 ・記載の適正化
1. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	1. 原子炉水位低 (L3)	61cm 上方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	定検停止時	2. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
3. 原子炉棟排気放射能高 <sup>※1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>※2</sup> または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	3. 原子炉棟排気放射能高 <sup>※1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時 <sup>※2</sup> または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において動作不能でないことを指示により確認する。	毎日1回	
4. 燃料取替エリア放射能高 <sup>※1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査を実施</b> する。	定検停止時	4. 燃料取替エリア放射能高 <sup>※1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(2) 課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27の2-2-5-1 (3号炉 非常用ディーゼル発電機計装)				5. その他の計装 (1) 非常用ディーゼル発電機計装 表27の2-2-5-1 (3号炉 非常用ディーゼル発電機計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 非常用ディーゼル発電機計装 (A系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	1. 非常用ディーゼル発電機計装 (A系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。 ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低 (L1)	288cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(2) 課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	b. 原子炉水位低 (L1)	288cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(2) 課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下			c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下			
2. 非常用ディーゼル発電機計装 (B系およびC系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	2. 非常用ディーゼル発電機計装 (B系およびC系) a. 非常用交流高圧電源母線低電圧	—	(1) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において動作不能でないことを指示により確認する。ただし、非常用交流高圧電源母線低電圧を除く。	毎日1回	
b. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(2) 課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時	b. 原子炉水位低 (L1.5)	204cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(2) 課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下			c. ドライウェル圧力高	13.7kPa[gage]以下			
(2) 原子炉隔離時冷却系計装 (原子炉冷却材補給機能) 表27の2-2-5-2 (3号炉 原子炉隔離時冷却系計装 (原子炉冷却材補給機能))				(2) 原子炉隔離時冷却系計装 (原子炉冷却材補給機能) 表27の2-2-5-2 (3号炉 原子炉隔離時冷却系計装 (原子炉冷却材補給機能))				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位低 (L2)	59cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(中略)	定検停止時	1. 原子炉水位低 (L2)	59cm 下方以上 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(中略)	定事検停止時	
		課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。				課長 (3号電気) は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。		
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(3) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装 表27の2-2-5-3 (3号炉 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装)				(3) 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装 表27の2-2-5-3 (3号炉 原子炉冷却材再循環ポンプトリップ計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. タービン主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>※1</sup>	課長 (3号機械) は, チャンネル校正 (リミットスイッチ調整) を実施する。	定検停止時	1. タービン主蒸気止め弁閉	開度 90%以上 <sup>※1</sup>	課長 (3号機械) は, チャンネル校正 (リミットスイッチ調整) を実施する。	定事検停止時	
		課長 (3号電気) は, 論理回路機能 <b>検査</b> を実施する。	定検停止時			課長 (3号電気) は, 論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
2. タービン蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] 以上 <sup>※1</sup>	課長 (3号電気) は, チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査</b> を実施する。	定検停止時	2. タービン蒸気加減弁急速閉	タービン蒸気加減弁パイロット弁の油圧 4. 12MPa[gage] 以上 <sup>※1</sup>	課長 (3号電気) は, チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				
(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27の2-2-5-4 (3号炉 制御棒引抜監視装置計装)				(4) 制御棒引抜監視装置計装 表27の2-2-5-4 (3号炉 制御棒引抜監視装置計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (ただし, 炉心流量 W (%) に対し, 0.68W + 44% の式により設定する。)	(中略)	定検停止時	1. 制御棒引抜阻止 a. 中性子束高	105%以下 (ただし, 炉心流量 W (%) に対し, 0.68W + 44% の式により設定する。)	(中略)	定事検停止時	
		課長 (3号電気) は, チャンネル校正 (検出器は除く。) および論理回路機能 <b>検査</b> を実施する。				課長 (3号電気) は, チャンネル校正 (検出器は除く。) および論理回路機能を <b>確認</b> する。		
		b. 動作不能				—		課長 (3号電気) は, 論理回路機能 <b>検査</b> を実施する。
c. 中性子束低	5% <sup>※1</sup>	課長 (3号電気) は, チャンネル校正 (検出器は除く) および論理回路機能 <b>検査</b> を実施する。	定検停止時	c. 中性子束低	5% <sup>※1</sup>	課長 (3号電気) は, チャンネル校正 (検出器は除く) および論理回路機能を <b>確認</b> する。	定事検停止時	
(中略)				(中略)				
(5) 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27の2-2-5-5 (3号炉 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装)				(5) 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装 表27の2-2-5-5 (3号炉 給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉水位高 (L8)	165cm 上方以下 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(中略)	定検停止時	1. 原子炉水位高 (L8)	165cm 上方以下 (蒸気乾燥器スカート下端より)	(中略)	定事検停止時	
		課長 (3号電気) は, チャンネル校正および論理回路機能 <b>検査</b> を実施する。				課長 (3号電気) は, チャンネル校正および論理回路機能を <b>確認</b> する。		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前				変更後				備考
(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27の2-2-5-6 (3号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)				(6) 中央制御室外原子炉停止装置計装 表27の2-2-5-6 (3号炉 中央制御室外原子炉停止装置計装)				
要素	項目	頻度		要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力	課長(3号電気)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時		1. 原子炉圧力	課長(3号電気)は、チャンネル校正および制御回路切替スイッチの機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時		
2. 高圧炉心注水系流量				2. 高圧炉心注水系流量				
3. 残留熱除去系流量				3. 残留熱除去系流量				
(7) 中央制御室非常用循環系計装 表27の2-2-5-7 (3号炉 中央制御室非常用循環系計装)				(7) 中央制御室非常用循環系計装 表27の2-2-5-7 (3号炉 中央制御室非常用循環系計装)				
要素	設定値	項目	頻度	要素	設定値	項目	頻度	
1. 原子炉棟排気放射能高 <sup>※1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(中略)		1. 原子炉棟排気放射能高 <sup>※1</sup>	10×(通常運転時のバックグラウンド)以下	(中略)		
		課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	定検停止時			課長(3号電気)は、チャンネル校正および論理回路機能を <u>確認</u> する。	定事検停止時	
2. 燃料取替エリア放射能高 <sup>※1</sup>				2. 燃料取替エリア放射能高 <sup>※1</sup>				
(中略)				(中略)				
(8) 事故時計装 表27の2-2-5-8 (3号炉 事故時計装)				(8) 事故時計装 表27の2-2-5-8 (3号炉 事故時計装)				
要素	項目	頻度		要素	項目	頻度		
1. 原子炉圧力	(中略)			1. 原子炉圧力	(中略)			
2. 原子炉水位(広帯域)	課長(3号電気)は、チャンネル校正を実施する。	定検停止時		2. 原子炉水位(広帯域)	課長(3号電気)は、チャンネル校正を実施する。	定事検停止時		
3. 原子炉水位(燃料域)				3. 原子炉水位(燃料域)				
4. ドライウエル圧力				4. ドライウエル圧力				
5. 格納容器雰囲気放射線モニタ				5. 格納容器雰囲気放射線モニタ				
(中略)				(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定検</b>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。<sup>※1</sup></p> <p>(2) 課長(計装)および課長(3号電気)は、<b>定検</b>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 当直長は、主蒸気逃がし安全弁が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表30-3の措置を講じる。</p> <p>※1: 主蒸気逃がし安全弁の取替えを実施する場合は、<b>定期検査</b>前に<b>本検査</b>を行うことができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(主蒸気逃がし安全弁)</p> <p>第30条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は、主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 主蒸気逃がし安全弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定事検</b>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。<sup>※1</sup></p> <p>(2) 課長(計装)および課長(3号電気)は、<b>定事検</b>停止時に、主蒸気逃がし安全弁の逃がし弁機能の設定値が表30-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>3. 当直長は、主蒸気逃がし安全弁が、第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、表30-3の措置を講じる。</p> <p>※1: 主蒸気逃がし安全弁の取替えを実施する場合は、<b>定事検停止時</b>前に<b>本確認</b>を行うことができる。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>
<p>(非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系に関する動作確認時および動作確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定検</b>停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査<b>を実施し、その結果を</b>課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力は、表32-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系または原子炉隔離時冷却系に関する動作確認時および動作確認後4時間以内を除く。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力が前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定事検</b>停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の<b>結果を確認し、</b>課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																
<p>(非常用炉心冷却系その1) 〔2号炉〕 第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39-1に定める事項を運転上の制限とする<sup>※1</sup>。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、<b>定検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系および自動減圧系が模擬信号で作動することおよび格納容器冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項ならびに高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器冷却系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態にあることおよび主要配管<sup>※2</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表39-2</p> <table border="1" data-bbox="94 829 1347 1102"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><b>定検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		<p>(非常用炉心冷却系その1) 〔2号炉〕 第39条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39-1に定める事項を運転上の制限とする<sup>※1</sup>。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（格納容器冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第一発電）は、<b>定事検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系および自動減圧系が模擬信号で作動することおよび格納容器冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に表39-2（項目3）に定める事項ならびに高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（格納容器冷却系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態にあることおよび主要配管<sup>※2</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>表39-2</p> <table border="1" data-bbox="1371 829 2623 1102"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m<sup>3</sup>/h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。</td> <td><b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に1回</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p>	項目	頻度	(中略)		3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回	(中略)		<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
項目	頻度																	
(中略)																		
3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	<b>定検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																	
(中略)																		
項目	頻度																	
(中略)																		
3. 高圧炉心スプレイ系ポンプの全揚程が822m以上で流量が342m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	<b>定事検</b> 停止後の原子炉起動前に1回																	
(中略)																		
<p>(非常用炉心冷却系その1) 〔3号炉〕 第39条の2 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする<sup>※1</sup>。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第二発電）は、<b>定検</b>停止時に、高圧炉心注水系、低圧注水系および自動減圧系が模擬信号で作動することおよび原子炉格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(2) 課長（第二発電）は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動から<b>定期検査</b>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に表39の2-2（項目3）に定める事項ならびに高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態にあることおよび主要配管<sup>※2</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(非常用炉心冷却系その1) 〔3号炉〕 第39条の2 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする<sup>※1</sup>。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> <p>2. 非常用炉心冷却系が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長（第二発電）は、<b>定事検</b>停止時に、高圧炉心注水系、低圧注水系および自動減圧系が模擬信号で作動することおよび原子炉格納容器スプレイ冷却系が手動で作動することを確認する。</p> <p>(2) 課長（第二発電）は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動から<b>定期事業者検査</b>終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に表39の2-2（項目3）に定める事項ならびに高圧炉心注水系、原子炉隔離時冷却系、低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の主要な手動弁と電動弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態にあることおよび主要配管<sup>※2</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>																

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前		変更後		備考
表39の2-2		表39の2-2		
項目	頻度	項目	頻度	
(中略)		(中略)		
3. 高圧炉心注水系ポンプの全揚程が876m以上で、流量が182m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動前に1回	3. 高圧炉心注水系ポンプの全揚程が876m以上で、流量が182m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動前に1回	
(中略)		(中略)		
5. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて45m以上で、流量が182m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 <sup>※6</sup> に1回 その後1箇月に1回	5. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて45m以上で、流量が182m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 <sup>※6</sup> に1回 その後1箇月に1回	
6. 原子炉隔離時冷却系の注入弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 <sup>※6</sup> に1回 その後1箇月に1回	6. 原子炉隔離時冷却系の注入弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 <sup>※6</sup> に1回 その後1箇月に1回	
(中略)		(中略)		
(中略)		(中略)		
(原子炉隔離時冷却系) [2号炉] 第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1に定める事項を運転上の制限とする。 <sup>※1</sup> 2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 課長(第一発電)は、定検停止後の原子炉起動から定期検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。 (2) 当直長は、定検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管 <sup>※2</sup> が満水であることを確認する。		(原子炉隔離時冷却系) [2号炉] 第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉隔離時冷却系は、表41-1に定める事項を運転上の制限とする。 <sup>※1</sup> 2. 原子炉隔離時冷却系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 課長(第一発電)は、定事検停止後の原子炉起動から定期事業者検査終了までの期間において、原子炉隔離時冷却系が模擬信号で作動することを確認する。 (2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、原子炉隔離時冷却系の主要な手動弁と電動弁が、原子炉の運転状態に応じた開閉状態および主要配管 <sup>※2</sup> が満水であることを確認する。		
(中略)		(中略)		
表41-2		表41-2		
項目	頻度	項目	頻度	
1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて44m以上で、流量が93.0m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中 <sup>※3</sup> に1回 その後1箇月に1回	1. 原子炉隔離時冷却系ポンプの全揚程が運転確認時の原子炉圧力に加えて44m以上で、流量が93.0m <sup>3</sup> /h以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中 <sup>※3</sup> に1回 その後1箇月に1回	
2. 原子炉隔離時冷却系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定検停止後の原子炉起動中に1回 その後1箇月に1回	2. 原子炉隔離時冷却系の注水弁および試験可能逆止弁が開することを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態および主要配管が満水であることを確認する。	定事検停止後の原子炉起動中に1回 その後1箇月に1回	
(中略)		(中略)		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第42条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉することおよび全閉時間が、表42-2に定める値であることを確認する。</p> <p>(2) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定検</b>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(主蒸気隔離弁)</p> <p>第42条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 主蒸気隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、主蒸気隔離弁が模擬信号により全閉することおよび全閉時間が、表42-2に定める値であることを確認する。</p> <p>(2) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定事検</b>停止時に、主蒸気隔離弁の漏えい率が表42-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(格納容器および格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁は、表43-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル内部の点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上で、エアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器および格納容器隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定検</b>停止時に、格納容器の漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(2) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(格納容器および格納容器隔離弁)</p> <p>第43条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器および格納容器隔離弁は、表43-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル内部の点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上で、エアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器の機能喪失とはみなさない。</p> <p>2. 格納容器および格納容器隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定事検</b>停止時に、格納容器の漏えい率が表43-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(2) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、表43-3に定める格納容器隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に格納容器バウンダリとなっている格納容器隔離弁が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(サブプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁は、表44-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定検</b>停止時に、サブプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁が全開および全閉することを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(サブプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁)</p> <p>第44条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁は、表44-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。</p> <p>2. サプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定事検</b>停止時に、サブプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁が全開および全閉することを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(可燃性ガス濃度制御系)</p> <p>第47条 原子炉の状態が運転および起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 可燃性ガス濃度制御系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、可燃性ガス濃度制御系の機能を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉棟)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉棟が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉棟給排気隔離弁)</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟給排気隔離弁は、表50-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉棟給排気隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、原子炉棟給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子炉棟)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟は、表49-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉棟が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、原子炉棟を負圧に保ち得ることを確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(原子炉棟給排気隔離弁)</p> <p>第50条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、原子炉棟給排気隔離弁は、表50-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉棟給排気隔離弁が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、原子炉棟給排気隔離弁が模擬信号で全閉することを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は、表51-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ガス処理系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定検</b>停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(非常用ガス処理系)</p> <p>第51条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系は、表51-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ガス処理系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、非常用ガス処理系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定事検</b>停止時に、非常用ガス処理系の総合除去効率が表51-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系)</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系(3号炉については、「原子炉補機冷却海水系」と読みかえる。以下同じ。)は、表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、原子炉補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。)および原子炉補機海水ポンプ(3号炉については、「原子炉補機冷却海水ポンプ」と読みかえる。)(以下、本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却水系の主要配管<sup>※1</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に原子炉補機海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系)</p> <p>第52条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系(3号炉については、「原子炉補機冷却海水系」と読みかえる。以下同じ。)は、表52-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、原子炉補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。)および原子炉補機海水ポンプ(3号炉については、「原子炉補機冷却海水ポンプ」と読みかえる。)(以下、本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に原子炉補機冷却水系の主要な手動弁と電動弁の開閉状態を確認する。また、原子炉補機冷却水系の主要配管<sup>※1</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に原子炉補機海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系)</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系は、表53-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(第一発電)は、<b>定検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。)および高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁の開閉状態および主要配管<sup>※1</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定検</b>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ補機海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系)</p> <p>第53条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系は、表53-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(第一発電)は、<b>定事検</b>停止時に、高圧炉心スプレイ補機冷却水ポンプ(以下、本条において「冷却水ポンプ」という。)および高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ(以下、本条において「海水ポンプ」という。)が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ補機冷却水系の主要な手動弁の開閉状態および主要配管<sup>※1</sup>が満水であることを確認する。</p> <p>(3) 当直長は、<b>定事検</b>停止後の原子炉起動前に高圧炉心スプレイ補機海水系の主要な手動弁と電動弁<sup>※2</sup>の開閉状態を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第56条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系は表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定検</b>停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第56条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系は表56-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 中央制御室非常用循環系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(2) 課長(原子炉)および課長(3号機械)は、<b>定事検</b>停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p><b>(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時<sup>※1</sup>または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系ファンが起動することおよび中央制御室非常用循環系ダンパが動作可能であることを1箇月に1回確認する。</b></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第59条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機は、表59-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定検</b>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(非常用ディーゼル発電機その1)</p> <p>第59条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用ディーゼル発電機は、表59-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 非常用ディーゼル発電機が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 課長(発電)は、<b>定事検</b>停止時に、非常用ディーゼル発電機が模擬信号で作動することを確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(直流電源その1) 第62条 原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 課長(電気)および課長(3号電気)は、<u>定検</u>停止時に、直流電源(蓄電池および充電器<sup>*1</sup>)の機能を確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(運転上の制限の確認) 第71条 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項<sup>*1</sup>で確認する。</p> <p>(中略)</p> <p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 第73条 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を要求される完了時間の範囲内で実施する。 2. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(直流電源その1) 第62条 原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。 2. 直流電源が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 課長(電気)および課長(3号電気)は、<u>定事検</u>停止時に、直流電源(蓄電池および充電器<sup>*1</sup>)の機能を確認し、その結果を課長(発電)に通知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(運転上の制限の確認) 第71条 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、運転上の制限を第3節各条の第2項に定める事項<sup>*1</sup>で確認する。 <u>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合) 第73条 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置<sup>*1</sup>を、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する。 2. 各課長(課長(品質保証)、総務課長、課長(技術)、課長(核物質防護)、課長(建設管理)、課長(保守技術)、課長(土木)、課長(建築)および課長(SA工事プロジェクト)を除く。)または当直長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>*1</sup>を定め、<u>その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し</u>、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第78条 課長(燃料技術)は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、次の各号を<u>遵守する</u>。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※<sup>1</sup></p> <p>3. 課長(燃料技術)は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の各号を<u>遵守する</u>。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。※<sup>1</sup></p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※<sup>1</sup>。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第78条 課長(燃料技術)は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認する</u>。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※<sup>1</sup></p> <p>3. 課長(燃料技術)は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の各号を<u>確認する</u>。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。※<sup>1</sup></p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>4. 課長(放射線管理)は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※<sup>1</sup>。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 課長(燃料技術)は、<u>新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(3) 未臨界検査</u></p> <p><u>(4) 吊上検査</u></p> <p><u>(5) 重量検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 表面密度検査</u></p> <p>7. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(燃料の検査)</p> <p>第80条 課長(燃料技術)は、<u>定期検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p><u>2. 課長(燃料技術)は、定期検査を行うために原子炉を停止する場合、課長(放射線管理)が行う原子炉冷却材中のよう素131の増加量の測定結果から燃料取替の措置を講じる場合は、 SHIPPING検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。なお、漏えいまたは漏えいの疑い有り判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u></p> <p>3. 課長(燃料技術)は、第1項<u>または第2項</u>の検査の結果、<u>使用しないと判断した燃料のうち</u>使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 課長(燃料技術)は、第1項<u>または第2項</u>の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第81条 課長(燃料技術)は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および体制を燃料取替実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、</p> <p>第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回<u>定期検査</u>を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。</p> <p><u>(1) 停止余裕</u>  <u>(2) 最小限界出力比</u>  <u>(3) 燃料棒最大線出力密度</u>  <u>(4) 燃料集合体最高燃焼度</u></p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ課長(燃料技術)は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>(燃料の検査)</p> <p>第80条 課長(燃料技術)は、<u>定期事業者検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する<u>とともに、燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p><u>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3. 課長(燃料技術)は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 課長(燃料技術)は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。</p> <p>(燃料の取替実施計画)</p> <p>第81条 課長(燃料技術)は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および<u>燃料配置を変更する</u>体制を燃料取替実施計画に定め、<u>第2項に定める評価および確認の結果を含めて</u>原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、<u>取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値または制限値に基づき設定)を満足することを確認するため、次号を実施する。</u></p> <p><u>(1) 第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した</u>取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。<u>なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>a. 停止余裕</u>  <u>b. 最小限界出力比</u>  <u>c. 燃料棒最大線出力密度</u>  <u>d. 燃料集合体最高燃焼度</u>  <u>e. 燃料の出力履歴</u>  <u>f. 核熱水力安定性(チャンネル水力学的安定性、炉心安定性および領域安定性)</u>  <u>g. 減速材ボイド係数</u>  <u>h. スクラム反応度曲線</u>  <u>i. 制御棒の最大反応度値<sup>※1</sup></u>  <u>j. ほう酸水注入時の実効増倍率</u></p> <p><u>※1: 制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料配置や炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、取替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料取替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。</u></p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で<u>評価に用いた</u>期間を延長する場合には、あらかじめ課長(燃料技術)は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第84条 課長(燃料技術)は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表84に定める燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2) 燃料プールの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4) 燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(中略)</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第84条 課長(燃料技術)は、使用済燃料 <u>(以下、照射された燃料を含む。)</u> を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表84に定める燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2) 燃料プールの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 燃料取替機を使用すること。</p> <p>(4) 燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p><u>(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p><u>第85条</u> 課長(燃料技術)は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の各号を<u>遵守</u>し、燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を<u>管理区域外</u>に運搬する場合は、次の各号を<u>遵守する</u>。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入を制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、<u>前項の運搬において</u>、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6.</u> 課長(燃料技術)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p><u>第84条の2</u> 課長(燃料技術)は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認</u>し、燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認する</u>。ただし、<u>管理区域内で運搬する場合には、(3)から(6)の適用を除く</u>。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入を制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第92条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 課長(燃料技術)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</u></p> <p><u>7. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(3) 圧力測定検査</u></p> <p><u>(4) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(5) 未臨界検査</u></p> <p><u>(6) 温度測定検査</u></p> <p><u>(7) 吊上検査</u></p> <p><u>(8) 重量検査</u></p> <p><u>(9) 収納物検査</u></p> <p><u>(10) 表面密度検査</u></p> <p><u>9.</u> 課長(燃料技術)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p> <p>(頻度の定義)  <u>第90条</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表90</u>のとおりとする。  <u>表90</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)            第86条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>事項を遵守</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p>	<p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u>  <u>第85条</u> 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(頻度の定義)  <u>第85条の2</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表85の2</u>のとおりとする。  <u>表85の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)            第86条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、<u>管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u>  <u>(6) 車両を徐行させること。</u>  <u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u>  <u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u>  <u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u>  <u>9. 課長（放射線管理）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u>  <u>10. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u>  <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u>  <u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u>  <u>11. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 課長(放射線管理), 課長(計装)および課長(3号電気)は, 表89に定める放出管理用計測器について, 同表に定める数量を確保する。ただし, 故障等により使用不能となった場合は, 修理または代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p>	<p><u>12. 電源事業本部部長(原子力安全技術)は, 輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は, 当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</u></p> <p><u>13. 電源事業本部部長(原子力安全技術)は, 輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため, 輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第89条 課長(放射線管理), 課長(計装)および課長(3号電気)は, 表89に定める放出管理用計測器について, 同表に定める数量を確保する。<u>また, 定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし, 故障等により使用不能となった場合は, 修理または代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p> <p>(頻度の定義)  <u>第105条</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表105</u>のとおりとする。  <u>表105</u></p>	<p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u>  <u>第90条</u> 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(頻度の定義)  <u>第90条の2</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表90の2</u>のとおりとする。  <u>表90の2</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
<p>(中略)</p> <p>(線量の評価)            第98条            課長(放射線管理)は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表98に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>(中略)</p> <p><u>(放射線業務従事者の線量管理等)</u>  <u>第98条</u> 各課長は、<u>管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u>  <u>2.</u> 課長(放射線管理)は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表98に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p>(中略)</p> <p>(条を加える)</p>	<p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u>  <u>第100条</u> 課長(放射線管理)は、<u>周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)  <u>第100条</u> 課長(放射線管理)は、<u>表100-1</u>および<u>表100-2</u>(第92条(管理区域内における区域区分)第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内および周辺監視区域境界付近(測定場所は<u>図100</u>に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)  <u>第100条の2</u> 課長(放射線管理)は、<u>表100の2-1</u>および<u>表100の2-2</u>(第92条(管理区域内における区域区分)第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内および周辺監視区域境界付近(測定場所は<u>図100の2</u>に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化</li> </ul>
<p>(中略)</p> <p><u>表100-1</u></p>	<p>(中略)</p> <p><u>表100の2-1</u></p>	
<p>(中略)</p> <p><u>表100-2</u></p>	<p>(中略)</p> <p><u>表100の2-2</u></p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p><u>図100</u></p>	<p><u>図100の2</u></p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第101条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表101に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第102条 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第78条(新燃料の運搬)、<u>第85条</u>(使用済燃料の運搬)および第86条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第86条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第101条 課長(放射線管理)、課長(計装)および課長(3号電気)は、表101に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第102条 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第78条(新燃料の運搬)、<u>第84条の2</u>(使用済燃料の運搬)および第86条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第86条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第103条 各課長は、核燃料物質等(第78条(新燃料の運搬)、<u>第85条</u>(使用済燃料の運搬)および第86条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第103条 各課長は、核燃料物質等(第78条(新燃料の運搬)、<u>第84条の2</u>(使用済燃料の運搬)および第86条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><u>2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u></p> <p><u>3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p><u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u></p> <p><u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u></p> <p><u>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u></p> <p><u>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u></p> <p><u>4. 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第8章 <b>保守管理</b> (<b>保守管理</b>計画)</p> <p>第106条 <b>保守管理を実施するにあたり</b>、原子炉施設の安全を確保するために以下の<b>保守管理</b>計画を定める。<b>保守管理</b>に関する業務を確実に実施するために、「<b>保守管理要領</b>」に従い実施する。また、組織は、<b>保守管理</b>の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、<b>保守管理</b>の業務を実施する。</p> <p>1. 定義 本<b>保守管理</b>計画における用語の定義は、「<b>原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)</b>」に従うものとする。ただし、本条において「<b>原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)</b>」で定める「<b>点検計画</b>」は「<b>点検の計画</b>」と読みかえる。また、本条において課長（品質保証）、総務課長、課長（発電）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）を除く各課長を「<b>設備主管課長</b>」と定義する。</p> <p>2. <b>保守管理</b>の実施方針および<b>保守管理</b>目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<b>保守管理</b>の継続的な改善を図るため、<b>保守管理</b>の現状等を踏まえ、<b>保守管理</b>の実施方針を定める。また、12. の<b>保守管理</b>の有効性評価の結果、および<b>保守管理</b>を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ<b>保守管理</b>の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第106条の3に定める<b>長期保守管理</b>方針を策定または変更した場合には、<b>長期保守管理</b>方針に従い保全を実施することを<b>保守管理</b>の実施方針に反映する。 (3) 所長は、「<b>マネジメントレビュー基本要領</b>」で定めた手順により、社達で周知された<b>保守管理</b>の実施方針に基づき、<b>保守管理</b>の改善を図るための<b>保守管理</b>目標を設定する。また、12. の<b>保守管理</b>の有効性評価の結果、および<b>保守管理</b>を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ<b>保守管理</b>目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の<b>保守管理</b>目標を達成するため、4. より11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の<b>保守管理</b>の有効性評価の結果、および<b>保守管理</b>を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 課長（保修技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき<b>原子力発電施設</b>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <b>「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」に規定される設備</b></p> <p>(中略)</p>	<p>第8章 <b>施設管理</b> (<b>施設管理</b>計画)</p> <p>第106条 <b>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し</b>、原子炉施設の安全を確保するために、以下の<b>施設管理</b>計画を定める。<b>施設管理</b>に関する業務を確実に実施するために、「<b>施設管理要領</b>」に従い実施する。また、組織は、<b>施設管理</b>の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、<b>施設管理</b>の業務を実施する。</p> <p>1. <b>用語</b>の定義 <b>設備主管課長</b>：課長（品質保証）、総務課長、課長（発電）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）を除く各課長 <b>保全</b>：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視、工事を含む。 <b>工事</b>：補修、取替えおよび改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 <b>作業管理</b>：保全のうち設計を除く点検、巡視、工事等のための作業の管理。</p> <p>2. <b>施設管理</b>の実施方針および<b>施設管理</b>目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<b>施設管理</b>の継続的な改善を図るため、<b>施設管理</b>の現状等を踏まえ、<b>施設管理</b>の実施方針を定める。また、12. の<b>施設管理</b>の有効性評価の結果、および<b>施設管理</b>を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ<b>施設管理</b>の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第106条の6に定める<b>長期施設管理</b>方針を策定または変更した場合には、<b>長期施設管理</b>方針に従い保全を実施することを<b>施設管理</b>の実施方針に反映する。 (3) 所長は、「<b>監視測定および分析基本要領</b>」で定めた手順により、社達で周知された<b>施設管理</b>の実施方針に基づき、<b>施設管理</b>の改善を図るための<b>施設管理</b>目標を設定する。また、12. の<b>施設管理</b>の有効性評価の結果、および<b>施設管理</b>を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ<b>施設管理</b>目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の<b>施設管理</b>目標を達成するため、4. より11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の<b>施設管理</b>の有効性評価の結果、および<b>施設管理</b>を行う観点から特別な状態（7. 3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 課長（保修技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき<b>原子炉施設</b>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) <b>原子炉設置（変更）許可申請書および設計及び工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</b></p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. <b>保全</b>重要度の設定 課長（保修技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>保全</b>重要度を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<b>PSA</b>から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<b>PSA</b>から得られるリスク情報を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1) または (2) に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 課長（保修技術）は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<b>保全</b>重要度を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 (a) 7000臨界時間あたりの計画外自動スクラム回数 (b) 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<b>保全</b>重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。  (中略)</p> <p>(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を課長（保修技術）に通知する。  (中略)</p> <p>7. 保全計画の策定 (1) 設備主管課長は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。 a. 点検の計画（7. 1参照） b. <b>補修、取替えおよび改造</b>計画（7. 2参照） c. 特別な保全計画（7. 3参照）</p>	<p>5. <b>施設管理</b>の重要度の設定 課長（保修技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>施設管理</b>の重要度として<b>点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）</b>を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 <b>また、設備主管課長は、「施設管理要領」に基づき、設計および工事の重要度を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得る。</b></p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<b>確率論的リスク評価</b>から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<b>確率論的リスク評価</b>から得られるリスク情報、<b>運転経験等</b>を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1) または (2) に基づき設定する。 <b>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</b> <b>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</b></p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 課長（保修技術）は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<b>施設管理</b>の重要度を踏まえ、<b>施設管理目標の中で</b>プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 (a) 7000臨界時間あたりの計画外自動・<b>手動</b>スクラム回数 (b) 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数 b. 系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<b>施設管理</b>の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。  (中略)</p> <p>(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取<b>および監視を実施</b>し、その結果を課長（保修技術）に通知する。  (中略)</p> <p>7. 保全計画の策定 (1) 設備主管課長は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。 a. 点検の計画（7. 1参照） b. <b>設計および工事</b>の計画（7. 2参照） c. 特別な保全計画（7. 3参照）</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 設備主管課長は、保全計画の策定にあたって、5. の<b>保全</b>重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9. <b>点検・補修等</b>の結果の確認・評価、10. <b>点検・補修等</b>の不適合管理、是正処置および<b>予防処置</b>の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。さらに、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(2) 設備主管課長は、保全計画の策定にあたって、5. の<b>施設管理</b>の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9. <b>保全</b>の結果の確認・評価、10. 不適合管理、是正処置および<b>未然防止処置</b>の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。さらに、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、下記の業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、下記の業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	
<p>7. 2 <b>補修、取替えおよび改造</b>計画の策定</p> <p>(1) 設備主管課長は、<b>補修、取替えおよび改造</b>を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定し、所管する部長の確認、所長の承認を得て、課長（保修管理）に通知する。また、設備主管課長は、安全上重要な機器<sup>※2</sup>の<b>補修、取替えおよび改造については</b>、法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。</p> <p>(2) 設備主管課長は、<b>補修、取替えおよび改造</b>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。なお、「<b>島根原子力発電所工事業務管理手順書</b>」、「<b>島根原子力発電所溶接事業者検査実施手順書</b>」、「<b>島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書</b>」、「<b>島根原子力発電所使用前検査受検手順書</b>」、「<b>配管肉厚管理手引書</b>」、「<b>供用期間中検査計画管理手引書</b>」および「<b>設備診断手順書</b>」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物をいう。 (以下、第119条（記録）において同じ。)</p>	<p>(5) <b>検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査<sup>※2</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</b></p> <p>a. <b>事業者検査の具体的方法</b></p> <p>b. <b>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</b></p> <p>c. <b>事業者検査の実施時期</b></p> <p>※2：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査および第106条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ。)</p> <p>7. 2 <b>設計および工事</b>の計画の策定</p> <p>(1) 設備主管課長は、<b>設計および工事</b>を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた<b>設計および工事</b>の計画を策定し、所管する部長の確認、所長の承認を得て、課長（保修管理）に通知する。また、設備主管課長は、安全上重要な機器の<b>工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。</b></p> <p>(2) <b>設備主管課長は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</b></p> <p>(3) 設備主管課長<b>および検査実施責任者は、工事</b>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、<b>事業者検査ならびに事業者検査以外の検査</b>および試験（以下「<b>試験等</b>」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。なお、「<b>調達管理手順書</b>」、「<b>島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書</b>」、「<b>島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書</b>」、「<b>島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書</b>」、「<b>配管肉厚管理手引書</b>」、「<b>供用期間中検査計画管理手引書</b>」および「<b>設備診断手順書</b>」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p> <p>a. <b>事業者検査</b>および<b>試験等</b>の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<b>事業者検査</b>および<b>試験等</b>の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. <b>事業者検査</b>および<b>試験等</b>の実施時期</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（<u>使用前検査</u>）および第43条の3の13（<u>溶接安全管理検査</u>）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第119条（記録）において同じ。）</p>	<p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<u>設計及び</u>工事の計画の認可）、第43条の3の10（<u>設計及び</u>工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（<u>使用前事業者検査の確認申請</u>）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第119条（記録）において同じ。）</p>	<p>・記載の適正化 ・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>（中略）</p>	<p>（中略）</p>	
<p>8. 保全の実施 （1）各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、7. で定めた保全計画に<u>したがって点検・補修等の</u>保全を実施する。 （2）設備主管課長は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>（中略）</p>	<p>8. 保全の実施 （1）各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、7. で定めた保全計画に<u>従って</u>保全を実施する。 （2）設備主管課長は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセス<u>および第106条の2による設計管理ならびに第106条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>（中略）</p>	
<p>d. 工事管理：構築物、系統および機器に対して行われる<u>点検・補修等</u>の実施状況を管理する。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」、「工事施工管理手順書」、「工事における安全管理手順書」、「点検手入れ前状態データ採取・評価手引書」、「本設測定機器管理手順書」、「試験・検査用測定機器管理手順書」、「プラント停止時工程管理手順書」、「配管肉厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」、「作業要領書作成手引書」、「作業票取扱手順書」<u>および</u>「島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p> <p>（3）設備主管課長は、<u>点検・補修等</u>の結果について記録する。 （4）設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、点検実績を点検計画表に反映する。</p>	<p>d. 工事管理：構築物、系統および機器に対して行われる<u>保全</u>の実施状況を管理する。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」、「工事施工管理手順書」、「工事における安全管理手順書」、「点検手入れ前状態データ採取・評価手引書」、「本設測定機器管理手順書」、「試験・検査用測定機器管理手順書」、「プラント停止時工程管理手順書」、「配管肉厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」、「作業要領書作成手引書」、「作業票取扱手順書」、「島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書」、「<u>設備診断手順書</u>」、「<u>保守部門巡視点検手順書</u>」、「<u>建設プラント管理手順書</u>」および「<u>3号機作業票取扱手順書</u>」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。</p> <p>（3）設備主管課長は、<u>保全</u>の結果について記録する。 （4）設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、点検実績を点検計画表に反映する。</p>	
<p>9. <u>点検・補修等</u>の結果の確認・評価 設備主管課長は、「<u>島根原子力発電所工事業務管理手順書</u>」、「<u>島根原子力発電所溶接事業者検査実施手順書</u>」、「<u>島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書</u>」、「<u>島根原子力発電所使用前検査受検手順書</u>」、「点検計画作成・運用手順書」、「配管肉厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」、「<u>設備診断手順書</u>」および「<u>点検手入れ前状態データ採取・評価手引書</u>」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。 （1）設備主管課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>点検・補修等</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。なお、定期事業者検査の検査要領書を作成する場合、「<u>定期事業者検査要領書作成の手引き</u>」に基づき点検計画表の内容が反映されることを確実にする。 <u>（2）設備主管課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、点検・補修等の要領書に基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。</u> ※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価 設備主管課長<u>および検査実施責任者</u>は、「<u>調達管理手順書</u>」、「<u>島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書</u>」、「<u>島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書</u>」、「<u>島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書</u>」、「点検計画作成・運用手順書」、「配管肉厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」、「<u>設備診断手順書</u>」および「<u>点検手入れ前状態データ採取・評価手引書</u>」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。 （1）設備主管課長<u>および検査実施責任者</u>は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。なお、定期事業者検査の検査要領書を作成する場合、「<u>島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書</u>」に基づき点検計画表の内容が反映されることを確実にする。 <u>（2）検査実施責任者は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u> <u>（3）設備主管課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、保全の要領書に基づき、保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。</u> ※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>10. <u>点検・補修等の不適合管理</u>，是正処置および<u>予防処置</u></p> <p>(1) 設備主管課長は，不適合が認められた場合，第3条8. 3に基づき不適合管理を行う。また，是正処置ならびに<u>予防処置</u>について，第3条8. 5. 2是正処置ならびに第3条8. 5. 3 <u>予防処置</u>に基づき実施する。なお，以下のa. およびb. の場合には，<u>点検・補修等の不適合として</u>不適合管理を行った上で，9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度および時期の是正処置ならびに<u>予防処置</u>を講じる。</p> <p>a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，<u>点検・補修等</u>の要領書に基づき，<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p>(2) 設備主管課長は，(1) a. およびb. の場合の不適合管理，是正処置および<u>予防処置</u>について記録する。</p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>保守管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 各課長は，11. の保全の有効性評価の結果および2. <u>保守管理</u>目標の達成度から，定期的に<u>保守管理</u>の有効性を評価し，<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認して，課長（<u>保守管理</u>）に通知する。課長（<u>保守管理</u>）は，<u>保守管理</u>部長の確認，運営委員会の審議を受け，所長の承認を得た結果を各課長へ周知する。また，各課長は，<u>保守管理</u>の有効性評価の結果に基づき，継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 課長（<u>保守管理</u>）は，<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は，<u>保守点検</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>10. 不適合管理，是正処置および<u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 設備主管課長は，<u>施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し</u>，不適合が認められた場合，第3条8. 3に基づき不適合管理を行う。また，是正処置ならびに<u>未然防止処置</u>について，第3条8. 5. 2是正処置等ならびに第3条8. 5. 3 <u>未然防止処置</u>に基づき実施する。なお，以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要な是正処置を講じるとともに，以下のa. およびb. <u>に至った</u>場合には，不適合管理を行った上で，9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度および時期の是正処置ならびに<u>未然防止処置</u>を講じる。</p> <p>a. <u>保全</u>を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて，<u>保全</u>の要領書に基づき，<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p>(2) 設備主管課長は，他の原子力施設の運転経験等の知見を基に，自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし，適切な<u>未然防止処置</u>を講じる。</p> <p>(3) 設備主管課長は，(1) および(2) の活動を第3条に基づき実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 各課長は，11. の保全の有効性評価の結果および2. の<u>施設管理</u>目標の達成度から，定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し，<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認して，課長（<u>保守管理</u>）に通知する。課長（<u>保守管理</u>）は，<u>保守管理</u>部長の確認，運営委員会の審議を受け，所長の承認を得た結果を各課長へ周知する。また，各課長は，<u>施設管理</u>の有効性評価の結果に基づき，継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 課長（<u>保守管理</u>）は，<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>13. <u>構成管理</u></p> <p>組織は，<u>施設管理</u>を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) <u>設計要件</u>（第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち，「構築物，系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) <u>施設構成情報</u>（第3条4. 2. 1に示す文書のうち，「構築物，系統および機器がどのようなものを示す図書，情報」をいう。）</p> <p>(3) <u>物理的構成</u>（実際の構築物，系統および機器をいう。）</p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は，<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(設計管理)</u>  <u>第106条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更</u>  <u>に該当するかどうかを判断する。</u>  <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3</u>  <u>条7. 3に従って実施する。</u>  <u>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</u>  <u>(2) 「技術基準規則」の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法</u>  <u>令・規制要求事項</u>  <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u>  <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u>  <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第106条の4に定める使用前事業者検</u>  <u>査の実施を考慮する。</u></p>	<p>・原子力規制に          における検査制          度の見直しに          伴う変更</p>
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(作業管理)</u>  <u>第106条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u>  <u>2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考</u>  <u>慮した作業管理を行う。</u>  <u>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</u>  <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u>  <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u>  <u>(4) 作業工程の管理</u>  <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u>  <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u>  <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u>  <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態か</u>  <u>ら外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、</u>  <u>本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p>	<p>・原子力規制に          における検査制          度の見直しに          伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u>  <u>第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u>  <u>2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u>  <u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u>  <u>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</u>  <u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u>  <u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u>  <u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u>  <u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a. および b. の基準に適合することを最終判断する。</u>  <u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。</u>  <u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法。</u>  <u>c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法。</u>  <u>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u>  <u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u>  <u>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u>  <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u>  <u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u>  <u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u>  <u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u>  <u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(溶接事業者検査および定期事業者検査の実施)  <u>第106条の2 所長は、溶接事業者検査および定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</u>  <u>2. 検査の責任者は、主任技術者の指導の下、検査に係る以下の事項を実施し、適切に検査を実施する。</u>  <u>(1) 検査要領書および成績書の作成</u>  <u>(2) 検査員の選任および検査実施体制の確立</u>  <u>(3) 検査の工程管理</u>  <u>(4) 検査の実施</u>  <u>(5) 検査記録の管理</u></p>	<p>(定期事業者検査の実施)  <u>第106条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</u>  <u>2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u>  <u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u>  <u>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</u>  <u>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u>  <u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u>  <u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法</u>  <u>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</u>  <u>c. a. およびb. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u>  <u>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</u>  <u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u>  <u>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。</u>  <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u>  <u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u>  <u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u>  <u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u>  <u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第106条の3 所長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※<sup>1</sup>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>2. 所長は、原子炉を運転することができる期間を延長しようとする場合、各号炉毎、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、延長しようとする期間※<sup>2</sup>について、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定</p> <p>3. 所長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他第1項(1)または第2項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、第1項(1)または第2項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。</p> <p>※1: 動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2: 10年を超えて延長しようとする場合は、延長する期間。それ以外は10年とする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第106条の6 所長は、重要度分類指針におけるクラス1, 2, 3の機能を有する機器および構造物※<sup>1</sup>について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>2. 所長は、原子炉を運転することができる期間を延長しようとする場合、各号炉毎、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、延長しようとする期間※<sup>2</sup>について、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定</p> <p>3. 所長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他第1項(1)または第2項(1)の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、第1項(1)または第2項(1)の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。</p> <p>※1: 動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2: 10年を超えて延長しようとする場合は、延長する期間。それ以外は10年とする。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>

表117-1 (保安教育実施方針 (総括表))

大分類	中分類 (保安教育実施方針2条の範囲)	小分類 (項目)	内容	実施時期	実施者	実施要領	実施時間
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
		放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
		放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
その他 関係教育	その他 関係教育	放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
		放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上

※1 各課長が、業務標準実施要領(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の更新または一部について十分な知識および技能を有している者については、該当する教育については、実施することとする。  
 ※2 各対象者に実施されるべき教育項目は、対象者となる立場から定められる。  
 ※3 アクションプランマネジメント対応については、実施要領を参照することとする。

変更前

変更後

備考

表117-1 (保安教育実施方針 (総括表))

大分類	中分類 (保安教育実施方針2条の範囲)	小分類 (項目)	内容	実施時期	実施者	実施要領	実施時間
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
		放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
		放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
その他 関係教育	その他 関係教育	放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上
		放射線業務従事者教育実施方針	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上	主任技師 主任技師 主任技師	放射線業務従事者教育実施方針	1回/10年毎以上

※1 各課長が、業務標準実施要領(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の更新または一部について十分な知識および技能を有している者については、該当する教育については、実施することとする。  
 ※2 各対象者に実施されるべき教育項目は、対象者となる立場から定められる。  
 ※3 アクションプランマネジメント対応については、実施要領を参照することとする。

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

表 117-2 (保安教育実施方針 (放射線業務従事者教育))

研修区分類との対応		内 容						
研修区分類	対応	当直責任 当直副長	当直主任 当直士	補助当直士	放射線業務従事者 (放射性業務実施場所関係の業務に携わる者)	運転員以外の技術系 所属	運転員以外の技術系 所属	研修区分類
核燃料物質 および 核燃料物質により汚染された物の取扱に関する事項 ※1	① 放射性物質 または 使用済燃料の取扱および汚染物の取扱に関する事項 ※1 ② 核燃料物質 または 使用済燃料の取扱および汚染物の取扱に関する事項 ※1	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上) ◎ (0. 5時間以上)
放射線管理に関する事項 ※1	① 放射線管理に関する事項 ※1 ② 放射線管理に関する事項 ※1 ③ 放射線管理に関する事項 ※1 ④ 放射線管理に関する事項 ※1 ⑤ 放射線管理に関する事項 ※1 ⑥ 放射線管理に関する事項 ※1	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上) ◎ (1. 5時間以上)
非常の乗合に備える必要事項 ※1	① 非常の乗合に備える必要事項 ※1 ② 非常の乗合に備える必要事項 ※1 ③ 非常の乗合に備える必要事項 ※1 ④ 非常の乗合に備える必要事項 ※1 ⑤ 非常の乗合に備える必要事項 ※1 ⑥ 非常の乗合に備える必要事項 ※1	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上) ◎ (1. 5時間以上)

※1：課長 (放射線管理) が、運転員 (放射線業務従事者) に対し、研修 (保安教育) によりあらかじめ承認された事項に従い、各項目の研修を実施すること。 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が研修の対象者 ○：業務に携与する者の研修の対象 ( )：各日の教育時間

変更前

変更後

備考

表 117-2 (保安教育実施方針 (放射線業務従事者教育))

研修区分類との対応		内 容						
研修区分類	対応	当直責任 当直副長	当直主任 当直士	補助当直士	放射線業務従事者 (放射性業務実施場所関係の業務に携わる者)	運転員以外の技術系 所属	運転員以外の技術系 所属	研修区分類
核燃料物質 および 核燃料物質により汚染された物の取扱に関する事項 ※1	① 放射性物質 または 使用済燃料の取扱および汚染物の取扱に関する事項 ※1 ② 核燃料物質 または 使用済燃料の取扱および汚染物の取扱に関する事項 ※1	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上) ◎ (0. 5時間以上)
放射線管理に関する事項 ※1	① 放射線管理に関する事項 ※1 ② 放射線管理に関する事項 ※1 ③ 放射線管理に関する事項 ※1 ④ 放射線管理に関する事項 ※1 ⑤ 放射線管理に関する事項 ※1 ⑥ 放射線管理に関する事項 ※1	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上) ◎ (1. 5時間以上)
非常の場合に備える必要事項 ※1	① 非常の場合に備える必要事項 ※1 ② 非常の場合に備える必要事項 ※1 ③ 非常の場合に備える必要事項 ※1 ④ 非常の場合に備える必要事項 ※1 ⑤ 非常の場合に備える必要事項 ※1 ⑥ 非常の場合に備える必要事項 ※1	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上) ◎ (1. 5時間以上)

※1：課長 (放射線管理) が、運転員 (放射線業務従事者) に対し、研修 (保安教育) によりあらかじめ承認された事項に従い、各項目の研修を実施すること。 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が研修の対象者 ○：業務に携与する者の研修の対象 ( )：各日の教育時間

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更







島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(記録)</p> <p>第119条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表119-1のうち、1. <b>および</b> 2. については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表119-2および表119-3に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表119-4に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>(記録)</p> <p>第119条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表119-1のうち、1. については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表119-2および表119-3に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表119-4に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備 考
表 1 1 9 - 1			表 1 1 9 - 1			
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間	
1. <u>使用前検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間	1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	
2. <u>定期検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間				
3. <u>原子炉施設の巡視または点検の状況並びにその担当者の氏名</u>	<u>毎日1回</u>	<u>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</u>				
4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
5. <u>点検・補修等</u> の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>点検・補修等</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. <u>保全</u> の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
6. 安全上重要な機器の <u>点検・補修等</u> の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>点検・補修等</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器の <u>保全</u> の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	
7. <u>点検・補修等</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	
8. <u>点検・補修等</u> の不適合管理，是正処置， <u>予防処置</u> およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置および <u>予防処置</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. <u>保全</u> の不適合管理，是正処置， <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置および <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
9. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> ， <u>保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間	7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> ， <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間	
10. <u>保守管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> ， <u>保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間	8. <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> ， <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間	
11. 熱出力	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間	9. 熱出力	原子炉に1体以上燃料が装荷されている場合連続して	10年間	
12. 炉心の中性子束密度		10年間	10. 炉心の中性子束密度		10年間	
13. 炉心の温度		10年間	11. 炉心の温度		10年間	
14. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間	12. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運転および起動において1時間ごと	10年間	
15. 冷却材出口温度		10年間	13. 冷却材出口温度		10年間	
16. 冷却材圧力		10年間	14. 冷却材圧力		10年間	
17. 冷却材流量		10年間	15. 冷却材流量		10年間	
18. 制御棒位置		1年間	16. 制御棒位置		1年間	
19. 再結合装置内の温度	同上	1年間	17. 再結合装置内の温度	同上	1年間	
20. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	18. 原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	
21. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	19. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間	
22. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	20. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間	
23. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	21. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間	
24. 運転開始日時	その都度	1年間	22. 運転開始日時	その都度	1年間	
25. 臨界到達日時	同上	1年間	23. 臨界到達日時	同上	1年間	
26. 運転切替日時	同上	1年間	24. 運転切替日時	同上	1年間	
27. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	25. 緊急しゃ断日時	同上	1年間	
28. 運転停止日時	同上	1年間	26. 運転停止日時	同上	1年間	
29. 警報装置から発せられた警報の内容※ <sup>2</sup>	同上	1年間	27. 警報装置から発せられた警報の内容※ <sup>2</sup>	同上	1年間	
30. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間	28. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびに、これらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1年間	
			29. <u>運転上の制限に関する点検結果および運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>	<u>その都度</u>	<u>1年間（ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合については5年間）</u>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	
31. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	30. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	・記載の適正化
32. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	31. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
33. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後10年間	32. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後	取出後10年間	
34. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	33. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	
35. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	34. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	
36. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	35. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	
37. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ <sup>3</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4	36. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ <sup>3</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※4	
38. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	37. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※4	
39. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※4	
40. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※4	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考	
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間		
41. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	・記載の適正化	
42. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	廃棄の都度	※5	41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	廃棄の都度	※5		
43. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※5	42. 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※5		
44. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間	43. 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	1年間		
45. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5	44. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※5		
46. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5	45. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※5		
47. 事故の原因	同上	※5	46. 事故の原因	同上	※5		
48. 事故後の処置	同上	※5	47. 事故後の処置	同上	※5		
49. 風向および風速	連続して	10年間	48. 風向および風速	連続して	10年間		
50. 降雨量	同上	10年間	49. 降雨量	同上	10年間		
51. 大気温度	同上	10年間	50. 大気温度	同上	10年間		
52. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
53. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	52. 保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
54. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5	53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※5		
55. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5	54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※5		
(中略)			(中略)				

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備 考
表 119-2			表 119-2			
記録（実用炉規則第 37 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第 14 条の 3 に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	<u>検査に係る原子炉容器等の</u> 存続する期間	1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	<u>当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の</u> 存続する期間	
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	<u>検査の都度</u>	<u>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の</u> 通知を受けるまでの期間				
表 119-3			表 119-3			
記録（実用炉規則第 57 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第 57 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	<u>検査を実施した特定</u> 発電用原子炉施設を <u>廃棄した</u> 後 5 年が経過するまでの期間	1. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	<u>その</u> 発電用原子炉施設が <u>廃棄された</u> 後 5 年が経過するまでの期間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
表 119-4※6			表 119-4※6			
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
1. 品質保証計画に関する以下の記録			1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の記録			
(1) 第3条4. 2. 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(1) 第3条(品質マネジメントシステム計画) 4. 2. 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	
(2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録	作成の都度	5年	(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5年	
(3) 業務の計画で必要と定めた記録（本項の他で定めるものを除く）	作成の都度	5年	(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録（本項の他で定めるものを除く）	作成の都度	5年	
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(5) 設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5年	
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(7) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5年	
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(11) 供給者の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録	作成の都度	5年	(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	作成の都度	5年	
(15) 校正または検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	作成の都度	5年	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備 考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5年	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(17) 校正および検証の結果の記録	作成の都度	5年	(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	作成の都度	5年	
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5年	
(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	作成の都度	5年	
(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録	作成の都度	5年	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5年	
(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	作成の都度	5年	
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(22) 講じたすべての是正処置およびその結果の記録	作成の都度	5年	
(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	5年	
(中略)			(中略)			



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(報告)</p> <p>第120条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合。(第72条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第87条, 第88条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。<b>(第100条)</b></p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合。</p> <p>(5) 第75条(異常発生時の基本的な対応)第1項または第2項に定める異常が発生した場合。</p> <p>(中略)</p>	<p>(報告)</p> <p>第120条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合。(第72条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第87条, 第88条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。<b>(第100条の2)</b></p> <p>(4) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合。</p> <p>(5) 第75条(異常発生時の基本的な対応)第1項または第2項に定める異常が発生した場合。</p> <p>(中略)</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第123条 第122条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</p> <p><u>(3) 第126条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(4) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>	<p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第123条 第122条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うため、以下の活動を実施する。</p> <p>(1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。</p> <p>(2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</p> <p><u>(3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確実にを行うための活動を統括する。</u></p> <p><u>(4) 第126条(保安に関する組織)に定める組織(内部監査部門を除く。)は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</u></p> <p><u>(6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p> <p><u>(7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</u></p>	<p>・関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第124条 第122条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の安全文化を醸成する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、安全文化を醸成することをコミットメントするとともに安全文化を醸成する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>(2) 社長は、第三者の視点から安全文化醸成活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。また、安全文化醸成等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</p> <p>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、安全文化醸成を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から安全文化醸成活動に対する提言を受ける。</p> <p>(5) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長(第127条(保安に関する職務)第3項から第11項に定める職位)へ安全文化醸成活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</p> <p>(6) 原子力強化プロジェクト長は、安全文化醸成に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</p> <p>(7) 第126条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき安全文化醸成のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(安全文化の育成および維持)</p> <p>第124条 第122条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を確実にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>(2) 社長は、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。また、健全な安全文化の育成および維持等に関する課題への対応業務を分掌する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</p> <p>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、健全な安全文化の育成および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から健全な安全文化の育成および維持活動に対する提言を受ける。</p> <p>(5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、提言を受ける。有識者会議からの提言を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部所長(第127条(保安に関する職務)第3項から第11項に定める職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</p> <p>(6) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して提言を受け、有識者会議からの提言を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</p> <p>(7) 第126条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(品質保証計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質保証計画を定める。</p> <p>【品質保証計画】</p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2009)</u>」(以下「<u>JEAC4111</u>」という。)および関係法令に基づく品質マネジメントシステム(<u>安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。</u>)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質保証計画における用語の定義は、<u>下記</u>に定めるものの他 <u>JEAC4111</u> に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 <u>原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称のことをいう。(以下、本条において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>原子力施設情報公開ライブラリー</u> 原子力施設の事故<u>または</u>故障等の情報<u>ならびに</u>信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。<u>(以下「ニューシア」という。)</u></p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第173条において同じ。)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則</u>」および「<u>同規則の解釈</u>」(以下「<u>品管規則</u>」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、<u>以下</u>に定めるものの他 <u>品管規則</u> に従う。</p> <p>(1) 原子炉施設 <u>原子炉等規制法第43条3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</u></p> <p>(2) <u>ニューシア</u> 原子力施設の事故<u>もしくは</u>故障等の情報<u>または</u>信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース (<u>原子力施設情報公開ライブラリー</u>) のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下、本条および第173条において同じ。)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 <u>一般</u>要求事項</p> <p>(1) 第126条(保安に関する組織)に<u>定める発電所の保安に関する組織(本編において、以下「組織」という。)</u>は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(3) 組織は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類指針」という。)を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、<u>グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針を参考とした重要性に加えて以下の事項を考慮する。</u></p> <p><u>a) プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度</u></p> <p><u>b) プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p><u>c) 検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p><u>d) 作業または製造プロセス、要員、要領、および装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p><u>e) 原子炉施設に対する保守、検査および取替えの難易度</u></p>	<p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4. 1 <u>品質マネジメントシステムに係る</u>要求事項</p> <p>(1) <u>組織(第126条(保安に関する組織)に示す部門(第126条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。)</u>すべてをいう。以下、本編において同じ。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、<u>その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)</u>ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. からc. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)</u>に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類指針」という。)を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「<u>原子力品質保証細則</u>」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p><u>a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</u></p> <p><u>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。))およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。</u></p> <p><u>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>(3) 組織は、<u>原子炉施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(2) 組織は、次の事項を実施する。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および4. 2. 1 c), d) に示す規定類で明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序および相互関係を「図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できることを確実にする。</p> <p>e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</p> <p>f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</p> <p>g) これらのプロセスおよび組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。</p> <p>h) 社会科学および行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。</p> <p>(4) 組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを組織が決めた場合には、組織はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式および程度は、「7. 4 調達」の中で定める。</p>	<p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4. 2. 1 (2), (3) および(4) の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む)。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

変更前	変更後	備考																				
		<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>																				
<p>図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係</p>	<p>図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>																					
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p>	<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p>																					
<p>4.2.1 一般</p>	<p>4.2.1 一般</p>																					
<p>品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に、<u>規定類と保安規定各条文との関連をb), c) およびd)の表に示す。</u></p>	<p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u>品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。</p>																					
<p><u>なお、c), d)の記録は、適正※に作成する。</u></p>																						
<p><u>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</u></p>																						
<p><u>a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明</u></p>	<p><u>(1) 品質方針および品質目標</u></p>																					
<p><u>b) 品質マニュアル</u></p>	<p><u>(2) 品質マニュアル</u></p>																					
<p>品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p>	<p>品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本品質保証計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程 (第125条)</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則 (第125条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則 (第125条)</td> <td>考査部門長</td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名 (関連条文)	制定者	本品質保証計画	社長	原子力品質保証規程 (第125条)	社長	原子力品質保証細則 (第125条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則 (第125条)	考査部門長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本品質マネジメントシステム計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程 (第125条)</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則 (第125条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則 (第125条)</td> <td>内部監査部門長</td> </tr> </tbody> </table>	一次文書名 (関連条文)	制定者	本品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程 (第125条)	社長	原子力品質保証細則 (第125条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則 (第125条)	内部監査部門長	<p>・組織改正に伴う変更</p>
一次文書名 (関連条文)	制定者																					
本品質保証計画	社長																					
原子力品質保証規程 (第125条)	社長																					
原子力品質保証細則 (第125条)	電源事業本部長																					
原子力安全管理監査細則 (第125条)	考査部門長																					
一次文書名 (関連条文)	制定者																					
本品質マネジメントシステム計画	社長																					
原子力品質保証規程 (第125条)	社長																					
原子力品質保証細則 (第125条)	電源事業本部長																					
原子力安全管理監査細則 (第125条)	内部監査部門長																					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前							変更後							備考							
<p>d) 組織内のプロセスの<b>効果的な計画</b>、<b>運用</b>および<b>管理を確実に実施</b>するために、組織が必要と決定した<b>記録を含む文書</b>                      このうち、<b>組織が必要と決定した</b>二次文書を以下の表に示す。</p>							<p>(3) <b>実効性のある</b>プロセスの<b>計画的な実施</b>および<b>管理がなされるように</b>するために、組織が必要と決定した<b>文書</b>                      このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>								<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化 ・組織改正に伴う変更</p>						
関連条項・項目	実施部門			監査部門			関連条項・項目	実施部門			監査部門										
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者								
5.4.1 品質目標	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	マネジメントレビュー基本要領 (第125条)			電源事業本部長															
5.5.1 責任および権限			主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領 (第130条, 第131条)				電源事業本部長														
5.5.4 内部コミュニケーション			内部コミュニケーション基本要領 (第125条, 128条, 129条)			原子力品質保証規程	原子力安全管理監査細則	電源事業本部長													
5.6 マネジメントレビュー			マネジメントレビュー基本要領 (第125条)				原子力安全管理監査要領 (第125条)	電源事業本部長													
6.2 人的資源			力量および教育訓練基本要領 (第125条, 187条, 188条)					電源事業本部長													
7.1 業務の計画			電源事業本部保安業務要領 (第147条, 150条, 151条)					電源事業本部部長 (原子力管理)													
			廃止措置管理要領 (第140条から142条)					島根原子力発電所長													
			運転管理要領 (第132条から139条, 第143条から146条)					島根原子力発電所長													
			燃料管理要領 (第147条から150条)					島根原子力発電所長													
			放射性廃棄物管理要領 (第151条から157条)					島根原子力発電所長													
5.4.1 品質目標	原子力品質保証細則	原子力品質保証細則	監視測定および分析基本要領 (第125条)			電源事業本部長															
5.5.1 責任および権限			主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領 (第130条, 第131条)				電源事業本部長														
5.5.4 組織の内部の情報の伝達			内部コミュニケーション基本要領 (第125条, 第128条, 第129条)			原子力品質保証規程	原子力安全管理監査要領 (第125条)	電源事業本部長													
5.6 マネジメントレビュー			マネジメントレビュー基本要領 (第125条)					電源事業本部長													
6.1 資源の確保			力量および教育訓練基本要領 (第125条, 187条, 188条)					電源事業本部長													
6.2 要員の力量の確保および教育訓練			力量および教育訓練基本要領 (第125条, 187条, 188条)					電源事業本部長													
7.1 個別業務に必要なプロセスの計画			電源事業本部保安業務要領 (第147条, 第149条の2, 第151条)					電源事業本部部長 (原子力管理)													
			廃止措置管理要領 (第140条から第142条)					島根原子力発電所長													
			運転管理要領 (第132条から第139条, 第143条から第146条)					島根原子力発電所長													
			燃料管理要領 (第147条から第149条の2)					島根原子力発電所長													
	放射性廃棄物管理要領 (第150条から第156条)					島根原子力発電所長															



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前							変更後							備考		
関連条項・項目	実施部門			監査部門			関連条項・項目	実施部門			監査部門					
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者			
7.1 <u>業務の計画</u> (つづき)	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	放射線管理要領 (第158条から172条)	島根原子力発電所長			7.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u> (つづき)	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	放射線管理要領 (第157条から171条)	島根原子力発電所長			・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更		
			保守管理要領 (第173条から174条)	島根原子力発電所長						施設管理要領 (第173条から173条の5)	島根原子力発電所長					
			異常事象発生時の対応要領 (第138条, 第139条, 第175条から186条, 190条)	島根原子力発電所長						異常事象発生時の対応要領 (第138条, 第139条, 第175条から186条, 190条)	島根原子力発電所長					
			原子力安全文化醸成基本要領 (第123条, 第124条)	電源事業本部長						原子力安全文化醸成基本要領 (第123条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程 原子力安全管理 監査細則	原子力安全管理 監査要領 (第123条)		内部監査部門 部長 (原子力監査)	・記載の適正化 ・関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更
			外部コミュニケーション基本要領 (第125条)	電源事業本部長						原子力安全文化醸成基本要領 (第124条)	電源事業本部長					
			設計・開発管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長						外部コミュニケーション基本要領 (第125条)	電源事業本部長					
			調達管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長						設計・開発管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長					
外部コミュニケーション基本要領 (第125条)	電源事業本部長			調達管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長											
検査および試験管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長			外部コミュニケーション基本要領 (第125条)	電源事業本部長											
検査および試験	電源事業本部長			検査および試験管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長											
8.4 データの分析			原子力品質保証規程	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第125条)	検査部門部長 (原子力監査)	8.4 データの分析および評価			監視測定および分析基本要領 (第125条)	電源事業本部長	原子力品質保証規程 原子力安全管理 監査細則	原子力安全管理 監査要領 (第125条)	内部監査部門 部長 (原子力監査)	・組織改正に伴う変更	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前							変更後							備考
<p>c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”および記録 このうち、JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書を以下の表に示す。</p>							<p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。</p>							
関連条項・項目	実施部門			監査部門			関連条項・項目	実施部門			監査部門			
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長	原子力安全管理規程	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力監査	4.2.3 文書 <del>の</del> 管理 4.2.4 記録の管理	原子力品質保証規程	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力監査	
8.2.2 内部監査		実施部門内部監査基本要領 (第125条)	電源事業本部長				8.2.2 内部監査							内部監査部門部長 (原子力監査)
8.3 不適合管理 8.5.2 是正処置		不適合管理・是正処置基本要領 (第125条)	電源事業本部長				8.3 不適合 <del>の</del> 管理 8.5.2 是正処置等		不適合等管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長				
8.5.3 予防処置		予防処置基本要領 (第125条)	電源事業本部長				8.5.3 未然防止処置							
<p>また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。</p>							<p>また、一次文書、二次文書以外の組織が必要と決定した文書は、本規定を遵守するために、b), c), d) の文書の中で、文書名または作成し管理することを記載することにより、本規定上の位置付けを明確にする。</p>							
<p>図2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>							<p>図2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>							

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p><u>(1) 組織は、品質マニュアルとして、次の文書を作成し、維持する。</u></p> <p>a) <u>本品質保証計画</u></p> <p>b) <u>原子力品質保証規程</u> <u>当社の品質マネジメントシステムとして本品質保証計画を含め社長がこれを定める。</u></p> <p>c) <u>原子力品質保証細則</u> <u>「原子力品質保証規程」に基づき、電源事業本部長が実施部門の細部事項を定める。</u></p> <p>d) <u>原子力安全管理監査細則</u> <u>「原子力品質保証規程」に基づき、考査部門長が監査部門の細部事項を定める。</u></p> <p><u>(2) 組織は、品質マニュアルに、次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</u></p> <p>4. 2. 3 文書管理</p> <p><u>(1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、規定類に基づき、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、次の活動に必要な管理を規定するために、文書管理に関する社内規定を確立する。</u></p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。</u></p> <p>d) <u>該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>e) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</u></p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p><u>(1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p><u>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p><u>(2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、記録の管理に関する社内規定を確立する。</u></p>	<p>4. 2. 2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」および「原子力安全管理監査細則」に次に掲げる事項を定める。</p> <p><u>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p><u>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</u></p> <p><u>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p><u>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p><u>(5) プロセスの相互の関係</u> <u>(「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照)</u></p> <p>4. 2. 3 文書の管理</p> <p><u>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</u></p> <p>a. <u>組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止</u></p> <p>b. <u>文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p>c. <u>品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4. 2. 1(4)の表の4. 2. 3項に係る文書を作成する。</u></p> <p>a. <u>品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。)こと。</u></p> <p>c. <u>品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。</u></p> <p>d. <u>品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。</u></p> <p>e. <u>改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。</u></p> <p>f. <u>品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。</u></p> <p>g. <u>組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。</u></p> <p>h. <u>廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</u></p> <p>4. 2. 4 記録の管理</p> <p><u>(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた4. 2. 1(4)の表の4. 2. 4項に係る文書を作成する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. <u>経営者の責任</u></p> <p>5. 1 <u>経営者のコミットメント</u>            社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p><u>b) 品質方針を設定する。</u>  <u>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</u>  <u>f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p><u>d) マネジメントレビューを実施する。</u>  <u>e) 資源が使用できることを確実にする。</u>  <u>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。</u></p> <p>5. 2 <u>原子力安全の重視</u>            社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする（7. 2. 1および8. 2. 1参照）。</p> <p>5. 3 <u>品質方針</u>            社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <p><u>a) 組織の目的に対して適切である。</u>  <u>b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u>  <u>c) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与える。</u>  <u>d) 組織全体に伝達され、理解される。</u>  <u>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</u>  <u>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>5. 4 <u>計画</u></p> <p>5. 4. 1 <u>品質目標</u>            (1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7. 1 (3) a) 参照）が設定されていることを確実にする。</p>	<p>5. <u>経営責任者等の責任</u></p> <p>5. 1 <u>経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</u>            社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p><u>(1) 品質方針を定めること。</u>  <u>(2) 品質目標が定められているようにすること。</u>  <u>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。）。</u>  <u>(4) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。</u>  <u>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</u>  <u>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u>  <u>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</u>  <u>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</u></p> <p>5. 2 <u>原子力の安全の確保の重視</u>            社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>5. 3 <u>品質方針</u>            社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p><u>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。</u>  <u>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</u>  <u>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</u>  <u>(4) 要員に周知され、理解されていること。</u>  <u>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</u></p> <p>5. 4 <u>計画</u></p> <p>5. 4. 1 <u>品質目標</u>            (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <p><u>a. 実施事項</u>  <u>b. 必要な資源</u>  <u>c. 責任者</u>  <u>d. 実施事項の完了時期</u>  <u>e. 結果の評価方法</u></p> <p><u>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること。）のものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>なお、組織は、品質目標に関する社内規定を定める。</u>  <u>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</u></p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画          社長は、<u>次の事項を確実にする。</u>  <u>a) 品質目標に加えて4. 1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</u>  <u>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性がとれている。</u></p> <p>5. 5 責任・権限およびコミュニケーション          5. 5. 1 責任および権限          社長は、<u>保安活動を実施するための責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限を第127条（保安に関する職務）および第131条（廃止措置主任者の職務等）に定め、組織全体に周知されていることを確実にする。</u></p> <p>5. 5. 2 管理責任者          (1) 社長は、<u>実施部門の管理責任者として電源事業本部長、監査部門の管理責任者として考査部門長を任命する。</u>  <u>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任および権限をもつ。</u>  <u>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</u>  <u>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u>  <u>c) 組織全体にわたって、関係法令の遵守および原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p>	<p><u>(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4. 2. 1 (3)の表の5. 4. 1項に係る文書を確立する。</u></p> <p>5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画          (1) 社長は、<u>品質マネジメントシステムが4. 1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</u>          (2) 社長は、<u>プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u>  <u>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u>  <u>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</u>  <u>c. 資源の利用可能性</u>  <u>d. 責任および権限の割当て</u></p> <p>5. 5 責任・権限およびコミュニケーション          5. 5. 1 責任および権限          社長は、<u>第127条（保安に関する職務）および第131条（廃止措置主任者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p>5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者          (1) 社長は、<u>電源事業本部長を組織（内部監査部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</u>          (2) 社長は、<u>品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</u>  <u>a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u>  <u>b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。</u>  <u>c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。</u>  <u>d. 関係法令を遵守すること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. 5. 3 <u>プロセス責任者</u>            社長は、<u>プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任および権限を与えることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む実施状況について評価する（5. 4. 1および8. 2. 3参照）。</u></p> <p>d) <u>安全文化を醸成するための活動を促進する。</u></p> <p>5. 5. 4 <u>内部コミュニケーション</u>            社長は、<u>組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換が行われることを確実にする。</u>  <u>なお、組織は、内部コミュニケーションに関する社内規定を定める。</u></p>	<p>5. 5. 3 <u>管理者</u>            (1) <u>社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第126条（保安に関する組織）に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</u>  <u>なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。</u></p> <p>a. <u>個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。</u></p> <p>b. <u>要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</u></p> <p>c. <u>個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。</u></p> <p>d. <u>健全な安全文化を育成し、および維持すること。</u></p> <p>e. <u>関係法令を遵守すること。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a. <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。</u></p> <p>b. <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。</u></p> <p>c. <u>原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。</u></p> <p>d. <u>常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。</u></p> <p>e. <u>要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。</u></p> <p>5. 5. 4 <u>組織の内部の情報の伝達</u>            (1) <u>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u></p> <p>(2) <u>組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、4. 2. 1（3）の表の5. 5. 4項に係る文書を確立する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. 6 マネジメントレビュー                      5. 6. 1 一般  <u>(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、社内規定に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</u>  <u>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u>  <u>(3) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>5. 6. 2 マネジメントレビューへのインプット                      マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。  <u>a) 監査の結果</u>  <u>b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方</u></p> <p><u>c) プロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)ならびに検査および試験の結果</u>  <u>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</u></p> <p><u>f) 関係法令の遵守状況</u>  <u>d) 予防処置および是正処置の状況</u></p> <p><u>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u>  <u>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u>  <u>i) 改善のための提案</u></p>	<p>5. 6 マネジメントレビュー                      5. 6. 1 一般                      社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。</p> <p>5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報                      組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。  <u>(1) 内部監査の結果</u>  <u>(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見</u>  <u>(3) プロセスの運用状況(JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)</u>  <u>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果</u>                      ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。(以下、本編において同じ。)  <u>(5) 品質目標の達成状況</u>  <u>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u>  <u>(7) 関係法令の遵守状況</u>  <u>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u>  <u>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u>  <u>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u>  <u>(11) 部門または要員からの改善のための提案</u>  <u>(12) 資源の妥当性</u>  <u>(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>5. 6. 3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u>  <u>マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。</u>  <u>a) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善</u>  <u>b) 業務の計画および実施にかかわる改善</u>  <u>c) 資源の必要性</u></p> <p>6. 資源の運用管理  6. 1 資源の提供  <u>組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</u></p> <p><u>6. 3 原子炉施設およびインフラストラクチャー</u>  <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を明確にし、維持管理する。また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを明確にし、維持する。</u></p> <p><u>6. 4 作業環境</u>  <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p> <p>6. 2 人的資源  6. 2. 1 一般  <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能および経験を判断の根拠として力量を有していること。</u></p> <p><u>6. 2. 2 力量、教育・訓練および認識</u>  <u>組織は、力量、教育・訓練および認識に関する社内規定に基づき、次の事項を実施する。</u>  <u>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u>  <u>b) 該当する場合には（必要な力量が不足している場合には）、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。</u>  <u>c) 教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。</u>  <u>d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</u></p> <p><u>e) 教育、訓練、技能および経験について該当する記録を維持する（4. 2. 4 参照）。</u></p>	<p>5. 6. 3 <u>マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</u>  <u>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u>  <u>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善（改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）</u>  <u>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</u>  <u>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</u>  <u>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</u>  <u>e. 関係法令の遵守に関する改善</u>  <u>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u>  <u>(3) 組織は、(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</u></p> <p>6. 資源の管理  6. 1 資源の確保  <u>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を4. 2. 1 (3) の表の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る文書において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</u>  <u>(1) 要員</u>  <u>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001 の「インフラストラクチャ」をいう。）</u>  <u>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</u>  <u>(4) その他必要な資源</u></p> <p>6. 2 要員の力量の確保および教育訓練  <u>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</u>  <u>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1 (3) の表の5. 4. 1項および6. 2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。</u>  <u>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</u>  <u>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</u>  <u>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</u>  <u>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</u>  <u>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</u>  <u>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u>  <u>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u>  <u>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 業務の計画および実施</p> <p>7. 1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、<u>社内規定に基づき、保安活動に関する業務（以下「7. 業務の計画および実施」「8. 評価および改善」ではこれらを「業務」という。）に必要なプロセスを計画し、構築する。</u></p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合がとれていること（4. 1参照）。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>業務の計画にあたって、次の各事項について適切に明確化する。</u></p> <p>a) <u>業務・原子炉施設に対する品質目標および要求事項</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに資源の提供の必要性</u></p> <p>c) <u>その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験活動、ならびにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d) <u>業務・原子炉施設のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4. 2. 4参照）</u></p> <p>(4) <u>この計画のアウトプットは、組織の運営方法に適した形式にする。</u></p>	<p>7. <u>個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</u></p> <p>7. 1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) 組織は、<u>4. 2. 1（4）の表の4. 2. 3項および4. 2. 1（3）の表の7. 1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4. 1（2）c. を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>（1）の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u></p> <p>b. <u>機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</u></p> <p>c. <u>機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</u></p> <p>d. <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</u></p> <p>e. <u>個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</u></p> <p>(4) 組織は、<u>策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 2 <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項の明確化</p> <p>(1) 組織は、<u>次の事項を業務の計画（7. 1参照）で明確にする。</u></p> <p><u>b) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な</u>要求事項</p> <p><u>a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p><u>c) 組織が必要と判断する追加</u>要求事項すべて</p> <p>(2) 組織は、<u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長（原子力管理）は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長（原子力管理）へ指示する。</p> <p>7. 2. 2 <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項をレビューする。<u>このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) レビューでは、<u>次の事項を確実にする。</u></p> <p><u>a) 業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が定められている。</p> <p><u>b) 業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が<u>以前に提示されたものと異なる場合には、それについて</u>解決されている。</p> <p><u>c) 組織が、定められた</u>要求事項を<u>満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録、およびそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する（4. 2. 4参照）。</u></p> <p>(4) <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) <u>業務・原子炉施設に対する</u>要求事項が変更された場合には、組織は、<u>関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7. 2. 3 <u>外部とのコミュニケーション</u></p> <p>(1) 組織は、<u>原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を社内規定にて明確にし、実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。</p>	<p>7. 2 <u>個別業務等</u>要求事項に関するプロセス</p> <p>7. 2. 1 <u>個別業務等</u>要求事項として<u>明確にすべき事項</u></p> <p>(1) 組織は、<u>次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者が明示してはでないものの、機器等または個別業務に必要な</u>要求事項</p> <p><u>b. 関係法令</u></p> <p><u>c. a., b. に掲げるもののほか、組織が必要とする</u>要求事項</p> <p>(2) 組織は、<u>個別業務等</u>要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長（原子力管理）は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長（原子力管理）へ指示する。</p> <p>7. 2. 2 <u>個別業務等</u>要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、<u>機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等</u>要求事項の<u>審査を実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>個別業務等</u>要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p><u>a. 当該個別業務等</u>要求事項が定められていること。</p> <p><u>b. 当該個別業務等</u>要求事項が、<u>あらかじめ定められた個別業務等</u>要求事項と相違する場合においては、その相違点が<u>解明されていること。</u></p> <p><u>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等</u>要求事項に<u>適合するための能力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>組織は、（1）の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>個別業務等</u>要求事項が変更された場合においては、<u>関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等</u>要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7. 2. 3 <u>組織の外部の者との情報の伝達等</u></p> <p>(1) 組織は、<u>組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を4. 2. 1（3）の表の7. 2. 3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</u></p> <p><u>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p><u>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p><u>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p><u>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 3 設計・開発 組織は、<u>設計・開発に関する社内規定に基づき、設計・開発を管理する。</u></p> <p>7. 3. 1 設計・開発の計画 (1) <u>原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u>  <u>a) 設計・開発の段階</u>  <u>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</u>  <u>c) 設計・開発に関する責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限</u></p> <p>(3) <u>効果的なコミュニケーションならびに責任および権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に關与するグループ間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) <u>設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</u></p> <p>7. 3. 2 設計・開発へのインプット (1) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する（4. 2. 4参照）。インプットには、次の事項を含める。</u>  <u>a) 機能および性能に関する要求事項</u>  <u>c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u>  <u>b) 適用される法令・規制要求事項</u>  <u>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、曖昧でなく、相反することがないこと。</u></p> <p>7. 3. 3 設計・開発からのアウトプット (1) <u>設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</u>  <u>a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u>  <u>b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。</u>  <u>c) 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</u>  <u>d) 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</u></p>	<p>7. 3 設計開発 組織は、<u>4. 2. 1（3）の表の7. 3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</u></p> <p>7. 3. 1 設計開発計画 (1) <u>組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4. 1（2）c. の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</u>  <u>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</u>  <u>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</u>  <u>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</u>  <u>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</u>  <u>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</u></p> <p>(3) <u>組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に關与する各者間の連絡を管理する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、（1）により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</u></p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報 (1) <u>組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</u>  <u>a. 機能および性能に係る要求事項</u>  <u>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</u>  <u>c. 関係法令</u>  <u>d. その他設計開発に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</u></p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報 (1) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</u>  <u>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</u>  <u>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</u>  <u>c. 合否判定基準を含むものであること。</u>  <u>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 3. 4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、<u>次の事項を目的として、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)体系的なレビューを行う。</u></p> <p><u>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p><u>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者および当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>7. 3. 5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7. 3. 1参照)検証を実施する。この検証の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</u></p> <p>7. 3. 6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7. 3. 1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</u></p> <p>(2) <u>実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>妥当性確認の結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>7. 3. 7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) <u>設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>(2) <u>変更に対して、レビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</u></p> <p>(3) <u>設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p> <p>(4) <u>変更のレビューの結果の記録、および必要な処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p>	<p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。</u></p> <p><u>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</u></p> <p><u>b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</u></p> <p>7. 3. 6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。</u></p> <p>(2) <u>組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>7. 3. 7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <u>組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む)を行う。</u></p> <p>(4) <u>組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 4 調達 組織は、<u>調達に関する社内規定に基づき、調達を実施する。</u></p> <p>7. 4. 1 調達プロセス (1) <u>規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>供給者および調達製品に対する管理の方式および程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。</u></p> <p>(3) <u>供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価および再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>評価の結果の記録、および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4. 2. 4参照)。</u></p> <p>(5) <u>調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法およびそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する方法を定める。</u></p> <p>7. 4. 2 調達要求事項 (1) <u>調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p><u>a) 製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</u> <u>b) 要員の適格性確認に関する要求事項</u> <u>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</u> <u>d) 不適合の報告および処理に関する要求事項</u></p> <p><u>e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>7. 4 調達 組織は、<u>4. 2. 1 (3) の表の7. 4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</u></p> <p>7. 4. 1 調達プロセス (1) <u>組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。</u></p> <p>(2) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>(5) <u>組織は、(3) の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(6) <u>組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。)の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</u></p> <p>7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) <u>組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p><u>a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</u> <u>b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u> <u>c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> <u>d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項</u></p> <p><u>e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</u> <u>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</u> <u>g. その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 4. 3 調達製品<del>の</del>検証</p> <p>(1) 調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 組織が、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p>7. 5 業務の実施</p> <p>7. 5. 1 業務の管理</p> <p>組織は、業務の計画(7. 1参照)に基づき、業務を管理された状態で実施する。管理された状態は、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器および測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視および測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリースが実施されている。</p> <p>7. 5. 2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a) プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b) 設備の承認および要員の適格性確認</p> <p>c) 所定の方法および手順の適用</p> <p>d) 記録に関する要求事項(4. 2. 4参照)</p> <p>e) 妥当性の再確認</p> <p>7. 5. 3 識別およびトレーサビリティ</p> <p>(1) 必要な場合には、組織は、業務の計画および実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。</p> <p>(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4. 2. 4参照)。</p>	<p>7. 4. 3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7. 5 個別業務の管理</p> <p>7. 5. 1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8. 2. 3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</p> <p>7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 5. 4 組織外の所有物 組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する（4. 2. 4参照）。</p> <p>7. 5. 5 調達製品の保存 組織は、調達製品の検証後、受入から据付(使用)までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管および保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7. 6 監視機器および測定機器の管理 (1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視および測定を業務の計画（7. 1参照）に明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。 (2) 組織は、監視および測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にするプロセスを確立する。 (3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たす。 a) 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正もしくは検証、またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する（4. 2. 4参照）。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 b) 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。 さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する（4. 2. 4参照）。 組織は、その機器、および影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正および検証の結果の記録を維持する（4. 2. 4参照）。 (4) 規定要求事項にかかわる監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	<p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1（3）の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1（3）の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4. 2. 1（3）の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた間隔（7. 1（1）に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 一般</p> <p>(1) 組織は、<u>次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</u></p> <p><u>a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p><u>c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、およびその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 原子力安全の達成</p> <p>組織は、<u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手および使用の方法を社内規定に定める。</u></p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で社内規定に基づき、客観的な評価を行う部門による内部監査を実施する。</u></p> <p><u>a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7. 1 参照）に適合しているか、JEAC4111 の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</u></p> <p><u>b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</u></p> <p><u>(2) 組織は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態および重要性、ならびにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。監査員の選定および監査の実施においては、監査プロセスの客観性および公平性を確保する。</u></p> <p><u>監査員は、自らの業務を監査しない。</u></p> <p><u>(3) 監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任および権限、ならびに要求事項を規定するために、内部監査に関する社内規定を確立する。</u></p> <p><u>(4) 監査およびその結果の記録を維持する（4. 2. 4 参照）。</u></p> <p><u>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める（8. 5. 2 参照）。</u></p>	<p>8. 評価および改善</p> <p>8. 1 <u>監視測定、分析、評価および改善</u></p> <p>(1) 組織は、<u>監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、要員が（1）の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう）。</u></p> <p>8. 2 監視および測定</p> <p>8. 2. 1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) 組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1) の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を 4. 2. 1 (3) の表の 8. 2. 1 項に係る文書に定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、<u>品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</u></p> <p><u>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p><u>b. 実効性のある実施および実効性の維持</u></p> <p>(2) 組織は、<u>内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</u></p> <p>(5) 組織は、<u>内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4. 2. 1 (4) の表の 8. 2. 2 項に係る文書に定める。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) 組織は、<u>不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 2. 3 プロセスの監視および測定            (1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。</p> <p>8. 2. 4 検査および試験            (1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、検査および試験に関する社内規定に基づき、原子炉施設を検査および試験する。検査および試験は、業務の計画（7. 1 参照）に従って、適切な段階で実施する。検査および試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する（4. 2. 4 参照）。</p> <p>(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する（4. 2. 4 参照）。</p> <p>(4) 業務の計画（7. 1 参照）で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p> <p>(2) 検査および試験要員の独立の程度を定める。</p>	<p>8. 2. 3 プロセスの監視測定            (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。  <u>監視測定の方法には次の事項を含む。</u>  <u>a. 監視測定の実施時期</u>  <u>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</u>            (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。            (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5. 4. 2 (1) および7. 1 (1) の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。            (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。            (5) 組織は、5. 4. 2 (1) および7. 1 (1) の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等            (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。            (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。            (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。            (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第127条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。            (6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第127条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、<u>業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>不適合の処理に関する管理およびそれに関連する責任および権限を規定するために、不適合管理に関する社内規定を確立する。</u></p> <p>(3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a) <u>発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。</u></p> <p>b) <u>課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</u></p> <p>c) <u>品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</u></p> <p>(4) <u>該当する場合には、組織は、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、または合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(6) <u>不適合の性質の記録、および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4. 2. 4参照）。</u></p> <p>(5) <u>不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>原子力施設の保安の向上に役立たせる観点から、社内規定に定める</u>公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8. 4 データの分析</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの<u>適切性および有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、社内規定に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) データの分析によって、<u>次の事項に関連する情報を提供する。</u></p> <p>a) <u>原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方（8. 2. 1参照）</u></p> <p>b) <u>業務・原子炉施設に対する要求事項への適合（8. 2. 3および8. 2. 4参照）</u></p> <p>c) <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向（8. 2. 3および8. 2. 4参照）</u></p> <p>d) <u>供給者の能力（7. 4参照）</u></p>	<p>8. 3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）。</u></p> <p>(2) <u>組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、4. 2. 1（4）の表の8. 3項に係る文書に定める。</u></p> <p>(3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。</p> <p>a) <u>発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。</u></p> <p>b) <u>課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。</u></p> <p>c) <u>品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a. <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</u></p> <p>b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。</u></p> <p>c. <u>機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</u></p> <p>d. <u>機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</u></p> <p>(5) <u>組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(6) <u>組織は、（4）a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</u></p> <p>8. 4 データの分析および評価</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、4. 2. 1（3）の表の8. 4項に係る文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、（1）のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</u></p> <p>a. <u>組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</u></p> <p>b. <u>個別業務等要求事項への適合性</u></p> <p>c. <u>機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）</u></p> <p>d. <u>調達物品等の供給者の供給能力</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的改善 組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>8. 5. 2 是正処置 (1) 組織は、再発防止のため、社内規定に基づき、不適合の原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。 (3) 次の事項に関する要求事項（J E A C 4 1 1 1 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、是正処置に関する社内規定を確立する。 a) 不適合のレビュー b) 不適合の原因の特定 c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定および実施 f) とった是正処置の有効性のレビュー e) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</p>	<p>8. 5 改善</p> <p>8. 5. 1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8. 5. 2 是正処置等 (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。 a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。 (a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。） (b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、4. 2. 1（4）の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に確立し、実施する。 g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、(1) に掲げる事項について、4. 2. 1（4）の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に定める。 (3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1) のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 5. 3 <u>予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）および他の施設から得られた知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、社内規定に基づき、その原因を除去する処置を決める。</u></p> <p><u>(2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p> <p><u>(3) 次の事項に関する要求事項（J E A C 4 1 1 1 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定するために、予防処置に関する社内規定を確立する。</u></p> <p><u>a) 起こり得る不適合およびその原因の特定</u></p> <p><u>b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p><u>c) 必要な処置の決定および実施</u></p> <p><u>e) とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p><u>d) とった処置の結果の記録（4. 2. 4 参照）</u></p>	<p>8. 5. 3 <u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</u></p> <p><u>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u></p> <p><u>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u></p> <p><u>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u></p> <p><u>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4. 2. 1 (4)の表の8. 5. 3項に係る文書に定める。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p> 	<p>(保安に関する組織) 第126条 発電所の保安に関する組織は、図126のとおりとする。</p> <p>図126</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・組織改正に伴う変更</li> </ul>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに安全文化を醸成することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の醸成）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに安全文化を醸成する活動を統括する。</p> <p>3. <u>考査部門長</u>は、独立監査業務に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p>3. <u>内部監査部門長</u>は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、<u>第123条（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・組織改正に伴う変更</li> <li>・関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。</p>	<p>7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務<u>および輸入廃棄物の管理に関する業務</u>を統括する。</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括に関する業務を行う。</p>	<p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括<u>および使用前事業者検査等の総括</u>に関する業務を行う。</p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p><u>37.</u> その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<p><u>37.各職位は、第125条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</u></p> <p><u>38.</u> その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> </ul>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備 考
<p>(原子力発電保安運営委員会)                      第129条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。                      2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <b>保守管理</b>に関する規定類の制定および改正ならびに保全・<b>保守管理</b>の有効性評価に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(廃止措置主任者の選任)                      第130条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。                      (1) 原子炉施設の<b>工事または保守管理</b>に関する業務                      (2) 原子炉の運転に関する業務                      (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務                      (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務                      (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子力発電保安運営委員会)                      第129条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。                      2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <b>施設管理</b>に関する規定類の制定および改正ならびに保全・<b>施設管理</b>の有効性評価に関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(廃止措置主任者の選任)                      第130条 所長は、廃止措置主任者を、保安活動を監督するにあたり必要な知識を有する者であって、以下の(1)から(5)のいずれかの業務に従事した期間が通算して3年以上の者の中から選任する。                      (1) 原子炉施設の<b>施設管理</b>に関する業務                      (2) 原子炉の運転に関する業務                      (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務                      (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務                      (5) 原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(運転管理業務)</u>  <u>第133条の2 各課長または当直長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</u>  <u>(1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。</u>  <u>a. 中央制御室における監視、第134条第1項および第2項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。</u>  <u>b. 運転操作(状態管理を含む。)を実施する。</u>  <u>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</u>  <u>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</u>  <u>(2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号b.による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡されたシステムに対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長に引き渡す。</u>  <u>(3) 各課長または当直長は、第3節(第144条から第146条を除く。)各条第2項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な確認の計画を定め、実施する。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(巡視)                      第134条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(第160条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域を除く。)を巡視する。</p>	<p>(巡視)                      第134条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(第160条(管理区域内における特別措置)第1項に定める区域を除く。)を巡視する。<u>実施においては、第173条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	
<p>(地震・火災等発生時の対応)                      第138条 各課長または当直長は、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長、廃止措置主任者および各部長に報告する。                      (1) 震度5弱以上の地震が観測<sup>※1</sup>された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※2</sup>の損傷の有無を確認する。                      (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に務め、鎮火後、維持すべき原子炉施設<sup>※2</sup>の損傷の有無を確認する。                      ※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう(以下、本条において同じ)。                      ※2：廃止措置計画に定める<u>維持管理対象設備</u>をいう(以下、本条および第173条において同じ)。</p>	<p>(地震・火災等発生時の対応)                      第138条 各課長または当直長は、地震・火災が発生した場合は、次の措置を講じるとともに、その結果を所長、廃止措置主任者および各部長に報告する。                      (1) 震度5弱以上の地震が観測<sup>※1</sup>された場合は、地震終了後、維持すべき原子炉施設<sup>※2</sup>の損傷の有無を確認する。                      (2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に務め、鎮火後、維持すべき原子炉施設<sup>※2</sup>の損傷の有無を確認する。                      ※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう(以下、本条において同じ)。                      ※2：廃止措置計画に定める<u>性能維持施設</u>をいう(以下、本条および第173条において同じ)。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(工事の計画および実施)</p> <p>第141条 各課長は、廃止措置計画に基づき工事<sup>※1</sup>を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2 各課長は、工事計画を策定するにあたり、工事の内容が、2号炉および3号炉の運転に必要な原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 各課長は、工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質の漏えいおよび拡散防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4 各課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第173条(保守管理計画)に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>(中略)</p>	<p>(工事の計画および実施)</p> <p>第141条 各課長は、廃止措置計画に基づき工事<sup>※1</sup>を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2 各課長は、工事計画を策定するにあたり、工事の内容が、2号炉および3号炉の運転に必要な原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 各課長は、工事を実施するにあたり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質の漏えいおよび拡散防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>4 各課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第173条(施設管理計画)に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう(以下、本条において同じ)。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第147条 課長(燃料技術)は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、次の各号を<u>遵守する</u>。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の各号を<u>遵守する</u>。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第147条 課長(燃料技術)は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物クレーンを使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認する</u>。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>第2項(1)から(3)に加え、次の各号を<u>確認する</u>。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。</p> <p><u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。</u></p> <p><u>(4) 車両を徐行させること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>4. 課長(放射線管理)は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(3) 未臨界検査</u></p> <p><u>(4) 吊上検査</u></p> <p><u>(5) 重量検査</u></p> <p><u>(6) 収納物検査</u></p> <p><u>(7) 表面密度検査</u></p> <p>7. 課長(燃料技術)は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の貯蔵) 第149条 課長(燃料技術)は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(使用済燃料の貯蔵) 第149条 課長(燃料技術)は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p><b>第150条</b> 課長(燃料技術)は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替装置を使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、次の各号を<u>遵守</u>し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を<u>管理区域外</u>に運搬する場合は、次の各号を<u>遵守する</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、<u>前項の運搬において</u>、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><b>6.</b> 課長(燃料技術)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p><b>第149条の2</b> 課長(燃料技術)は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替装置を使用する。</p> <p>2. 課長(燃料技術)は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認</u>し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(中略)</p> <p>3. 課長(燃料技術)は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、<u>運搬前に</u>次の各号を<u>確認する</u>。ただし、<u>管理区域内で運搬する場合には、(3)から(6)の適用を除く</u>。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 課長(放射線管理)は、<u>使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 課長(放射線管理)は、課長(燃料技術)が管理区域内で第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、<u>移動前に</u>容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p><u>6. 課長(燃料技術)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。</u></p> <p><u>7. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。</u></p> <p><u>(1) 外観検査</u></p> <p><u>(2) 気密漏えい検査</u></p> <p><u>(3) 圧力測定検査</u></p> <p><u>(4) 線量当量率検査</u></p> <p><u>(5) 未臨界検査</u></p> <p><u>(6) 温度測定検査</u></p> <p><u>(7) 吊上検査</u></p> <p><u>(8) 重量検査</u></p> <p><u>(9) 収納物検査</u></p> <p><u>(10) 表面密度検査</u></p> <p><b>9.</b> 課長(燃料技術)は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p> <p>(頻度の定義)  <u>第157条</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表157</u>のとおりとする。  <u>表157</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)            第151条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長(放射線管理)または課長(燃料技術)は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の<u>事項を遵守</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p>6. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長(放射線管理)は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p>	<p><u>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</u>  <u>第150条</u> 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(頻度の定義)  <u>第150条の2</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表150の2</u>のとおりとする。  <u>表150の2</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)            第151条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 課長(放射線管理)または課長(燃料技術)は、<u>管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u>  <u>(6) 車両を徐行させること。</u>  <u>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p> <p>8. 課長(放射線管理)は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u>  <u>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u>  <u>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u>  <u>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u>  <u>9. 課長(放射線管理)は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u>  <u>10. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</u>  <u>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</u>  <u>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u>  <u>11. 課長(放射線管理)は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器の表面汚染密度が法令に定める表面汚染限度を超えていないことを確認する。ただし、第159条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第156条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表156に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表156</p> <p>(中略)</p>	<p><u>12. 電源事業本部部長(原子力安全技術)は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。</u></p> <p><u>13. 電源事業本部部長(原子力安全技術)は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第156条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表156に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。<u>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</u>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表156</p> <p>(中略)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p> <p>(頻度の定義)  <u>第172条</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表172</u>のとおりとする。  <u>表172</u></p>	<p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u>  <u>第157条</u> 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(頻度の定義)  <u>第157条の2</u> 本章でいう測定頻度等に関する考え方は、<u>表157の2</u>のとおりとする。  <u>表157の2</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
<p>(中略)</p> <p>(線量の評価)  <u>第165条</u>                      課長(放射線管理)は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表165に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>(中略)</p> <p><u>(放射線業務従事者の線量管理等)</u>  <u>第165条</u> 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。  <u>2.</u> 課長(放射線管理)は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表165に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p>(中略)</p> <p>(条を加える)</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)  <u>第167条</u> 課長(放射線管理)は、<u>表167-1</u>および<u>表167-2</u>(第159条(管理区域内における区域区分)第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内および周辺監視区域境界付近(測定場所は<u>図167</u>に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p>	<p>(中略)</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u>  <u>第167条</u> 課長(放射線管理)は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)  <u>第167条の2</u> 課長(放射線管理)は、<u>表167の2-1</u>および<u>表167の2-2</u>(第159条(管理区域内における区域区分)第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内および周辺監視区域境界付近(測定場所は<u>図167の2</u>に定める。)における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>記載の適正化</li> </ul>
<p>(中略)</p> <p><u>表167-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表167-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>図167</u></p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p><u>表167の2-1</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>表167の2-2</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>図167の2</u></p> <p>(中略)</p>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第168条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表168に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第169条 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第147条(新燃料の運搬)、<b>第150条</b>(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第151条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第168条 課長(放射線管理)および課長(計装)は、表168に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。<b>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。</b>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>(中略)</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第169条 課長(放射線管理)は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第147条(新燃料の運搬)、<b>第149条の2</b>(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第151条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 課長(放射線管理)は、前項の運搬において、<b>運搬前に</b>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>
<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第170条 各課長は、核燃料物質等(第147条(新燃料の運搬)、<b>第150条</b>(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(発電所外への運搬)</p> <p>第170条 各課長は、核燃料物質等(第147条(新燃料の運搬)、<b>第149条の2</b>(使用済燃料の運搬)および第151条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p><b>2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</b></p> <p><b>3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。</b></p> <p><b>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</b></p> <p><b>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</b></p> <p><b>(3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</b></p> <p><b>(4) A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</b></p> <p><b>4. 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</b></p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化</li> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> </ul>



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第8章 <b>保守管理</b> (<b>保守管理</b>計画)</p> <p>第173条 <b>保守管理を実施するにあたり</b>、原子炉施設の安全を確保するために以下の<b>保守管理</b>計画を定める。<b>保守管理</b>に関する業務を確実に実施するために、「<b>保守管理要領</b>」に従い実施する。また、組織は、<b>保守管理</b>の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、<b>保守管理</b>の業務を実施する。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「<b>原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)</b>」に従うものとする。ただし、本条において「<b>原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)</b>」で定める「<b>点検計画</b>」は「<b>点検の計画</b>」と読みかえる。</p> <p>2. <b>保守管理</b>の実施方針および<b>保守管理</b>目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<b>保守管理</b>の継続的な改善を図るため、<b>保守管理</b>の現状等を踏まえ、<b>保守管理</b>の実施方針を定める。また、12. の<b>保守管理</b>の有効性評価の結果、および<b>保守管理</b>を行う観点から特別な状態(7. 3参照)を踏まえ<b>保守管理</b>の実施方針の見直しを行う。 (2) 所長は、「<b>マネジメントレビュー基本要領</b>」で定めた手順により、社達で周知された<b>保守管理</b>の実施方針に基づき、<b>保守管理</b>の改善を図るための<b>保守管理</b>目標を設定する。また、12. の<b>保守管理</b>の有効性評価の結果、および<b>保守管理</b>を行う観点から特別な状態(7. 3参照)を踏まえ<b>保守管理</b>目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の<b>保守管理</b>目標を達成するため、4. より11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の<b>保守管理</b>の有効性評価の結果、および<b>保守管理</b>を行う観点から特別な状態(7. 3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、<b>原子力発電施設</b>の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <b>維持すべき原子炉施設</b> (2) その他、自ら定める設備</p> <p>5. <b>保全重要度</b>の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>保全重要度</b>を設定する。 (1) 系統の<b>保全重要度</b>は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の<b>重要度</b>を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。 (2) 機器の<b>保全重要度</b>は、当該機器が属する系統の<b>保全重要度</b>と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の<b>保全重要度</b>は、(1) または(2) に基づき設定する。</p>	<p>第8章 <b>施設管理</b> (<b>施設管理</b>計画)</p> <p>第173条 <b>原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(以下、「技術基準規則」という。)」を含む要求事項への適合を維持し</b>、原子炉施設の安全を確保するために、以下の<b>施設管理</b>計画を定める。<b>施設管理</b>に関する業務を確実に実施するために、「<b>施設管理要領</b>」に従い実施する。また、組織は、<b>施設管理</b>の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、<b>施設管理</b>の業務を実施する。</p> <p>1. <b>用語</b>の定義 <b>保全</b>：プラントの運転に関わる設備の機能を確認、維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に、電力の供給信頼性を維持するとの観点から設備の重要さ度合いに応じて、<b>効率性</b>、<b>経済性</b>を考慮しながら行われるもので、<b>設計</b>、<b>点検</b>、<b>巡視</b>、<b>工事</b>を含む。 <b>工事</b>：補修、取替えおよび改造の総称であり、<b>建設</b>、<b>使用前点検</b>を含む。 <b>作業管理</b>：保全のうち設計を除く<b>点検</b>、<b>巡視</b>、<b>工事等</b>のための<b>作業</b>の管理。</p> <p>2. <b>施設管理</b>の実施方針および<b>施設管理</b>目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<b>施設管理</b>の継続的な改善を図るため、<b>施設管理</b>の現状等を踏まえ、<b>施設管理</b>の実施方針を定める。また、12. の<b>施設管理</b>の有効性評価の結果、および<b>施設管理</b>を行う観点から特別な状態(7. 3参照)を踏まえ<b>施設管理</b>の実施方針の見直しを行う。 (2) 所長は、「<b>監視測定および分析基本要領</b>」で定めた手順により、社達で周知された<b>施設管理</b>の実施方針に基づき、<b>施設管理</b>の改善を図るための<b>施設管理</b>目標を設定する。また、12. の<b>施設管理</b>の有効性評価の結果、および<b>施設管理</b>を行う観点から特別な状態(7. 3参照)を踏まえ<b>施設管理</b>目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2. の<b>施設管理</b>目標を達成するため、4. より11. からなる保全プログラムを策定する。また、12. の<b>施設管理</b>の有効性評価の結果、および<b>施設管理</b>を行う観点から特別な状態(7. 3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、<b>原子炉施設</b>の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) <b>廃止措置計画に定める性能維持施設</b> (2) その他、自ら定める設備</p> <p>5. <b>施設管理の重要度</b>の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<b>施設管理の重要度</b>として<b>点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)</b>と<b>設計および工事に用いる重要度</b>を設定する。 (1) 系統の<b>保全重要度</b>は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の<b>重要度</b>を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。 (2) 機器の<b>保全重要度</b>は、当該機器が属する系統の<b>保全重要度</b>と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<b>運転経験等</b>を考慮することができる。 (3) 構築物の<b>保全重要度</b>は、(1) または(2) に基づき設定する。 (4) <b>設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</b> (5) <b>次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</b></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<b>保全</b>重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<b>保全</b>重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(7. 1参照)</p> <p>b. <b>補修、取替えおよび改造</b>計画(7. 2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(7. 3参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の<b>保全</b>重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>(中略)</p>	<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の<b>施設管理</b>の重要度を踏まえ、<b>施設管理目標の中で</b>系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、5. (1) の<b>施設管理</b>の重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>(a) 予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取<b>および監視を実施</b>し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画(7. 1参照)</p> <p>b. <b>設計および工事</b>の計画(7. 2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(7. 3参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の<b>施設管理</b>の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7. 1 点検の計画策定</p> <p>(中略)</p> <p><b>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査<sup>※1</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</b></p> <p><b>a. 事業者検査の具体的方法</b></p> <p><b>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</b></p> <p><b>c. 事業者検査の実施時期</b></p> <p><b>※1：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第173条の4による使用前事業者検査および第173条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ。)</b></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 2 <b>補修、取替えおよび改造</b>計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<b>補修、取替えおよび改造</b>を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器<sup>※1</sup>の<b>補修、取替えおよび改造については</b>、法令に基づく必要な手続き<sup>※2</sup>の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<b>補修、取替えおよび改造</b>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを、<b>検査および試験</b>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※1：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。（以下、第189条（記録）において同じ。）</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）<b>および第43条の3の13（溶接安全管理検査）</b>ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第189条（記録）において同じ。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>7. 2 <b>設計および工事</b>の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<b>設計および工事</b>を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた<b>設計および工事</b>の計画を策定する。また、安全上重要な機器<sup>※2</sup>の<b>工事を実施する場合は、その計画段階において</b>、法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。</p> <p><b>(2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</b></p> <p>(3) 組織は、<b>工事</b>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを、<b>事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）</b>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <b>事業者検査および試験等</b>の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な<b>事業者検査および試験等</b>の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. <b>事業者検査および試験等</b>の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。（以下、第189条（記録）において同じ。）</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（<b>設計及び工事</b>の計画の認可）、第43条の3の10（<b>設計及び工事</b>の計画の届出）、第43条の3の11<b>第3項</b>（使用前<b>事業者検査の確認申請</b>）<b>および第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）</b>ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第189条（記録）において同じ。）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>
<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<b>したがって点検・補修等の</b>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<b>以下の必要なプロセス</b>を実施する。</p> <p>a. <b>工事計画</b></p> <p>b. <b>設計管理</b></p> <p>c. <b>調達管理</b></p> <p>d. <b>工事管理</b></p> <p>(3) 組織は、<b>点検・補修等の</b>結果について記録する。</p>	<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定めた保全計画に<b>従って</b>保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<b>第173条の2による設計管理および第173条の3による作業管理</b>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<b>保全</b>の結果について記録する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>9. <u>点検・補修等</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>点検・補修等</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。  <sup>※3</sup>: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. <u>点検・補修等</u>の不適合管理、是正処置および<u>予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、以下の a. および b. の場合には、<u>不適合管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置</u>を講じる。</p> <p>a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p>(2) 組織は、(1) <u>a. および b. の場合の不適合管理、是正処置および予防処置について記録</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>保守管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および2. <u>保守管理</u>目標の達成度から、定期的に<u>保守管理</u>の有効性を評価し、<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、<u>保守点検</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>9. <u>保全</u>の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全</u>の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。  <sup>※4</sup>: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 不適合管理、是正処置および<u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下の a. および b. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a. および b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあつて、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることが確認・評価できない場合。</p> <p>(2) 組織は、<u>他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>(3) 組織は、(1) <u>および(2)の活動を第125条に基づき実施</u>する。</p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>施設管理</u>の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11. の保全の有効性評価の結果および2. <u>施設管理</u>目標の達成度から、定期的に<u>施設管理</u>の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>13. <u>構成管理</u></p> <p>組織は、<u>施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>(1) <u>設計要件(第125条7. 2. 1に示す業務・原子力施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第173条の2の設計に対する要求事項をいう。)</u></p> <p>(2) <u>施設構成情報(第125条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。)</u></p> <p>(3) <u>物理的構成(実際の構築物、系統および機器をいう。)</u></p> <p>14. 情報共有</p> <p>組織は、<u>保全</u>を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(設計管理)</u>  <u>第173条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更</u>  <u>に該当するかどうかを判断する。</u>  <u>2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第1</u>  <u>25条7.3に従って実施する。</u>  <u>(1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</u>  <u>(2) 「技術基準規則」の規定および原子炉設置(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法</u>  <u>令・規制要求事項</u>  <u>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u>  <u>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u>  <u>3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第173条の4に定める使用前事業者検</u>  <u>査の実施を考慮する。</u></p>	<p>・原子力規制に          における検査制          度の見直しに          伴う変更</p>
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(作業管理)</u>  <u>第173条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u>  <u>2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考</u>  <u>慮した作業管理を行う。</u>  <u>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による工事対象設備の損傷および劣化の防止</u>  <u>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</u>  <u>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u>  <u>(4) 作業工程の管理</u>  <u>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</u>  <u>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</u>  <u>(7) 第7章に基づく放射線管理</u>  <u>3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態か</u>  <u>ら外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、</u>  <u>本項および第134条による巡視を定期的に行う。</u></p>	<p>・原子力規制に          における検査制          度の見直しに          伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u>  <u>第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u>  <u>2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u>  <u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u>  <u>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</u>  <u>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u>  <u>a. 設工認に従って行われたものであること。</u>  <u>b. 「技術基準規則」に適合するものであること。</u>  <u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb. の基準に適合することを最終判断する。</u>  <u>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</u>  <u>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</u>  <u>c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</u>  <u>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u>  <u>(1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</u>  <u>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。</u>  <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u>  <u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u>  <u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u>  <u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u>  <u>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p><u>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(条を加える)</p>	<p><u>(定期事業者検査の実施)</u>  <u>第173条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u>  <u>2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u>  <u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査の実施体制を構築する。</u>  <u>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、それを実施する。</u>  <u>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u>  <u>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u>  <u>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法</u>  <u>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法</u>  <u>c. a. およびb. による方法のほか、「技術基準規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</u>  <u>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</u>  <u>(1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。</u>  <u>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施した組織とは別の組織の者。</u>  <u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u>  <u>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</u>  <u>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u>  <u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u>  <u>(2) 検査に係る記録を管理する。</u>  <u>(3) 検査に係る要員の教育訓練の管理を行う。</u></p> <p><u>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>(溶接事業者検査の実施)</u>  <u>第174条 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u>  <u>2. 検査の責任者は、検査に係る以下の事項を実施し、適切に検査を実施する。</u>  <u>(1) 検査要領書および成績書の作成</u>  <u>(2) 検査員の選任および検査実施体制の確立</u>  <u>(3) 検査の工程管理</u>  <u>(4) 検査の実施</u>  <u>(5) 検査記録の管理</u></p>	<p>変更後                      (条を削る)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</p>



表 1 8 7 - 1 (保安教育実施方針 (総括表))

大分類	保安教育の内容		実施時期	実施者と教育時間 ※2					訓練員以外の教育時間	事務系教育
	中分類 (項目)	小分類 (項目)		当班長 当班副長	当班主任 運転士	補助運転士	放射性業務管理 技師の業務に携わる者	燃料の取扱いの業務に携わる者		
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	入所時 (原子力発電所研修期間)	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)
	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	1回/10年毎以上	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)
その他 反復教育	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	1回/10年毎以上	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)
	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	1回/10年毎以上	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)

※1：各項目が、標準業務手順書(原子力管理)によりあらかじめ決定された業務に限り、各項目の金額または回数については十分な知識および技能を有していることを認められた場合には、該当する業務については、該当する業務から除外される。  
 ※2：各対象者が実施されている教育項目は、対象者となった時点から変更される。  
 ※3：アクションマネジメント対応については、当該職員を対象とする。

表 1 8 7 - 1 (保安教育実施方針 (総括表))

大分類	保安教育の内容		実施時期	実施者と教育時間 ※2					訓練員以外の教育時間	事務系教育
	中分類 (項目)	小分類 (項目)		当班長 当班副長	当班主任 運転士	補助運転士	放射性業務管理 技師の業務に携わる者	燃料の取扱いの業務に携わる者		
放射線業務 従事者教育 ※1	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	入所時 (原子力発電所研修期間)	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)
	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	1回/10年毎以上	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)
その他 反復教育	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	1回/10年毎以上	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)
	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	放射線業務従事者教育の遵守に関する事項	1回/10年毎以上	① (1.0時間以上)	② (1.0時間以上)	③ (1.0時間以上)	④ (1.0時間以上)	⑤ (1.0時間以上)	⑥ (1.0時間以上)	⑦ (1.0時間以上)

※1：各項目が、標準業務手順書(原子力管理)によりあらかじめ決定された業務に限り、各項目の金額または回数については十分な知識および技能を有していることを認められた場合には、該当する業務については、該当する業務から除外される。  
 ※2：各対象者が実施されている教育項目は、対象者となった時点から変更される。  
 ※3：アクションマネジメント対応については、当該職員を対象とする。

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

表 1 8 7 - 2 (保安教育実施方針 (放射線業務従事者教育))

総括表区分表との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
		当班長 当班副長	当班主任 運転士	運転主任 補助運転士	放射線業務従事者 業務の範囲に関与 する者	上記以外の業務 に携与する者	
核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質 または 使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された物の種類 および 性状 ③管理区域に関すること ④核燃料物質 もしくは使用済燃料 または これらによって汚染された物の運搬 貯蔵 および廃棄の作業の方法 および 順序 ⑤核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された設備の構造 および 点検の作業の方法 および 順序 ⑥外部放射線による曝露当量率 および 空気中 の放射線物質の濃度の監視の方法 ⑦汚水井、灰、塵、設備等の表面の汚染の状況 ⑧放射線管理に関すること ※1 ⑨異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	電離放射線障害防止規則の分類 核燃料物質 もしくは 使用済燃料 または これらによって汚染された物に関する知識 原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること ②核燃料物質 および 使用済燃料 または これらによって汚染された物の運搬 貯蔵 および廃棄の作業 ③核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された設備の構造 および 点検の作業 ④外部放射線による曝露当量率 および 空気中の放射線物質の濃度の監視 ⑤汚水井、灰、塵、設備等の表面の汚染の状況 ⑥原子炉施設の種類、性能に関すること ⑦放射線管理に関すること ※1 ⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	電離放射線障害防止規則の分類 原子炉施設に係る設備の構造 および 取扱いの方法に関する知識 電離放射線の発生に与える影響
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り および 退去の手順 ②核燃料物質 および 使用済燃料 または これらによって汚染された物の運搬 貯蔵 および廃棄の作業 ③核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された設備の構造 および 点検の作業 ④外部放射線による曝露当量率 および 空気中の放射線物質の濃度の監視 ⑤汚水井、灰、塵、設備等の表面の汚染の状況 ⑥原子炉施設の種類、性能に関すること ⑦放射線管理に関すること ※1 ⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	電離放射線障害防止規則の分類 原子炉施設における作業の方法 および 取扱いの方法に関する知識

※1：当班長 (放射線管理) が、電源専事本部長 (原子力管理) によりあらかじめ承認された基準にない、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することがある。  
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

表 1 8 7 - 2 (保安教育実施方針 (放射線業務従事者教育))

総括表区分表との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
		当班長 当班副長	当班主任 運転士	運転主任 補助運転士	放射線業務従事者 業務の範囲に関与 する者	上記以外の業務 に携与する者	
核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質 または 使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された物の種類 および 性状 ③管理区域に関すること ④核燃料物質 もしくは使用済燃料 または これらによって汚染された物の運搬 貯蔵 および廃棄の作業の方法 および 順序 ⑤核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された設備の構造 および 点検の作業の方法 および 順序 ⑥外部放射線による曝露当量率 および 空気中 の放射線物質の濃度の監視 ⑦汚水井、灰、塵、設備等の表面の汚染の状況 ⑧放射線管理に関すること ※1 ⑨異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	電離放射線障害防止規則の分類 核燃料物質 もしくは 使用済燃料 または これらによって汚染された物に関する知識 原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること ②核燃料物質 および 使用済燃料 または これらによって汚染された物の運搬 貯蔵 および廃棄の作業 ③核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された設備の構造 および 点検の作業 ④外部放射線による曝露当量率 および 空気中の放射線物質の濃度の監視 ⑤汚水井、灰、塵、設備等の表面の汚染の状況 ⑥原子炉施設の種類、性能に関すること ⑦放射線管理に関すること ※1 ⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	電離放射線障害防止規則の分類 原子炉施設に係る設備の構造 および 取扱いの方法に関する知識 電離放射線の発生に与える影響
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り および 退去の手順 ②核燃料物質 および 使用済燃料 または これらによって汚染された物の運搬 貯蔵 および廃棄の作業 ③核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された設備の構造 および 点検の作業 ④外部放射線による曝露当量率 および 空気中の放射線物質の濃度の監視 ⑤汚水井、灰、塵、設備等の表面の汚染の状況 ⑥原子炉施設の種類、性能に関すること ⑦放射線管理に関すること ※1 ⑧異常な事態が発生した場合における応急の措置	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	① (0.5時間以上) ② (0.5時間以上) ③ (1.5時間以上) ④ (1.5時間以上) ⑤ (1.5時間以上) ⑥ (1.5時間以上) ⑦ (1.5時間以上) ⑧ (1.5時間以上) ⑨ (1.5時間以上)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	電離放射線障害防止規則の分類 原子炉施設における作業の方法 および 取扱いの方法に関する知識

※1：当班長 (放射線管理) が、電源専事本部長 (原子力管理) によりあらかじめ承認された基準にない、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することがある。  
※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 187-3 (保安教育実施方針 (運転員))

保安教育の内容		対象者 ※1			
中分類	小分類(項目)	種目	当直長 当直副長	当直主任 運転士	運転士 補助運転士
保安法令 および 保安規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	保安規定 (総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要)に関する事項ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事項	◎	◎	◎
		保安に関する各組織 および 各職務の長体的役割と権限すべき記録	◎	×	×
		禁止措置の適用、施設運用上の基準についての概要	◎	◎	◎
		遊視、定期的検査 I	◎	◎	◎
		異常時対応 (現場機器対応)	◎	◎	◎
		禁止措置管理 II	◎	◎	◎
		遊視、定期的検査 II (中央制御室内対応)	◎	◎	◎
		禁止措置管理 III (指揮、状況判断)	◎	◎	◎
		異常時対応 (保守管理計画)に関すること I	◎	◎	◎
		異常時対応 (保守管理計画)に関すること II	◎	◎	◎
放射性廃棄物管理 こと	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎
		放射性廃棄物の取扱いに関する事項	◎	◎	◎

◎：全員が教育の対象者  
(制定する教育内容に応じて教育内容に追加あり)  
×：教育の対象外

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。  
・本教育は、同一科目であっても対象者の階級に応じて理解の範囲、深さに差がある。  
・この中で○の項目とは、運転員が行うべき教育の項目であり、上表は、この教育時間の中に含まれている。(上表の表の欄目の時間を単純した時間ではない)

変更前

変更後

備考

表 187-3 (保安教育実施方針 (運転員))

保安教育の内容		対象者 ※1			
中分類	小分類(項目)	種目	当直長 当直副長	当直主任 運転士	運転士 補助運転士
保安法令 および 保安規定の遵守に関する こと	原子炉施設保安規定	保安規定 (総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要)に関する事項ならびに関係法令および保安規定の遵守に関する事項	◎	◎	◎
		保安に関する各組織 および 各職務の長体的役割と権限すべき記録	◎	×	×
		禁止措置の適用、施設運用上の基準についての概要	◎	◎	◎
		遊視、定期的検査 I	◎	◎	◎
		異常時対応 (現場機器対応)	◎	◎	◎
		禁止措置管理 II	◎	◎	◎
		遊視、定期的検査 II (中央制御室内対応)	◎	◎	◎
		禁止措置管理 III (指揮、状況判断)	◎	◎	◎
		異常時対応 (保守管理計画)に関すること I	◎	◎	◎
		異常時対応 (保守管理計画)に関すること II	◎	◎	◎
放射性廃棄物管理 こと	放射性廃棄物管理	放射性廃棄物・液体・気体廃棄物の管理に関する事項	◎	◎	◎
		放射性廃棄物の取扱いに関する事項	◎	◎	◎

◎：全員が教育の対象者  
(制定する教育内容に応じて教育内容に追加あり)  
×：教育の対象外

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。  
・本教育は、同一科目であっても対象者の階級に応じて理解の範囲、深さに差がある。  
・この中で○の項目とは、運転員が行うべき教育の項目であり、上表は、この教育時間の中に含まれている。(上表の表の欄目の時間を単純した時間ではない)

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

表 1 8 8 (保安教育実施方針 (協力会社))

(1)発電所入所時に安全上必要な教育

大分類	中分類 (実用別第9条2条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	対象者 ※2
入所時に実施する教育※1	放射線防護の構造、性能に関する事項	放射線防護の構造、性能に関する事項	作業上の留意事項	入所時	放射線業務従事者以外
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置の概要	非常の場合に講ずべき処置の概要		
放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	入所時	放射線業務従事者以外
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置の概要	非常の場合に講ずべき処置の概要		

(2)放射線業務従事者に対する教育

大分類	中分類 (実用別第9条2条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	対象者 ※2	電離放射線障害防止規則の分類																						
放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	①核燃料物質 ②使用済燃料 ③使用済燃料の処理 ④使用済燃料による汚染された物の処理 ⑤使用済燃料による汚染された物の取扱いに関する事項 ※3	入所時	放射線業務従事者以外	核燃料物質 もしくは 使用済燃料 または これらによって汚染された物に関する知識																						
			①管理区域に関する事項 ※3				放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																				
			②核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※3						放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																		
			③核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※3								放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																
			④放射線防護に関する事項 ※3										放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外														
			⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認 ⑥汚染の除去の方法												放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外												
			⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法														放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外										
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備 および その他の設備の構造 および 取扱いの方法																放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外								
			①電離放射線の種類 および 性質																		放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外						
			②電離放射線が 生体の組織、組織、器官 および 全身に与える影響																				放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外				
			法令、労働安全衛生規則 および 電離放射線障害防止規則の関係事項																						放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外		
			①管理区域への立入り および 退去の手順																								放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外
			②核燃料物質 もしくは 使用済燃料 または これらによって汚染された物の運搬、貯蔵 および 廃棄の作業																									
③核燃料物質 または 使用済燃料によって汚染された設備の保守 および 点検の作業	放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																										
④外部放射線による被曝当量率 および 空気中の放射性物質の濃度の監視			放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																								
⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認 および 汚染の除去					放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																						
⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備 および その他の設備の取扱い							放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																				
⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																		

※1：放射線業務従事者(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※3：課長(放射線管理)が、電源事業本部長(原子力管理)よりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができる。

表 1 8 8 (保安教育実施方針 (協力会社))

(1)発電所入所時に安全上必要な教育

大分類	中分類 (実用別第9条2条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	対象者 ※2
入所時に実施する教育※1	放射線防護の構造、性能に関する事項	放射線防護の構造、性能に関する事項	作業上の留意事項	入所時	放射線業務従事者以外
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置の概要	非常の場合に講ずべき処置の概要		
放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	入所時	放射線業務従事者以外
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項	非常の場合に講ずべき処置の概要	非常の場合に講ずべき処置の概要		

(2)放射線業務従事者に対する教育

大分類	中分類 (実用別第9条2条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	対象者 ※2	電離放射線障害防止規則の分類																						
放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	放射線業務従事者に対する教育	①核燃料物質 ②使用済燃料 ③使用済燃料の処理 ④使用済燃料による汚染された物の処理 ⑤使用済燃料による汚染された物の取扱いに関する事項 ※3	入所時	放射線業務従事者以外	核燃料物質 もしくは 使用済燃料 または これらによって汚染された物に関する知識																						
			①管理区域に関する事項 ※3				放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																				
			②核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※3						放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																		
			③核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※3								放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																
			④放射線防護に関する事項 ※3										放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外														
			⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認 および 汚染の除去の方法												放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外												
			⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法														放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外										
			原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備 および その他の設備の構造 および 取扱いの方法																放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外								
			①電離放射線の種類 および 性質																		放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外						
			②電離放射線が 生体の組織、組織、器官 および 全身に与える影響																				放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外				
			法令、労働安全衛生規則 および 電離放射線障害防止規則の関係事項																						放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外		
			①管理区域への立入り および 退去の手順																								放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外
			②核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※3																									
③核燃料物質 および 核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項 ※3	放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																										
④外部放射線による被曝当量率 および 空気中の放射性物質の濃度の監視			放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																								
⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状況の確認 および 汚染の除去					放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																						
⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備 および その他の設備の取扱い							放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																				
⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置									放射線業務従事者以外	放射線業務従事者以外																		

※1：放射線業務従事者(原子力管理)によりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※3：課長(放射線管理)が、電源事業本部長(原子力管理)よりあらかじめ承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していることを認められた者については、該当する教育については省略することができる。

・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(記録)</p> <p>第189条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表189-1のうち、1. <b>および</b> 2.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表189-2に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表189-3に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4. 各課長および当直長は、表189-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>(記録)</p> <p>第189条 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、表189-1のうち、1.については保存し、その他については、適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 検査の責任者は、表189-2に定める検査に関する記録について適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表189-3に定める保安に関する記録を適正※に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>4. 各課長および当直長は、表189-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備 考
表 1 8 9 - 1			表 1 8 9 - 1			
記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更  ・記載の適正化
1. <u>使用前検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	同一事項に関する次の <u>検査</u> の時までの期間	1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時までの期間	
2. <u>施設定期検査</u> の結果	<u>検査</u> の都度	<u>同一事項に関する次の検査の時までの期間</u>				
3. <u>原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</u>	<u>毎日 1 回</u>	<u>巡視を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</u>				
4. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	
5. <u>点検・補修等</u> の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>点検・補修等</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	3. <u>保全</u> の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	
6. 安全上重要な機器の <u>点検・補修等</u> の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>点検・補修等</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 安全上重要な機器の <u>保全</u> の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度	<u>保全</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	
7. <u>点検・補修等</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	5. <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	
8. <u>点検・補修等</u> の不適合管理，是正処置， <u>予防処置</u> およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置および <u>予防処置</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	6. <u>保全</u> の不適合管理，是正処置， <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置および <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後5年が経過するまでの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更</li> <li>・記載の適正化</li> </ul>
9. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> ， <u>保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間	7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> ， <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間	
10. <u>保守管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>保守管理に関する方針</u> ， <u>保守管理の目標</u> または <u>保守管理の実施に関する計画</u> の改定までの期間	8. <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> ， <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間	
11. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	9. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	5年間	
12. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	10. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	
13. 使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回，使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあっては毎週1回	10年間	11. 使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回，使用済燃料の貯蔵施設以外の記録にあっては毎週1回	10年間	
14. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回，3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	10年間	12. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回，3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	10年間	
15. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	13. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量，空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考	
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間		
16. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ <sup>2</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3	14. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※ <sup>2</sup> の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日を始期とする各3月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※3	・記載の適正化	
17. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※3	15. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※3		
18. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3	16. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※3		
19. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※3	17. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	そのものが当該業務に就く時	※3		
20. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間	18. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	1年間		
21. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※4	19. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	廃棄の都度	※4		
22. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固化した場合には、その方法	封入または固化の都度	※4	20. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固化した場合には、その方法	封入または固化の都度	※4		
23. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間	21. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	1年間		
24. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4	22. 事故の発生および復旧の日時	その都度	※4		
25. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4	23. 事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※4		
26. 事故の原因	同上	※4	24. 事故の原因	同上	※4		
27. 事故後の処置	同上	※4	25. 事故後の処置	同上	※4		
28. 風向および風速	連続して	10年間	26. 風向および風速	連続して	10年間		
29. 降雨量	同上	10年間	27. 降雨量	同上	10年間		
30. 大気温度	同上	10年間	28. 大気温度	同上	10年間		
31. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	29. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間		
32. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	30. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間		
(中略)			(中略)				



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合※ 1	保存期間	
33. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4	31. 廃止措置に係る工事の方法、時期および対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	※4	
(中略)			(中略)			・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
表189-2			表189-2			
記録（実用炉規則第37条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第14条の3および第57条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
1. <u>溶接事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	<u>検査に係る原子炉容器等の</u> 存続する期間	1. <u>使用前事業者検査</u> の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	<u>当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の</u> 存続する期間	
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	<u>検査の都度</u>	<u>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の</u> <u>通知を受けるまでの期間</u>	2. <u>定期事業者検査の結果</u> (1) <u>検査年月日</u> (2) <u>検査の対象</u> (3) <u>検査の方法</u> (4) <u>検査の結果</u> (5) <u>検査を行った者の氏名</u> (6) <u>検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</u> (7) <u>検査の実施に係る組織</u> (8) <u>検査の実施に係る工程管理</u> (9) <u>検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</u> (10) <u>検査記録の管理に関する事項</u> (11) <u>検査に係る教育訓練に関する事項</u>	検査の都度	<u>その発電用原子炉施設が</u> <u>廃棄された後5年が経過</u> <u>するまでの期間</u>	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備考
表189-3※5			表189-3※5			
記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	記録(実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
1. 品質保証計画に関する以下の記録			1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の記録			
(1) 第125条4. 2. 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	(1) 第125条(品質マネジメントシステム計画)4. 2. 1に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	
(2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録	作成の都度	5年	(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5年	
(3) 業務の計画で必要と定めた記録(本項の他で定めるものを除く)	作成の都度	5年	(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(本項の他で定めるものを除く)	作成の都度	5年	
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録およびそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(5) 原子炉施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(5) 設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5年	
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(7) 設計・開発の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5年	
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(11) 供給者の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年	
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録	作成の都度	5年	(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	作成の都度	5年	
(15) 校正または検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	作成の都度	5年	

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前			変更後			備 考
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5年	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更
(17) 校正および検証の結果の記録	作成の都度	5年	(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	作成の都度	5年	
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5年	
(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	作成の都度	5年	
(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録	作成の都度	5年	(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5年	
(21) 不適合の性質、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	作成の都度	5年	
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(22) 講じたすべての是正処置およびその結果の記録	作成の都度	5年	
(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23) 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	5年	
(中略)			(中略)			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(報告)</p> <p>第190条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第145条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第154条, 第155条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。(第167条)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第3号<sup>*1</sup>, 第4号<sup>*1</sup>, 第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合。</p>	<p>(報告)</p> <p>第190条 各課長または当直長は、次に定める事項に該当する場合または該当するおそれがあると判断した場合について、あらかじめ定められた経路に従って、直ちに所長および廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第145条)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合。(第154条, 第155条)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合。(第167条の2)</p> <p>(4) 実用炉規則第134条第3号<sup>*1</sup>, 第4号<sup>*1</sup>, 第6号から第12号および第14号に定める報告事象が生じた場合。</p>	<p>・記載の適正化</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																									
<p>(附則を加える)</p>	<p>附則（令和 年 月 日 号） （施行期日）</p> <p>第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 組織改正に伴う、第3条、第4条、第5条、第125条、第126条および第127条の変更については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 組織改正に伴う、第3条、第4条、第5条、第125条、第126条および第127条の変更の適用までの間は、本規定中の用語について、以下のとおり読みかえる。</p> <table border="1" data-bbox="1389 457 2626 615"> <thead> <tr> <th>本規定中の用語</th> <th>読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部監査部門</td> <td>考査部門</td> </tr> <tr> <td>内部監査部門長</td> <td>考査部門長</td> </tr> <tr> <td>内部監査部門部長（原子力監査）</td> <td>考査部門部長（原子力監査）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 3号炉については、第10条（原子炉施設の定期的な評価）、第54条（燃料プールの水位および水温）および第55条（燃料または制御棒を移動するときの原子炉水位）は、次項に定める時点から適用する。</p> <p>2. 第10条（原子炉施設の定期的な評価）については、電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の1第3項の使用前事業者検査の確認を受けた時点。</p> <p>3. 附則（平成26年2月26日 原管B発第1402261号）第1条第3項第1号は、以後用いない。</p> <p>（試験使用期間中の特例）</p> <p>第3条 3号炉については、原子炉への燃料装荷を開始する時点から電気事業法第49条第1項の使用前検査の合格および原子炉等規制法第43条の3の1第3項の使用前事業者検査の確認を受けるまでの期間（以下「試験使用期間中」という。）、第27条の2（計測および制御設備）の一部および第48条（格納容器内の酸素濃度）を適用除外する。</p> <p>下表に、適用除外条項、適用除外期間および適用除外期間中の対応を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1409 1186 2611 1417"> <thead> <tr> <th>適用除外条項</th> <th>適用除外期間</th> <th>適用除外期間中の対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第27条の2（計測および制御設備） 2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉 起動領域モニタ計装）</td> <td>燃料装荷期間中、 計数率が安定して 3s<sup>-1</sup>確保されるまでの期間</td> <td>[適用除外期間中の起動領域モニタ計装に係る確認] 適用除外期間中、起動領域モニタ計装に係る確認については、別表1のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>第48条（格納容器内の酸素濃度）</td> <td>試験使用期間中</td> <td>＝</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表1 起動領域モニタ計装に係る確認</p> <table border="1" data-bbox="1409 1491 2611 1648"> <thead> <tr> <th>要素</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 起動領域モニタ計装</td> <td>当直長は起動領域モニタの要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。</td> <td>原子炉の状態が燃料交換<sup>※1</sup>の場合は毎日1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>炉心変更中<sup>※1</sup>の場合は12時間に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：起動領域モニタ周りの燃料が4体未満の場合は除く。</p>	本規定中の用語	読みかえ	内部監査部門	考査部門	内部監査部門長	考査部門長	内部監査部門部長（原子力監査）	考査部門部長（原子力監査）	適用除外条項	適用除外期間	適用除外期間中の対応	第27条の2（計測および制御設備） 2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉 起動領域モニタ計装）	燃料装荷期間中、 計数率が安定して 3s <sup>-1</sup> 確保されるまでの期間	[適用除外期間中の起動領域モニタ計装に係る確認] 適用除外期間中、起動領域モニタ計装に係る確認については、別表1のとおりとする。	第48条（格納容器内の酸素濃度）	試験使用期間中	＝	要素	項目	頻度	1. 起動領域モニタ計装	当直長は起動領域モニタの要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。	原子炉の状態が燃料交換 <sup>※1</sup> の場合は毎日1回		炉心変更中 <sup>※1</sup> の場合は12時間に1回	<p>・ 附則の追加</p>
本規定中の用語	読みかえ																										
内部監査部門	考査部門																										
内部監査部門長	考査部門長																										
内部監査部門部長（原子力監査）	考査部門部長（原子力監査）																										
適用除外条項	適用除外期間	適用除外期間中の対応																									
第27条の2（計測および制御設備） 2. 起動領域モニタ計装 表27の2-2-2（3号炉 起動領域モニタ計装）	燃料装荷期間中、 計数率が安定して 3s <sup>-1</sup> 確保されるまでの期間	[適用除外期間中の起動領域モニタ計装に係る確認] 適用除外期間中、起動領域モニタ計装に係る確認については、別表1のとおりとする。																									
第48条（格納容器内の酸素濃度）	試験使用期間中	＝																									
要素	項目	頻度																									
1. 起動領域モニタ計装	当直長は起動領域モニタの要素が動作不能でないことを管理的手段により確認する。	原子炉の状態が燃料交換 <sup>※1</sup> の場合は毎日1回																									
		炉心変更中 <sup>※1</sup> の場合は12時間に1回																									

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																		
<p>(附則を加える)</p>	<p>2. 3号炉については、その試験使用期間中、本規定について、燃料の初装荷に関する事項へ適用する場合は、以下のとおり読みかえる。</p> <table border="1" data-bbox="1406 226 2614 348"> <thead> <tr> <th>本規定中の用語</th> <th>読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取替</td> <td>装荷</td> </tr> <tr> <td>取替炉心</td> <td>初装荷炉心</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 3号炉については、その試験使用期間中、第20条（反応度監視）の一部を、以下のとおり読みかえる。</p> <table border="1" data-bbox="1406 422 2614 858"> <thead> <tr> <th>本規定第20条中の条文</th> <th>読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 反応度の予測値と監視値との差が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</td> <td>2. 反応度の予測値と監視値との差が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(1) 課長（燃料技術）は、燃料取替後の原子炉起動操作終了から3日間以内に1回、反応度の予測値と監視値との差を評価する。</td> <td>(1) 課長（燃料技術）は、初めて定格電気出力に到達した時点から3日間以内に1回、反応度の予測値と監視値との差を評価する。</td> </tr> <tr> <td>(2) 課長（燃料技術）は、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。</td> <td>(2) 課長（燃料技術）は、(1)の評価の実施以降、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 3号炉については、その試験使用期間中、第22条（制御棒のスクラム機能）、第25条（原子炉熱的制限値）、第26条（原子炉熱出力および炉心流量）、第28条の2（原子炉再循環ポンプ）、第38条（原子炉圧力）、第39条の2（非常用炉心冷却系その1）、第45条（サプレッションチェンパの平均水温）、第46条（サプレッションチェンパの水位）、第57条（外部電源その1）、第62条（直流電源その1）、第64条（所内電源系統その1）について、各条文の一部を以下のとおり読みかえる。</p> <p>(1) 第22条（制御棒のスクラム機能）</p> <table border="1" data-bbox="1406 1121 2614 1348"> <thead> <tr> <th>本規定第22条中の条文</th> <th>読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。</td> <td>原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>において、スクラムした制御棒を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御棒駆動系検査</li> <li>・主蒸気隔離弁全閉検査</li> <li>・プラントトリップ検査</li> <li>・発電機負荷遮断検査</li> <li>・外部電源喪失検査</li> <li>・再循環ポンプトリップ検査</li> </ul> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御棒駆動系試験</li> <li>・主蒸気隔離弁試験</li> <li>・プラントトリップ試験</li> <li>・発電機負荷遮断試験</li> <li>・外部電源喪失試験</li> <li>・再循環ポンプトリップ試験</li> </ul>	本規定中の用語	読みかえ	取替	装荷	取替炉心	初装荷炉心	本規定第20条中の条文	読みかえ	2. 反応度の予測値と監視値との差が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	2. 反応度の予測値と監視値との差が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	(1) 課長（燃料技術）は、燃料取替後の原子炉起動操作終了から3日間以内に1回、反応度の予測値と監視値との差を評価する。	(1) 課長（燃料技術）は、初めて定格電気出力に到達した時点から3日間以内に1回、反応度の予測値と監視値との差を評価する。	(2) 課長（燃料技術）は、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。	(2) 課長（燃料技術）は、(1)の評価の実施以降、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。	本規定第22条中の条文	読みかえ	原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。	原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> において、スクラムした制御棒を除く。	<p>・附則の追加</p>
本規定中の用語	読みかえ																			
取替	装荷																			
取替炉心	初装荷炉心																			
本規定第20条中の条文	読みかえ																			
2. 反応度の予測値と監視値との差が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。	2. 反応度の予測値と監視値との差が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。																			
(1) 課長（燃料技術）は、燃料取替後の原子炉起動操作終了から3日間以内に1回、反応度の予測値と監視値との差を評価する。	(1) 課長（燃料技術）は、初めて定格電気出力に到達した時点から3日間以内に1回、反応度の予測値と監視値との差を評価する。																			
(2) 課長（燃料技術）は、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。	(2) 課長（燃料技術）は、(1)の評価の実施以降、原子炉の状態が運転において、燃焼度の増分が1,000MWd/tに1回、反応度の予測値と監視値の差を評価する。																			
本規定第22条中の条文	読みかえ																			
原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。	原子炉の状態が運転および起動において、制御棒のスクラム機能は、表22-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> において、スクラムした制御棒を除く。																			

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考				
<p>(附則を加える)</p>	<p><u>(2) 第25条 (原子炉熱的制限値)</u></p> <table border="1" data-bbox="1403 195 2614 422"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 195 2006 237">本規定第25条中の条文</th> <th data-bbox="2006 195 2614 237">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 237 2006 415"> <p>原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> </td> <td data-bbox="2006 237 2614 422"> <p>原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気隔離弁全閉検査</li> <li>・プラントトリップ検査</li> <li>・発電機負荷遮断検査</li> <li>・外部電源喪失検査</li> <li>・再循環ポンプトリップ検査</li> </ul> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気隔離弁試験</li> <li>・プラントトリップ試験</li> <li>・発電機負荷遮断試験</li> <li>・外部電源喪失試験</li> <li>・再循環ポンプトリップ試験</li> </ul>	本規定第25条中の条文	読みかえ	<p>原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p>	<p>・附則の追加</p>
	本規定第25条中の条文	読みかえ				
	<p>原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力比および燃料棒最大線出力密度は、表25-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p>				
	<p><u>(3) 第26条 (原子炉熱出力および炉心流量)</u></p> <table border="1" data-bbox="1403 911 2614 1098"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 911 2006 953">本規定第26条中の条文</th> <th data-bbox="2006 911 2614 953">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 953 2006 1087"> <p>原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> </td> <td data-bbox="2006 953 2614 1098"> <p>原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再循環ポンプトリップ検査</li> <li>・制御棒に対する中性子束応答検査</li> <li>・圧力制御検査</li> <li>・給水系検査</li> <li>・再循環流量制御検査</li> </ul>	本規定第26条中の条文	読みかえ	<p>原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p>	
本規定第26条中の条文	読みかえ					
<p>原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力および炉心流量は、表26-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p>					
<p><u>(4) 第28条の2 (原子炉再循環ポンプ)</u></p> <table border="1" data-bbox="1403 1362 2614 1589"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 1362 2006 1404">本規定第28条の2中の条文</th> <th data-bbox="2006 1362 2614 1404">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 1404 2006 1539"> <p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p> </td> <td data-bbox="2006 1404 2614 1589"> <p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気隔離弁全閉検査</li> <li>・プラントトリップ検査</li> <li>・発電機負荷遮断検査</li> <li>・外部電源喪失検査</li> <li>・再循環ポンプトリップ検査</li> </ul>	本規定第28条の2中の条文	読みかえ	<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p>		
本規定第28条の2中の条文	読みかえ					
<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。</p>	<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉冷却材再循環ポンプは、表28の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</p>					

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考				
<p>(附則を加える)</p>	<p><u>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御棒駆動系試験</li> <li>・主蒸気隔離弁試験</li> <li>・プラントトリップ試験</li> <li>・発電機負荷遮断試験</li> <li>・外部電源喪失試験</li> <li>・再循環ポンプトリップ試験</li> <li>・選択制御棒挿入試験</li> </ul> <p><u>(5) 第38条 (原子炉圧力)</u></p> <table border="1" data-bbox="1403 493 2614 758"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 493 2006 533">本規定第38条中の条文</th> <th data-bbox="2006 493 2614 533">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 533 2006 758"> <p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動を除く。</p> </td> <td data-bbox="2006 533 2614 758"> <p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動</li> <li>(2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧力制御検査</li> <li>・主蒸気隔離弁全閉検査</li> <li>・プラントトリップ検査</li> <li>・発電機負荷遮断検査</li> <li>・外部電源喪失検査</li> <li>・再循環ポンプトリップ検査</li> <li>・タービン保安装置検査 (無負荷運転中)</li> </ul> <p><u>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧力調整器試験</li> <li>・主蒸気隔離弁試験</li> <li>・プラントトリップ試験</li> <li>・発電機負荷遮断試験</li> <li>・外部電源喪失試験</li> <li>・再循環ポンプトリップ試験</li> <li>・タービン保安装置試験 (無負荷運転中)</li> <li>・タービン主蒸気止め弁・加減弁試験</li> <li>・タービンバイパス弁試験</li> </ul>	本規定第38条中の条文	読みかえ	<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動を除く。</p>	<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動</li> <li>(2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</li> </ul>	<p>・附則の追加</p>
本規定第38条中の条文	読みかえ					
<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動を除く。</p>	<p>原子炉の状態が運転および起動において、原子炉圧力は、表38-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 送電線事故等による瞬時の原子炉圧力変動</li> <li>(2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</li> </ul>					



島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(附則を加える)</p>	<p>(6) 第39条の2 (非常用炉心冷却系その1)</p> <table border="1" data-bbox="1403 195 2614 604"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 195 2006 233">本規定第39条の2中の条文</th> <th data-bbox="2006 195 2614 233">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 233 2006 604"> <p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p> </td> <td data-bbox="2006 233 2614 604"> <p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。                      ・原子炉隔離時冷却系検査</p> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。                      ・原子炉隔離時冷却系試験</p> <p>(7) 第45条 (サブプレッションチェンバの平均水温)</p> <table border="1" data-bbox="1403 793 2614 1171"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 793 2006 831">本規定第45条中の条文</th> <th data-bbox="2006 793 2614 831">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 831 2006 1171"> <p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> </td> <td data-bbox="2006 831 2614 1171"> <p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間まで                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。                      ・主蒸気隔離弁全閉検査                      ・発電機負荷遮断検査                      ・再循環ポンプトリップ検査</p> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。                      ・主蒸気隔離弁試験                      ・発電機負荷遮断試験                      ・再循環ポンプトリップ試験                      ・主蒸気逃し安全弁試験</p> <p>(8) 第46条 (サブプレッションチェンバの水位)</p> <table border="1" data-bbox="1403 1549 2614 1850"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 1549 2006 1587">本規定第46条中の条文</th> <th data-bbox="2006 1549 2614 1587">読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 1587 2006 1850"> <p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの水位は、表46-1 (図46) に定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時における一時的な水位変動を除く。</p> </td> <td data-bbox="2006 1587 2614 1850"> <p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの水位は、表46-1 (図46) に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 地震時における一時的な水位変動                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	本規定第39条の2中の条文	読みかえ	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p>	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p>	本規定第45条中の条文	読みかえ	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p>	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間まで                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p>	本規定第46条中の条文	読みかえ	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの水位は、表46-1 (図46) に定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時における一時的な水位変動を除く。</p>	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの水位は、表46-1 (図46) に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 地震時における一時的な水位変動                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p>	<p>・附則の追加</p>
本規定第39条の2中の条文	読みかえ													
<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。</p>	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、非常用炉心冷却系は、表39の2-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの起動準備中および残留熱除去系原子炉停止時冷却モードの運転中は、当該低圧注水系（原子炉格納容器スプレイ冷却系）の動作不能とはみなさない。                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p>													
本規定第45条中の条文	読みかえ													
<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p>	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの平均水温は、表45-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 原子炉隔離時冷却系の動作確認等により、サブプレッションチェンバの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間まで                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p>													
本規定第46条中の条文	読みかえ													
<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの水位は、表46-1 (図46) に定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時における一時的な水位変動を除く。</p>	<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションチェンバの水位は、表46-1 (図46) に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。                      (1) 地震時における一時的な水位変動                      (2) 使用前事業者検査<sup>*1</sup>および計画的に実施する試験<sup>*2</sup>を行う場合</p>													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(附則を加える)</p>	<p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気隔離弁全閉検査</li> <li>・発電機負荷遮断検査</li> <li>・再循環ポンプトリップ検査</li> </ul> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主蒸気隔離弁試験</li> <li>・発電機負荷遮断試験</li> <li>・再循環ポンプトリップ試験</li> <li>・主蒸気逃し安全弁試験</li> </ul> <p>(9) 第57条(外部電源その1)</p> <table border="1" data-bbox="1406 533 2614 793"> <thead> <tr> <th>本規定第57条中の条文</th> <th>読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源は、表57-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。</td> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による瞬時停電時 (2) 使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源喪失検査</li> </ul> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源喪失試験</li> </ul> <p>(10) 第62条(直流電源その1)</p> <table border="1" data-bbox="1406 982 2614 1171"> <thead> <tr> <th>本規定第62条中の条文</th> <th>読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。</td> <td>原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合を除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源喪失検査</li> </ul> <p>※2：計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源喪失試験</li> </ul> <p>(11) 第64条(所内電源系統その1)</p> <table border="1" data-bbox="1406 1360 2614 1814"> <thead> <tr> <th>本規定第64条中の条文</th> <th>読みかえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は、表64-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。</td> <td>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は、表64-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による瞬時停電時 (2) 使用前事業者検査<sup>※1</sup>および計画的に実施する試験<sup>※2</sup>を行う場合。なお、使用前事業者検査および計画的に実施する試験において、非常用交流高圧電源母線から電源を供給されている系統については、非常用ディーゼル発電機が自動起動し電源が供給されるまでの期間は動作不能とみなさない。</td> </tr> </tbody> </table>	本規定第57条中の条文	読みかえ	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源は、表57-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による瞬時停電時 (2) 使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> を行う場合	本規定第62条中の条文	読みかえ	原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。	原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> を行う場合を除く。	本規定第64条中の条文	読みかえ	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は、表64-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は、表64-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による瞬時停電時 (2) 使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> を行う場合。なお、使用前事業者検査および計画的に実施する試験において、非常用交流高圧電源母線から電源を供給されている系統については、非常用ディーゼル発電機が自動起動し電源が供給されるまでの期間は動作不能とみなさない。	<p>・附則の追加</p>
本規定第57条中の条文	読みかえ													
原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源は、表57-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、外部電源は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による瞬時停電時 (2) 使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> を行う場合													
本規定第62条中の条文	読みかえ													
原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。	原子炉の状態が、運転、起動および高温停止において、直流電源は、表62-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> を行う場合を除く。													
本規定第64条中の条文	読みかえ													
原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は、表64-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時停電時を除く。	原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、所内電源系統は、表64-1に定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の場合を除く。 (1) 送電線事故等による瞬時停電時 (2) 使用前事業者検査 <sup>※1</sup> および計画的に実施する試験 <sup>※2</sup> を行う場合。なお、使用前事業者検査および計画的に実施する試験において、非常用交流高圧電源母線から電源を供給されている系統については、非常用ディーゼル発電機が自動起動し電源が供給されるまでの期間は動作不能とみなさない。													

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(附則を加える)</p>	<p>※1：<u>使用前事業者検査とは、以下のものなどをいう。</u>            ・外部電源喪失検査</p> <p>※2：<u>計画的に実施する試験とは、以下のものなどをいう。</u>            ・外部電源喪失試験</p> <p>5. 附則（平成26年2月26日 原管B発第1402261号）第2条は、以後用いない。</p>	<p>・附則の追加</p>